

学 生 便 覧

令 和 3 年 度



目 次

1 群馬大学の理念及び目標、教育ポリシー	
(1) 理念及び目標	1
(2) 教育ポリシー	2
2 群馬大学の沿革と組織	
(1) 沿革	5
(2) 教育・研究組織	6
3 各キャンパス案内図	
(1) 荒牧キャンパス	9
(2) 昭和キャンパス	10
(3) 桐生キャンパス	11
(4) 太田キャンパス	12
(5) 各キャンパス所在地図	12
4 学年暦・授業時間表	
(1) 令和3年度学年暦	15
(2) 授業時間表	16
5 学生活	
(1) 諸手続とその窓口	17
(2) 教務システム等	17
(3) 学生への連絡方法	22
(4) 欠席・休学・復学	[窓口－1番] 27
(5) 教室の利用	[窓口－1番] 27
(6) 学習スペース	27
(7) 学生用ロッカー	[窓口－1番] 28
(8) 単位互換の授業履修	[窓口－2番] 28
(9) 学生証の再発行	[窓口－2番] 29
(10) 自動車・二輪車（バイク・自転車等）の通学	[窓口－3番] 29
(11) 大学会館の使用	[窓口－3番] 31
(12) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など）	[窓口－4番] 31
(13) 生協食堂施設の使用	[窓口－4番] 33
(14) 北軽井沢研修所の利用	[窓口－4番] 34
(15) 東京サテライトオフィスの利用	[本部管理棟1階産学連携推進課] 34
(16) 授業料の納入	34
(17) 授業料の免除及び徵収猶予申請	[窓口－5番] 35

(18) 奨学金申請	[窓口－5番]	36
(19) 学生寮の入寮（退寮）	[窓口－4番]	41
(20) 通学証明書・学割証の申込	[窓口－4番]	42
(21) 団体旅行の申込	[窓口－4番]	42
(22) 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険及び 学研災付帯学生生活総合保険の手続	[窓口－4番]	43
(23) 学生相談	[窓口－5番]	44
(24) ハラスメントの相談		45
(25) 障害学生サポートルーム		47
(26) キャリアサポート室		48
(27) 留学生・留学に関する手続		49
(28) 外国旅行に関する手続		50
(29) 各種証明書の自動発行機による取り扱い		51
(30) 飲酒、盗難及び交通事故等の防止について		51
(31) 学生の違法行為等に関する処分について		54
(32) 台風等自然災害における休講等について		54
(33) 群馬大学 性の多様性（LGBT/SOGI）に関する基本的考え方		55
(34) その他		56

6 健康支援

(1) 健康支援総合センター	57
(2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて	59
(3) 健康診断及び健康診断書発行について	59

7 総合情報メディアセンター（図書館及び情報基盤部門）

(1) 図書館のサービス	61
(2) 図書館の紹介	61
(3) 図書館の利用	62
(4) 情報基盤部門のサービス	63
(5) パソコン利用者へのサービス	64

8 國際交流

(1) 大学間協定	65
(2) 学部間協定	66
(3) 留学生在学数	69

9 諸規則等	
(1) 群馬大学学則	71
(2) 群馬大学大学院学則	92
(3) 群馬大学学位規則	112
(4) 群馬大学教養教育科目等に関する規則	120
(5) 群馬大学学部共通細則	125
(6) 群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程	127
(7) GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ	128
(8) 群馬大学大学院共通科目に関する内規	131
(9) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程	133
(10) 群馬大学学生表彰規則	144
(11) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則	148
(12) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程	155
(13) 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程	162
(14) 群馬大学学生の旧姓使用取扱要項	174
(15) 群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金支給要項	181
(16) 学生団体活動心得	187
(17) 群馬大学課外活動共用施設使用内規	189
(18) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規	191
(19) 群馬大学大学会館施設使用要項	193
(20) 群馬大学養心寮規程	195
(21) 群馬大学理工学部啓真寮規程	198
(22) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程	202
(23) 群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン	203
10 その他	
(1) 学生歌・応援歌	205
(2) 生協案内	207

※『学生便覧』は群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センターのホームページ「学生の皆様へ」において電子ファイルを掲載しています。

URL : <http://uec.jimu.gunma-u.ac.jp/handbook/>

※修学上必要な情報は、群馬大学ホームページ（<https://www.gunma-u.ac.jp/>）でも掲載しています。トップメニューで以下のような項目を掲載しているので活用してください。

- ①在学生・保護者の方（免除等手続き、学生生活、諸手続き、交通アクセス 等）
- ②附属施設・図書館
- ③国際交流・留学
- ④キャンパスライフ（学生の活動、課外活動、授業料免除・奨学金、相談窓口 等）
- ⑤就職・キャリア支援

1 群馬大学の理念及び目標, 教育ポリシー

(1) 理念及び目標

(2) 教育ポリシー

1 群馬大学の理念及び目標、教育ポリシー

(1) 理念及び目標

前　　文

群馬大学は、上毛三山に抱かれた明るく豊かな自然風土の下、昭和24年に新制の国立大学として誕生した。それ以後、北関東を代表する総合大学として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的として、その社会的使命を果たしてきた。

20世紀後半は、科学技術の飛躍的発展と経済の繁栄に象徴される時代であり、同時に、人類の生存と繁栄の根幹に関わる諸問題が地球的規模において顕在化した時代でもあった。この中には、本学は、教育学、社会情報学、医学、理工学の各分野における教育及び研究を通して、真摯に時代の要請に応えてきた。

ここにおいて、群馬大学は、21世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として、次の基本理念を宣言する。

基本理念

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

目　　標

1. 教育の目標

- (1) 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
- (2) 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
- (3) 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。
- (4) 大学院教育においては、高い倫理観と豊かな学識に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

2. 研究の目標

- (1) 専門分野において独創的な研究を展開するとともに、特に重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。
- (2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進し、その成果を広く社会に還元する。

3. 社会貢献等の目標

- (1) 地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する。
- (2) 地域医療を担う中核として医療福祉の向上にあたるとともに、地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- (3) 国際的視野の下で教育研究を充実する観点から、留学生の受け入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、海外の大学等との学術交流や教職員の国際交流を進める。

4. 大学運営の目標

- (1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、大学構成員の能力を引き出し、自主性、自律性を持って効率的な大学運営に当たる。
- (2) 大学内の情報共有化と社会に対する大学情報の積極的な発信に努め、学内外への説明責任を果たす。
- (3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させるとともに、大学の諸活動の質的向上を図る。

(2) 教育ポリシー

1 群馬大学（学士課程）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）～このような人材を育てます～

<卒業認定・学位授与の条件>

1. 以下の学修達成目標及び所属する学部・学科・課程が定める学位授与の要件を満足していること。
2. 所定の年限在学し、かつ所属する学部・学科・課程が定める単位を修得していること。

<学修成果の目標>

【専門的学識、技能】

1. 所属する学部・学科・課程の専門分野において求められる専門的学識・技能を修得し、現実の諸課題に対してその活用ができる。

【幅広い教養、学際性】

2. 人間社会、歴史・文化、自然等についての幅広い教養と学際的理解に基づいて、様々な問題に対して多面的・総合的な判断ができる。

【論理的思考力、コミュニケーション力】

3. 論理的思考力とコミュニケーション能力を持ち、社会で生起する問題に対し主体的に取り組む意欲を持っている。

【社会人としての自覚、国際性】

4. 自然との共生を基盤とした豊かな人間性と広い視野及び社会的倫理観を持ち、社会から信頼され国内外で活躍することができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）～このような教育を行います～

<教育課程編成と教育方法>

全学的な協力体制の下、教養教育と専門教育の融合を図り、幅広く深い教養、豊かな知性と感性、総合的な判断力、専門分野の基礎的能力を育成するため、学生の潜在能力を最大限引き出せる教育課程を編成し、実施します。本学の基本理念及び教育の目標を達成するために、本学の教育課程（カリキュラム）は以下の方針で編成されています。

1. カリキュラム・ポリシーを具現化するカリキュラム・マップに従った系統的な教育と、授業科目の目標・内容・教育方法・達成度（成績）評価方法等について詳述されたシラバスに基づいた教育を実施し、アクティヴ・ラーニング等の学生の自主的な学修意欲を促す教育、授業時間外自己学修や学修の振り返りを促す教育等を幅広く行う。
2. 学士課程教育においては、全学共通の教養科目及び専門科目を、互いの融合を図りながら編成する。
3. 全学共通の教養科目は、学士力の育成の基礎となる教養基盤科目と、幅広く深い教養・総合的な判断力・豊かな人間性の涵養につながる教養育成科目の二つの科目群から構成される。個別の領域の知識を学ぶのではなく、それらを統合していく考え方の修得及び各学問分野に共通の思考・判断・表現法の修得につながる教育を行うことにより、学生が自らの教養と主体性を構築していくことを促し、また外国語も含めた汎用的技能の基盤を培い、アイデンティティの確立した知識人としての考え方ができる人材を育成する教育を行う。
4. 専門教育を学ぶ上で必須となる基礎的知識や技能の修得を目的に、高校教育と大学における

専門教育との円滑な接合を助け、その分野の基本的リテラシーについて学ぶ教育を行う。また、専門分野に関連する分野についての基礎的理解と新しいアイデアを引き出すことに役立つ知識・技能の修得を図り、専門分野の知識・理解・技能の質の更なる向上を目指す教育を展開する。

5. 専門科目においては、次の能力の養成に向けた教育を行う。

- (1) 専門分野の内容、社会的意義と限界を深く理解し、他者に説明・表現できる能力
- (2) 専門分野に関する諸分野についての基礎的理解があり、客観的な評価ができる能力
- (3) 自らの専門分野の視点から現代世界が直面する諸変化の特性・特質を理解し、生起する諸課題について探究し、課題解決に実践的に取り組んでいくことができる能力

<学修成果の評価>

シラバスに記載の達成度（成績）評価方法に基づいて行います。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）～このような人を求めています～

<入学者に求める能力・資質>

群馬大学の理念、教育の目標に賛同し、本学の教職員と共に学術研究の成果を地域に還元し、豊かな地域社会・国際社会の創造に貢献していく意欲にあふれ、以下の能力・意欲を持つ人を求めています。

1. 高等学校の教育課程についての総合的な理解と大学教育を受けるにふさわしい基礎学力がある。
2. 専門分野を学ぶ上で必要な基礎知識と強い探究心、コミュニケーション能力を持っている。
3. 主体的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持っている。
4. 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組む意欲がある。
5. 高い志と豊かな発想力を持ち、未来を切り開く夢と情熱を持っている。
6. 地域社会や国際社会に貢献する意欲とリーダーシップを持っている。

<入学者選抜の方針・方法>

群馬大学は、本学で学びたい学生に対し、その多元的な能力を評価し選抜するために、多様な受験機会・入学試験を提供します。また、本学の国際化推進基本計画に基づいて、海外からの留学生を積極的に受け入れる方針の下、受験機会を提供します。

本学の教育の目標、求める能力・資質に合致する学生を選抜するために、一般選抜（前期・後期）の他に、特別選抜として総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜、3年次編入学試験等の入学試験を実施します。本学の入学試験では、それぞれの学部・学科・課程の専門・特性に合わせて、大学入学共通テスト、個別学力検査、実技等試験、調査書、活動歴、面接、小論文等を組み合わせて、総合的に合否を判定します。

2 群馬大学大学院

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）～このような人材を育てます～

幅広く豊かな学識に立脚し、専門分野において創造性豊かに自立して研究活動を実践でき、高度な専門性・国際性を必要とする職業を担うための能力を身に付け、研究者・技術者・高度専門職業人としての倫理観を身に付けている人物で、各研究科・学府が課程又は専攻ごとに定めた修了要件を満たした者に、学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）～このような教育を行います～

国際的に活躍できる、創造的能力を備えた研究者及び実践力を有する高度専門職業人を養成するため、専門分野における基礎的素養を涵養し高度な専門的知識及び能力を修得させるよう、各研究科・学府の課程又は専攻の教育目標の達成に向けた体系的な教育課程を編成し、実施します。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）～このような人を求めています～

各研究科・学府が課程又は専攻ごとに求める学力・能力を持ち、研究や実践によって、人類社会の発展に貢献する意欲のある人を受け入れます。

2 群馬大学の沿革と組織

- (1) 沿革
- (2) 教育・研究組織

2 群馬大学の沿革と組織

(1) 沿革

群馬大学は、昭和24年5月31日国立学校設置法により旧制群馬師範学校、群馬青年師範学校、前橋医学専門学校、前橋医科大学及び桐生工業専門学校の諸学校を包括して、学芸学部、医学部、工学部の3学部をもって新制大学として発足したものです。

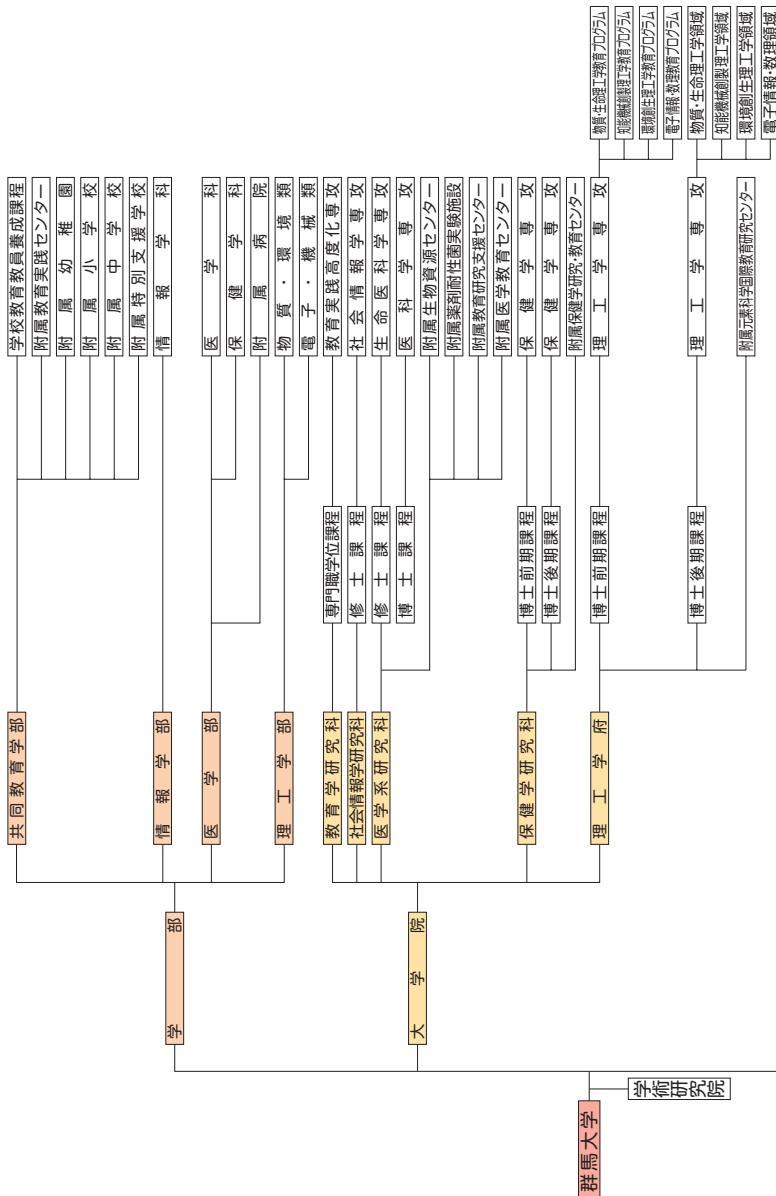
学芸学部は、現在共同教育学部と改称されていますが、群馬県師範学校から通算しますと130余年の歴史を以て幾多の人材を斯界に送り出し、理工学部も、桐生高等工業学校から通算しますと100年余りの歴史と実績を持ち、特に環境の利と相俟って、本邦工業界に貢献していることは、周知のとおりです。前橋医学専門学校及び前橋医科大学の歴史は、短かったとはいえ、その急速なる発展と充実には誠に見るべきものがあり、これを基盤とした医学部が北関東のメディカル・センターとして期待されています。平成5年には、社会情報学部が設置され、高度情報化社会の在り方を探り、豊かな人間社会を創造するために必要な教育・研究を行い、行政、経営、地域社会等の領域で活躍できる社会科学的思考を身に付けた国際性豊かな人材を輩出しています。

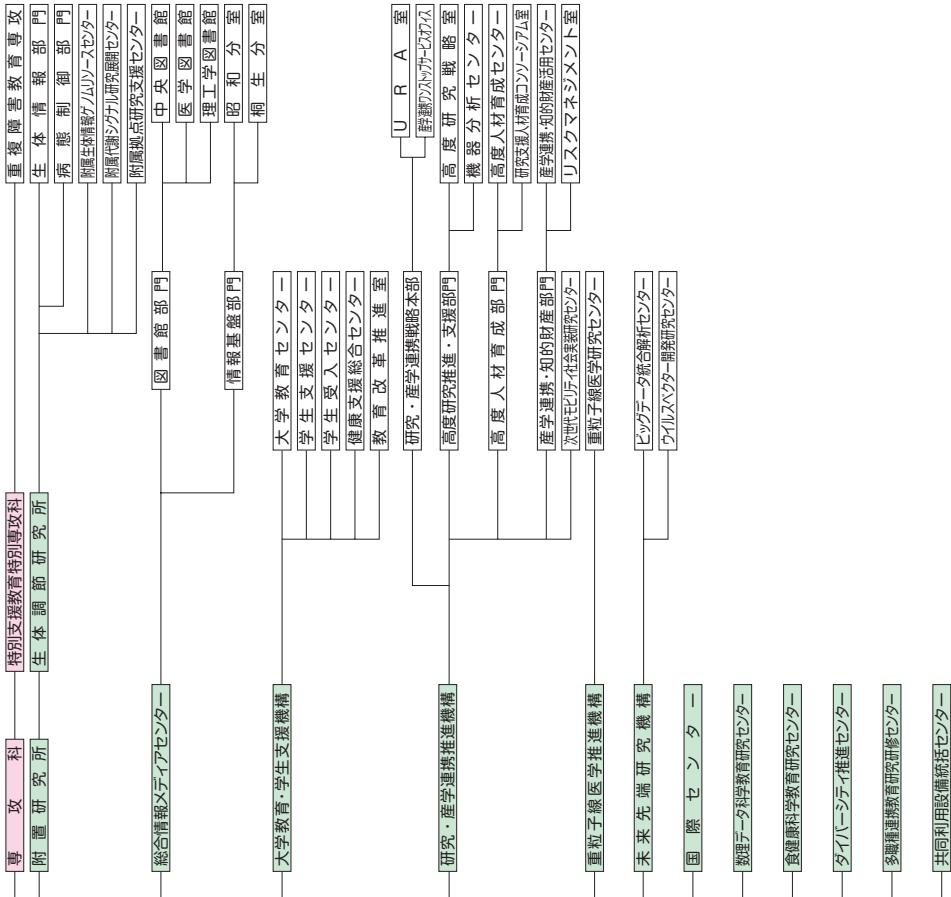
本学創立以来の主な沿革概要は、次のとおりです。

- ・昭和29年 4月 工学専攻科が設置された
- ・昭和29年 9月 医科大学（旧制）に医学博士の学位審査権が付与された
- ・昭和30年 7月 大学院医学研究科（博士課程）が設置された
- ・昭和34年 4月 内分泌研究所が設置された
- ・昭和39年 4月 大学院工学研究科（修士課程）が設置された
- ・昭和40年 4月 教養部及び学芸専攻科が設置された
- ・昭和41年 4月 学芸学部が教育学部に、学芸専攻科が教育専攻科に改称された
- ・昭和45年 1月 教育学部、教養部等が荒牧地区に移転した
- ・平成元年10月 工学部が改組再編された
- ・平成元年10月 大学院工学研究科（博士課程）が設置された
- ・平成2年 3月 教育専攻科が廃止された
- ・平成2年 4月 大学院教育学研究科（修士課程）が設置された
- ・平成4年 3月 工業短期大学部が廃止された
- ・平成5年 9月 教養部が廃止された
- ・平成5年10月 社会情報学部が設置された
- ・平成6年 4月 特殊教育特別専攻科が設置された
- ・平成6年 6月 内分泌研究所が改組再編され、生体調節研究所に改称された
- ・平成8年 5月 機器分析センターが設置された
- ・平成8年10月 医学部に保健学科が設置された
- ・平成10年 4月 大学院社会情報学研究科（修士課程）が設置された
- ・平成11年 4月 教育学部教員養成課程が改組再編された
- ・平成11年 4月 総合情報処理センター及び留学生センターが設置された
- ・平成12年 3月 医療技術短期大学部が廃止された
- ・平成13年 4月 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）が設置された
- ・平成15年 4月 大学院医学系研究科保健学専攻（博士課程）が設置された
- ・平成16年 4月 国立大学法人群馬大学となった
- ・平成17年 4月 附属図書館と総合情報処理センターを統合し、総合情報メディアセンターとなった
- ・平成17年 6月 重粒子線医学研究センターが設置された
- ・平成18年 4月 社会情報学部社会情報学科が改組され、情報行動学科・情報社会科学科が設置された
- ・平成18年 4月 大学院教育・学生支援機構が設置された
- ・平成18年 6月 産学連携・先端研究推進機構が設置された
- ・平成19年 4月 大学院工学研究科及び工学部が改組再編された
- ・平成19年 4月 大学院医学系研究科生命医科学専攻（修士課程）が設置された
- ・平成19年12月 産学連携・先端研究推進機構が改組され、研究・産学連携戦略推進機構となった
- ・平成20年 4月 大学院教育学研究科が改組され、障害児教育専攻（修士課程）、教科教育実践専攻（修士課程）、教職リーダー専攻（専門職学部課程）となった
- ・平成20年12月 留学生センターが改組され、国際教育・研究センターとなった
- ・平成21年 6月 重粒子線医学研究センターが再編され、重粒子線医学推進機構が設置された
- ・平成23年 4月 大学院保健学研究科（博士課程）が設置された
- ・平成23年 9月 大学院工学研究科ナノ・材料システム工学専攻（博士課程）が廃止された
- ・平成25年 4月 大学院工学研究科及び工学部が改組され、理工学研究院・大院理工学府・理工学部が設置された
- ・平成25年 8月 男女共同参画推進室が設置された
- ・平成26年 4月 学術研究院が設置された
- ・平成26年 4月 未来先端研究機構が設置された
- ・平成28年 4月 社会情報学部情報行動学科及び情報社会科学科が改組され、社会情報学科が設置された
- ・平成28年 4月 研究・産学連携戦略推進機構が改組され、研究・産学連携推進機構が設置された
- ・平成28年 7月 共同利用設備統括センターが設置された
- ・平成28年12月 次世代モビリティ社会実装研究センターが設置された
- ・平成29年 5月 國際教育・研究センターが改組され、国際センターが設置された
- ・平成29年12月 数理データ科学教育研究センター及び食健康科学教育研究センターが設置された
- ・令和2年 4月 教育学部が改組され、宇都宮大学との共同設置により、共同教育学部が設置された
- ・令和2年 4月 大学院教育学研究科が改組され、修士課程を廃止し、教育実践高度化専攻（専門職学部課程）となった
- ・令和2年 4月 男女共同参画推進室が改組され、ダイバーシティ推進センターが設置された
- ・令和3年 4月 社会情報学部と理工学部電子情報理工学科情報科学コースが統合され、情報学部が設置された
- ・令和3年 4月 工学部5学科が改組され、物質・環境類、電子・機械類が設置された

(2) 教育・研究組織

令和3年4月1日現在





3 各キャンパス案内図

- (1) 荒牧キャンパス
- (2) 昭和キャンパス
- (3) 桐生キャンパス
- (4) 太田キャンパス
- (5) 各キャンパス所在地図

3 各キャンパス案内図

(1) 荒牧キャンパス

荒牧地区配置図 Aramaki Campus Map

- ※令和2年度より荒牧地区的建物名称が変更となりました。
- | | | |
|--|---|---|
| ① 教育実践センター
Center for Educational Research and Practice | ⑯ 課外活動共用施設
Facilities for Extracurricular Activities | ⑫ 中央モール
Central Mall |
| ② 共同教育学部
Cooperative Faculty of Education | ⑯ 合宿研修施設
Training Camp Facilities | ⑬ 遊歩道
Promenade |
| ③ 総合情報メディアセンター中央図書館
Library and Information Technology Center, Central Library | ⑯ 弓道場
Kyudojo (training hall) | ⑭ 馬場
Riding (practice) ground |
| 総合情報メディアセンター情報基盤部門
Library and Information Technology Center, Information Technology Division | ⑯ 憐いの広場
Open Praza | ⑮ 次世代モビリティ社会実装研究センター
Center for Research on Adoption of NextGen Transportation Systems |
| ④ 教職員等宿舎
Residence for Staff | | |
| ⑤ 基幹棟（中会議室他）
Power Station | | |
| ⑥ 健康支援総合センター
General Health Support Center | | |
| ⑦ 荒牧地区環境美化室
Landscape Office | | |
| ⑧ 電話交換室
Telephone Exchange Room | | |
| ⑨ 倉庫
Warehouse | | |
| ⑩ 事務局
Administration Office | | |
| 研究・産学連携推進機構
Organization for Promotion of Research and University-Industry Collaboration | | |
| ⑪ 守衛所
Campus Security | | |
| ⑫ 情報学部
Faculty of Informatics | | |
| ⑬ 学生センター
Student Service Center | | |
| 大学教育・学生支援機構
Organization for Higher Education and Student Service | | |
| ダイバーシティ推進センター
Center for Diversity and Inclusion | | |
| ⑭ 第一・第二体育館
Gymnasium | | |
| ⑮ 大会館「アザレア」
University Hall "Azalea" | | |
| 国際センター
International Center | | |
| ⑯ キャリアサポート室
Career Support Office | | |
| ⑰ 体育管理施設
Sports Facilities | | |
-

【荒牧キャンパス】AED 設置場所及び使用可能時間帯等

設置場所	使用可能時間	管理担当係	備考
事務局（本部管理棟） 3F エレベーターホール前	平日 7:00 ~ 21:00 (玄関解錠時間)	総務部 総務課総務係	事務局職員は、職員証により24時間使用可能
共同教育学部（7号館） 1F エレベーターホール	平日 7:00 ~ 19:00 (入口解錠時間)	共同教育学部 総務係	共同教育学部教職員・学生は、職員・学生証により24時間使用可能
共同教育学部（6号館） 1F正面玄関内	平日 8:00 ~ 18:00 (入口解錠時間)	情報学部 総務係	情報学部教職員は、職員証により24時間使用可能
学生センター（1号館） 1F 学生センター③番窓口	平日 8:15 ~ 18:00		
学生センター（1号館） 1F 西側入口内壁面	平日 7:00 ~ 20:00 (入口解錠時間)		
学生センター（2号館） 1F 南側出入口	平日 7:00 ~ 20:00 (入口解錠時間)		
学生センター（3号館） 1F 西側入口内壁面	平日 7:00 ~ 20:00 (入口解錠時間)		
大会館	1F キャッシュコーナー隣の スペース	平日 7:00 ~ 20:00 (大会館入口解錠時間)	国際センター教職員は、職員証により24時間使用可能
体育館	出入口正面通路 武道場	体育館開館時間	6:00頃巡回時解錠、22:00頃巡回時施錠
レストハウス	レストルーム（西）	終日	施錠していない
健康支援総合センター	健康支援総合センター通路	平日 8:30 ~ 17:15 (センター開館時間)	健康支援総合センタースタッフ不在時は、入館できないため使用できません。
総合情報メディアセンター 中央図書館	1F 正面玄関壁面（屋外）	終日	研究推進部 総合情報メディアセンター課 情報企画係

(2) 昭和キャンパス

昭和地区配置図 Showa Campus Map

- ① 医学部保健学科
School of Health Sciences
- ② 福利施設 (学生食堂・売店)
Welfare Facilities
- ③ しらぎく棟
Shiragiku Building
- ④ 中央機械室
Power Supply Center
- ⑤ 生体調節研究所
Institute for Molecular and Cellular Regulation
代謝シグナル研究展開センター
Metabolic Signal Research Center
- ⑥ ラジオソース研究棟
Radioisotope Research Building
- ⑦ 特別高圧変電室
Electric Transformer Room
- ⑧ 生体情報ゲノムリソースセンター
Biological Genome Resource Center
- ⑨ 生物資源センター 1
Bioresource Center 1
- ⑩ 生物資源センター 2
Bioresource Center 2
- ⑪ 医学部 (臨床)
School of Medicine (Clinical Medicine)
- ⑫ 医学部 (基礎)
School of Medicine (Basic Medicine)
- ⑬ 基礎講義棟
Basic Lecture Building
- ⑭ 刀会館
Tachi Hall
- ⑮ 総合情報メディアセンター医学図書館
University Information Technology Center, Medical Library
- ⑯ 共用施設棟
Common Building
- ⑰ 臨床講義棟
Clinical Building for Clinical Medicine
- ⑯ 特別診療棟
Special Examination Building
- ⑯ 診療棟 1
Treatment Building 1
- ⑯ 診療棟 3
Treatment Building 3
- ⑯ 病院基幹棟
Power Station



- ㉑ アメニティモール
Amenity Mall
- ㉒ 東棟
East Building
- ㉓ 診療棟 2
Examination Building 2
- ㉔ 南病棟
South Examination Building
- ㉕ 北病棟
North Examination Building
- ㉖ 外来診療棟
Outpatients and Examination Building
- ㉗ 講外活動施設、体育館
Facilities for Extracurricular Activities, Gymnasium
- ㉘ プロジェクト棟 (1F: 石井ホール)
Project Building (Ishii Hall)
- ㉙ 中央診療棟
Central Examination Building
- ㉚ 総合情報メディアセンター情報基盤部門 (昭和分室)
University Information Technology Center, Information Technology Division
- ㉛ 立体駐車場
Multi-level Parking Garage
- ㉜ 重粒子線照射施設
Heavy Ion Therapy
- ㉝ ゆめのこ保育園
Nursery School
- ㉞ 発電機室
Generating room

【昭和キャンパス】AED 設置場所及び使用可能時間帯等

設置場所	使用可能時間	管理担当係	備考
外来診療棟			
1階エレベーターホール エスカレーター付近 2階廊下 3階廊下付近 4階廊下 西側階段付近			
病棟			
9階エレベーターホール 患者食堂付近 8階エレベーターホール 患者食堂付近 7階エレベーターホール 患者食堂付近 6階エレベーターホール 患者食堂付近 5階エレベーターホール 患者食堂付近 3階エレベーターホール 患者食堂付近 4階ICU内	平日 7:00～21:00 (病院入口解錠時間)		病院職員は、職員証等により 休日を含み24時間使用可能
東病棟			
1階精神科 スタッフルーム内	平日 8:30～17:00 (精神科病棟入口解錠時間)	MEサプライセンター	ICU専用 精神科職員は、職員証等により 休日を含み24時間使用可能
地下1階廊下 放射線、リニアック等受付付近			
地下1階廊下 MRI,PET,SPECT受付付近			
中央診療棟			
1階廊下 CT、超音波、血管造影受付付近 2階廊下 再診機付近 1階骨部 処置室内	平日 7:00～21:00 (病院入口解錠時間)		病院職員は、職員証等により 休日を含み24時間使用可能
重粒子線照射施設			
地下1階待合ホール 重粒子センター受付付近	平日 7:00～21:00 (重粒子センター入口解錠時間)		
アメニティモール			
1階廊下 再診機付近 2階廊下 重粒子外来受付付近 3階廊下 学務課前	平日 7:00～21:00 (病院入口解錠時間)		病院職員は、職員証等により 休日を含み24時間使用可能
共用施設棟			
総合情報メディアセンター 医学図書館	図書館開館時間	研究推進部 総合情報メディアセンター課 医学情報係 学務課	開館時間は、図書館HPに掲載
課外活動施設棟	9:00～21:00		

(3) 桐生キャンパス

桐生地区配置図 Kiryu Campus Map

- ① 研究・産学連携推進機構（A棟）
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration A
- ② 研究・産学連携推進機構（B棟）
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration B
- ③ 研究・産学連携推進機構（C棟）
Organization for Promotion of research and University-industry collaboration C
- ④ 同窓記念会館
Alumni of Engineering Commemoration Hall
- ⑤ 車庫
Garage
- ⑥ 工学部会館
Engineering Hall
- ⑦ 環境保全支援センター
Center for Environmental preservation
- ⑧ 7号館
Building No.7
- ⑨ 実験棟
Experiment Building
- ⑩ 1号館
Building No.1
- ⑪ 理工学基盤部門
Division of Pure and Applied Science
- ⑫ 講義棟
Lecture Building
- ⑬ 4号館
Building No.4
- ⑭ 5号館
Building No.5
- ⑮ 総合情報メディアセンター理工学図書館／情報基盤部門(桐生分室)
Library and Information Technology Center, Science and technology Library/
Information Technology Division
- ⑯ プロジェクト棟
Project Building
- ⑰ 電子計算機棟
Computer Facilities
- ⑱ 6号館
Building No.6
- ⑲ 2号館
Building No.2
- ㉑ 基幹棟
Main Station
- ㉒ 3号館
Building No.3
- ㉓ 8号館
Building No.8

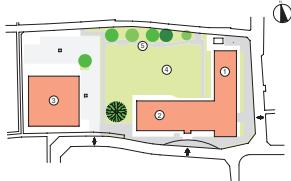


【桐生キャンパス】AED 設置場所及び使用可能時間帯等

設置場所		使用可能時間	管理担当係	備 考
守衛所		終日	理工学部 学生支援係	正門横
1号館	1F エレベータホール	平日 8：00～20：00 (1号館玄関解錠時間)	理工学部 学生支援係	
3号館	1F エレベータホール	終日	理工学部 学生支援係	
8号館	1F エレベータホール	平日 7：30～21：00 (8号館玄関解錠時間)	理工学部 学生支援係	
総合情報メディアセンター 理工学図書館	1F 正面玄関（風除室内）	終日	研究推進部 総合情報メディアセンター課 理工学情報係	
体育館	1F 正面玄関内	8：30～21：00 (体育館開館時間)	理工学部 学生支援係	
研究・産学連携推進機構 (B棟)	1F 正面玄関（風除室内）	終日	理工学部 学生支援係	

(4) 太田キャンパス

太田地区配置図 Ota Campus Map



- ① 大学院研究棟 Graduate School of Engineering Building
- ② 産学研究棟 Engineering system production study Building
- ③ ものづくりイノベーションセンター Monodzukuri Innovation Center
- ④ 交流広場 Communication Plaza
- ⑤ 散策路 Walking Road

(5) 各キャンパス所在地図 【荒牧地区】・【昭和地区】



荒牧地区

- ◆JR両毛線にて前橋駅下車、北方へ8 Km (バス)
- 前橋駅北口2番乗り場（関越交通バス）
- 群馬大学荒牧経由渋川市内循環渋川駅行、
小児医療センター行
- 「群馬大学荒牧」下車（所要時間約28分）
- 渋川駅行、
渋川市内循環渋川駅行
- 「前橋自動車教習所前」下車（所要時間約25分+
徒歩10分）

昭和地区

- ◆JR両毛線にて前橋駅下車、北方へ4 Km (バス)
- JR前橋駅北口2番乗り場（関越交通バス）
- ・全線「群大病院入口」下車（所要時間約13分+徒歩6分）
- ・群大病院行・群大病院経由群馬大学荒牧行、群大病院・南橘団地経由群馬大学荒牧行、群大病院経由南橘団地行「群大病院」下車（所要時間約15分）
- JR前橋駅北口3番乗り場（日本中央バス）
- ・総合スポーツセンター行、湯の道利休行「群大病院」下車（所要時間約15分）

【桐生地区】



桐生地区

- ◆JR両毛線にて桐生駅下車、北方へ2.5Km (バス)
JR桐生駅北口乗り場（おりひめバス）
・桐生女子高前行、
上菱団地行、
梅ふるさとセンター前行
「群馬大学桐生正門前」下車（所要時間約7分）
- ◆東武桐生線にて新桐生駅下車、北方へ4.1Km
新桐生駅乗り場（おりひめバス）
・桐生女子高前、
上菱団地行「群馬大学桐生正門前」下車（所要時間約15分）

【太田地区】



太田地区

- ◆東武伊勢崎線にて太田駅下車、北方へ0.5Km (所要時間徒歩10分)

4 学年曆・授業時間表

(1) 令和3年度学年曆

(2) 授業時間表

4 学年暦・授業時間表

(1) 令和3年度学年暦

区分	教養教育期	共同教育学部	情報学部	医学部		理工学部 (桐生・太田)				
				医学科	保健学科					
学年開始				4月1日						
春季休業				4月1日～4月8日	4月1日～4月7日					
入学式				4月6日						
新入生オリエンテーション				4月6・7日 (学部・学科別に開催します。)						
前学期授業開始				4月9日	4月8日					
開学記念日				6月1日						
前学期授業終了				7月30日						
前学期期末試験				8月2日～8月6日			8月2日～8月11日			
夏季休業				8月10日～9月30日	8月7日～9月30日		8月12日～9月30日			
後学期授業開始				10月1日						
冬季休業				12月28日～1月4日						
後学期授業終了				2月1日			2月2日			
後学期期末試験				2月2日～2月8日			2月3日～2月10日			
学年末休業				2月9日～3月31日			2月11日～3月31日			
学位記授与式				3月23日						
学年終了				3月31日						

*医学部医学科については、高学年を除く。

*理工学部総合理工学科夜間主修学の学生を除き、理工学部1年生は、「教養教育期」による。

(2) 授業時間表

1. 荒牧キャンパス

時 間	授業時間帯
1～2	8：40～10：10
3～4	10：20～11：50
5～6	12：40～14：10
7～8	14：20～15：50
9～10	16：00～17：30

2. 昭和キャンパス

時 間	授業時間帯
1～2	8：50～10：20
3～4	10：30～12：00
5～6	13：00～14：30
7～8	14：40～16：10
9～10	16：20～17：50

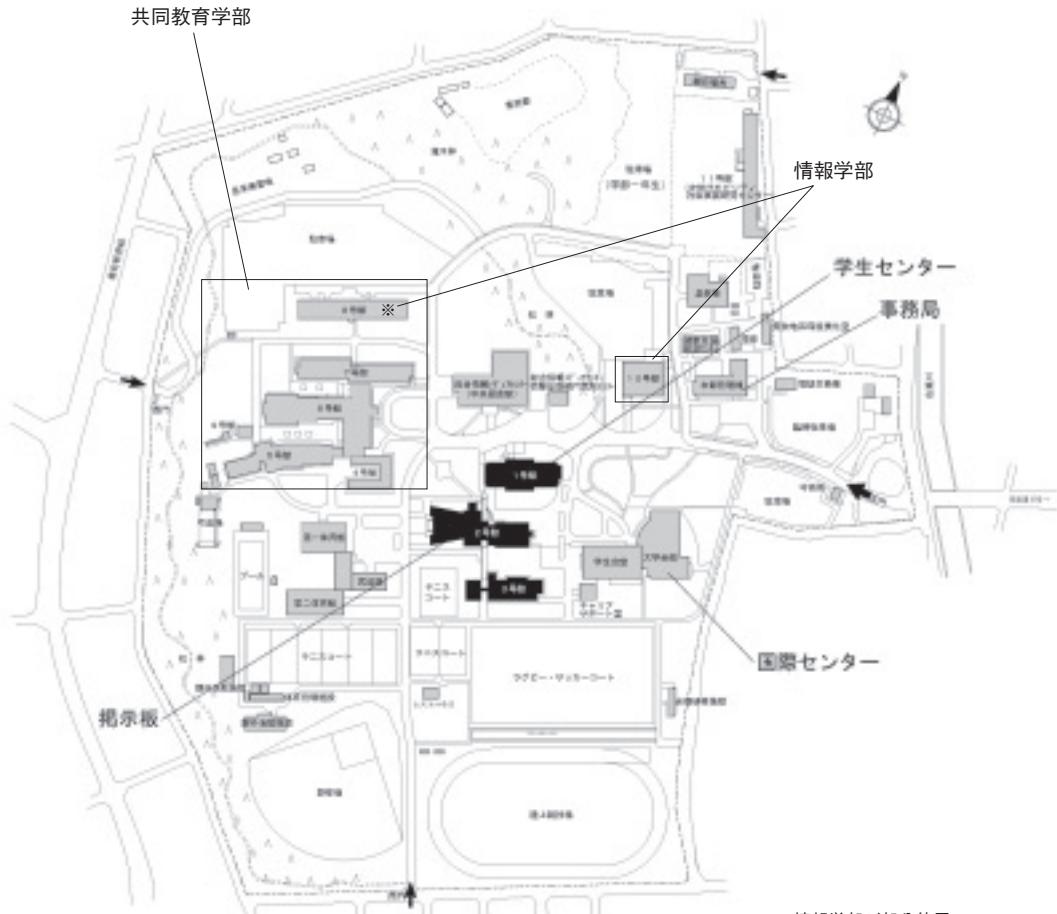
3. 桐生キャンパス

時 間	授業時間帯
1～2	8：40～10：10
3～4	10：20～11：50
5～6	12：40～14：10
7～8	14：20～15：50
9～10	16：00～17：30
11～12	17：35～19：05
13～14	19：10～20：40

5 学生生活

- (1) 諸手続とその窓口
- (2) 教務システム等
- (3) 学生への連絡方法
- (4) 欠席・休学・復学 [窓口－1番]
- (5) 教室の利用 [窓口－1番]
- (6) 学習スペース
- (7) 学生用ロッカー [窓口－1番]
- (8) 単位互換の授業履修 [窓口－2番]
- (9) 学生証の再発行 [窓口－2番]
- (10) 自動車・二輪車（バイク・自転車等）の通学 [窓口－3番]
- (11) 大学会館の使用 [窓口－3番]
- (12) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など） [窓口－4番]
- (13) 生協食堂施設の使用 [窓口－4番]
- (14) 北軽井沢研修所の利用 [窓口－4番]
- (15) 東京サテライトオフィスの利用 [本部管理棟1階産学連携推進課]
- (16) 授業料の納入
- (17) 授業料の免除及び徴収猶予申請 [窓口－5番]
- (18) 奨学金申請 [窓口－5番]
- (19) 学生寮の入寮（退寮） [窓口－4番]
- (20) 通学証明書・学割証の申込 [窓口－4番]
- (21) 団体旅行の申込 [窓口－4番]
- (22) 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険
及び学研災付帯学生生活総合保険の手続 [窓口－4番]
- (23) 学生相談 [窓口－5番]
- (24) ハラスマントの相談—ハラスマントのない大学にするために—
- (25) 障害学生サポートルーム
- (26) キャリアサポート室
- (27) 留学生・留学に関する手続
- (28) 外国旅行に関する手続
- (29) 各種証明書の自動発行機による取り扱い
- (30) 飲酒、盗難及び交通事故等の防止について
- (31) 学生の違法行為等に関する処分について
- (32) 台風等自然災害における休講等について
- (33) 群馬大学 性の多様性（LGBT/SOGI）に関する基本的考え方
- (34) その他

荒牧地区建物配置図



5 学生生活

(1) 諸手続とその窓口

学生センター（学務部）及び各学部教務・学生支援担当係では、みなさんが入学してから卒業するまでの間、学生生活全般にわたり、相互に連携しながらみなさまをサポートします。

学生センターの場所（1号館1階）については、左図の荒牧地区建物配置図で確認してください。

教務・学生支援担当係及び電話番号はP23、学生センター担当窓口配置図はP24のとおりです。

各諸手続や相談の早見表がP25・26にありますので、手続等区分により確認して、各窓口に申し出てください。学年等により担当窓口が異なる場合がありますので、学生センター及び各学部担当窓口一覧の「留意事項等」により確認してください。

また、「手続等区分」にないことや学生生活でわからないことがあったときは、気軽に最寄りの窓口（担当係）に照会してください。

(2) 教務システム等

■教務システムとは

教務システムとは、Web（インターネットに接続されたパソコン、携帯電話、スマートフォン等）から授業に関するこをはじめ、試験日程、教室配当、授業料免除、奨学金、学生の呼び出し等に至るまで、非常に重要な情報を確認するために導入したシステムです。学生のみなさんは、毎日必ず確認する習慣をつけてください。

※教務システム及び掲示板等で連絡したものは、すべて伝達したものとして取扱います。
確認しなかったという理由で、事後の異議を申し出ることはできませんので、注意してください。

■教務システムの主な機能について

- ・学生情報の変更（住所、電話番号、メールアドレスなど）
- ※保証人情報などの変更是、窓口に申し出てください。
- ・休講・補講・教室変更情報
- ・大学からのお知らせ
- ・メッセージ
- ・災害時の安否確認
- ・年間行事予定
- ・定期試験情報
- ・履修登録
- ・時間割の確認
- ・単位修得状況の確認
- ・アンケート機能
- ・就職情報



■推奨するシステム環境（OSおよびウェブブラウザ）について

<Windowsをお使いの場合>

Google Chrome

Firefox 2.0以上

<Macintoshをお使いの場合>

Safari 3.0以上

Firefox 2.0以上

■接続場所

学内・学外問わず接続可能です。

■接続方法について

教務システムにログインするには、「全学認証アカウントID及びパスワード」が必要です。

なお、本学の学生は入学時に「全学認証アカウントID及びパスワード」が配付されます。

① 群馬大学ホームページへアクセスします。

「トップページ」→「在学生のみなさまへ」→「教務システム」とアクセスしてください。



② 教務システムにログインするには、「全学認証アカウントでログイン」ボタンをクリックしてください。



③「全学認証アカウントID及びパスワード」を入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

④ID・パスワードが認証されると、次の画面（自分のページ）が表示されます。

※授業に関するこをはじめ、試験日程、教室配当、授業料免除、奨学金、大学からの呼び出し等に至るまで、非常に重要なことが連絡されますので、大学から発信された新着のメッセージ・お知らせ・アンケートがある場合は、必ず確認しましょう。

■ 学生ポートフォリオについて

1. ポートフォリオとは？

これからみなさんが使うポートフォリオとは、みんなの学修過程での各種の成果（学修計画、収集した資料、授業や実験・実習のレポート、課外活動、TOEIC得点、単位取得状況など）を収集し整理したもののことです。学生生活の中で考えたことや感じたこと、経験したことや学修したこと、記録(証拠)として残すための仕組みです。

ポートフォリオはファイルやノートでもいいのですが、後日行う振り返り（これがポートフォリオを作ることの最大の目的です）や助言をもらうためには、紙のものはPCを使うほうが散逸してしまう心配も少なく編集や統合が便利なことから、これが一般的になってきています。本学のポートフォリオは教務システムの下にあり、履修した科目全体と関係付けられているので、学修成果、達成状況がよく分かるようになっています。

ポートフォリオには、自分が何をしてきたのか、学生生活で何をしようとしているのか、卒業後にどうしたいのかなどについて書き留めていきます。後日その記録を読み返し、自分の学修活動や課外活動のことなどを振り返り、次に向けての課題の発見、その計画や取組み方をデザインしていくことに使うことで、その価値を発揮します。記録に残す作業をすることで頭の中が整理され、自らの考えを客観的に評価・分析できるものにすることができます。

2. ポートフォリオをどのように作るか？（教務システムを使った学修活動記録の集積）

本学でのポートフォリオの作成には、「教務システム」の中にある「ポートフォリオシステム」を使います。「教務システム」のホームページから「ポートフォリオシステム」の登録画面に移ると、「一年を振り返って」、「成果について」、「将来に向けて」の3つの記入枠（過去、現在、未来）が出てきます。この3つに、定期的に（年度（学期）初めに）記入・記録していきます。

- ◆ 「一年を振り返って」では、以前の活動記録の点検を行います。同時に、当初の目標に対する活動状況について振り返りを行い、問題点・課題などを抽出します。
- ◆ 「成果について」では、当初の目標に対する達成状況の自己評価を行います。ディプロマ・ポリシーに対する達成度評価も目安の一つになります。
- ◆ 「将来に向けて」では、達成状況の自己評価を基に、指導教員からの助言なども受けて、新年度（新学期）に向けての新たな目標設定と自分なりの方針の策定を行います。

これを定期的に繰り返していく、卒業時にまとめ・総括のポートフォリオを作ることにより、大学生活全体にわたる、「目標設定—学修活動—達成状況評価—助言も受けての新たな目標設定」という学修活動のサイクルを構築していくことになります。

3. ポートフォリオの使い方（そのメリット）

ポートフォリオを使うのは、あなた自身です。

- 達成状況の年度を追っての変化を見ることで、自分の成長を実感できます。
- チューター、メンター、指導教員からアドバイスを受けるときの大切なデータになります。
- 自分の目標の達成のために必要なものが見えてきます。
- 進路選択の際の適性などについての自己判定の資料になります。
- 就職活動の際の、エントリーシートの作成や面接の際の貴重な資料になります。

【振り返りの例】

「2年生になると、1年生の学生生活を振り返ってみた。予定どおり部活は頑張れたけれども、英語力はあまり伸びなかった。2年生では英語に力を入れたい。TOEICの目標点数を決めて、来年にはそれを達成する。」

「就職活動のとき、それまでの学生生活を振り返ってみた。入学時にはやりたいことなんて決まっていなかった。2年生の冬、授業で参加したボランティアを通じて、私は人と接することが好きなことに気づいた。この経験をエントリーシートに書いてみたい。」

※ 「ポートフォリオの入力手順」(マニュアル)は、「教務システム」にログイン後のトップページの「マニュアル」の中になります。

2 全学Gメール

1. 群馬大学の全ての学生・教職員が利用できるメールサービスです。学生は卒業後も利用できます。このサービスを利用するには、全学認証アカウントが必要となります。

【全学認証アカウントID・パスワード】

- ・本学の学生は、入学時に全学認証アカウントが配付されます。
- ・これにより、本学の様々な学術情報サービスを利用することができます。
- ・パスワードは、各自の責任において管理してください。

※詳細については、下記のURLで確認してください。

<https://www.media.gunma-u.ac.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Gunma University Library and Information Technology Center. A red box highlights the 'Gmail' link under the 'All-University Authentication Account ID and Password' section. Another red box highlights the 'All-University Authentication Account' link at the bottom of the sidebar.

2. 安否確認メールについて

本学では、学生への緊急連絡や災害発生時等に安否確認を行う手段として、全学Gメールにより「安否確認メール」を一斉送信します。非常時に備え「安否確認メール返信訓練」を毎年1回行いますので、在学生は必ず返信してください。

(3) 学生への連絡方法

大学がみなさんに対して行う通知や連絡は、教務システムのメッセージやお知らせ、全学Gメール、学生センター（学務部）・各学部等の掲示板で行います。

その内容は授業に関するところをはじめ、試験日程、教室配当、授業料免除、奨学金、学生の呼び出し等にいたるまで、非常に重要なことが掲示されますので、教務システムと掲示板を必ず毎日見る習慣をつけてください。

なお、教務システム及び掲示板で連絡したものは、すべて伝達したものとして取り扱い、掲示を確認しなかったという理由で事後の異議を申し出ることはできません。

*新入生に関係する掲示板は、2号館内学生ラウンジに設置されています。

(P17左図の荒牧地区建物配置図で確認してください。)

教務・学生支援担当係（窓口）及び連絡先

教務・学生支援担当係（窓口）			電話番号	地区
学生センター (学務部)	教務課	教養教育係	1番窓口 7612・7613・7615 7616・7617	荒牧地区
		教務企画係	2番窓口 7128・7678	
		総務係	3番窓口 7125・7133	
	学生支援課	学生支援係	4番窓口 7614・7138・7139	
		障害学生サポートルーム	7114	
		学生生活係	5番窓口 7141・7142・7144 7610	
		就職支援係 就業力育成支援室	キャリアサポート室 7647・7648・7124 7624	
	国際課 (大学会館1階)	国際戦略係 学生国際交流係 「グローバル・ハタラクラスぐんま」 プロジェクト推進室事務局	7628・7629・7631 7627・7637・7635 7632・7636・7674	
		教務係	7223・7224・7225 7226・7227・7256 7203・7229・7339	
共同教育学部		教務係	7404・7412・7413 7422・7526	
情報学部		教務係		
医学部	昭和地区事務部 学務課	医学科教務係	7795	昭和地区
		保健学科教務係	7809	
		学事・学生支援係	7796・7792	
		大学院係	7794・7804	
理工学部		学務係	学部担当 1006・1038・1043 1076	桐生地区
			大学院担当 1037・1039・1040	
		学生支援係	1023・1024・1034 1042・1044・1047 1062・1087	
		障害学生支援室	1058	
		太田キャンパス事務室	2231	
				太田地区

* 荒牧地区・昭和地区に電話するときは {027-220-電話番号（4桁番号）} でお願いします。

桐生地区に電話するときは {0277-30-電話番号（4桁番号）} でお願いします。

太田地区に電話するときは {0276-50-電話番号（4桁番号）} でお願いします。

* 各地区に設置された電話（事務担当係・研究室・図書館・生協など）から発信された電話の通知番号は下記のとおりとなります。この番号は通知専用番号となりますので、かけ直してもつながりません。この番号から電話を受けた場合には可能な限り出るようにしてください。

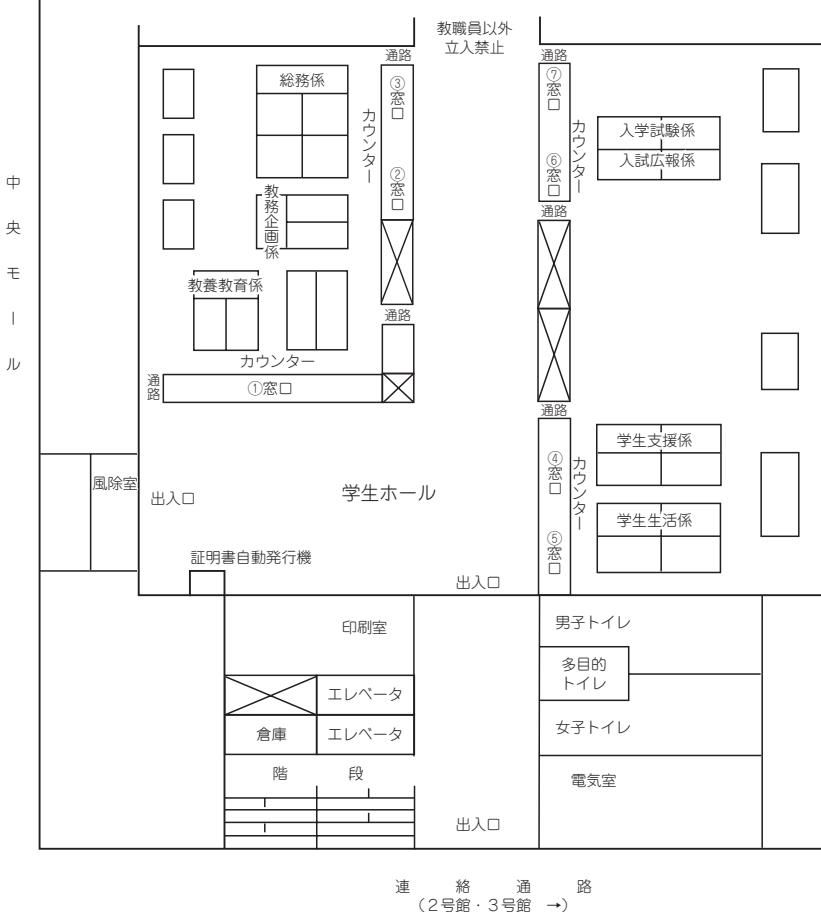
荒牧地区 : 027-898-8100

昭和地区 : 027-898-8200

桐生地区 : 0277-51-8300

太田地区 : (事務室及び研究室の電話番号は、そのまま通知されますので、かけ直すことができます。)

学生センター担当窓口配置図（1号館 1階）



- ①番窓口 教養教育係
- ②番窓口 教務企画係
- ③番窓口 総務係
- ④番窓口 学生支援係
- ⑤番窓口 学生生活係
- ⑥番窓口 入試広報係
- ⑦番窓口 入学試験係

学生センター等及び各学部担当窓口一覧

手続等区分	担当窓口	各学部窓口						留意事項等
		情報教務係 学部	共同教育 学部	昭和地区事務部 (医学部)	※ 太田学生支援室 事務係	理工学部 学務係	掲載 学生便 り ー ジ	
授業を履修するとき	学生センター ①番窓口	○	○	○ 学務係	手引*	2年生以上は指定日に各学部窓口へ		
追試験を受けるとき		○	○	○ 学務係	手引*			
欠席（2週間以上）・休学・復学・退学・転専攻・転コース・再入学・編入学・他大学受験したいとき		○	○	○ 学務係	27	2週間以上の欠席のとき、1年生のみ学生センターへ申請すること。また、欠席願以外については、学生センターでは理工学部1年生のみ受け付けます		
教室を使用したいとき		○	○	○ 学務係	27			
学生用ロッカーを利用したいとき		○*	○		28	*共同教育学部の2年生以上		
学生証を紛失、又は毀損したとき			○	○ 学務係	29	再発行の際は写真不要		
住所を変更したとき	学生センター ②番窓口		○	○ 学務係		学生本人の住所は教務システムで変更可能です。それ以外の変更是窓口へ		
保証人を変更したとき			○	○ 学務係				
戸籍上に異動があったとき			○	○ 学務係				
旧姓使用したいとき			○	○ 学務係				
単位互換の授業を履修するとき			○	○ 学務係	28			
外国旅行をするとき			○	○ 学務係	50	学生センターでは理工学部1年生のみ受け付けます		
自動車で通学したいとき	学生センター ③番窓口	○	○	○ 学生支援係	29			
大学会館を使用したいとき					31	使用1週間前までに許可を受ける		
正課内で事故に遭った(起こした)とき		○	○	○ 学生支援係				
集会を開くとき	学生センター ④番窓口		○	○ 学生支援係	31	2学部以上に渡る時、④番窓口へ		
課外活動団体を結成・継続・解散するとき			○	○ 学生支援係		継続の場合は毎年5月31日申請〆切		
体育施設を使用するとき			○	○ 学生支援係	32	利用調整を行います		
課外活動施設を使用するとき			○	○ 学生支援係	32	利用調整を行います		
合宿研修施設を使用するとき			○	○ 学生支援係	32	利用調整を行います		
課外活動に関する相談をしたいとき			○	○ 学生支援係				
課外活動団体が学外で活動するとき			○	○ 学生支援係				
課外活動用具を使用したいとき			○	○ 学生支援係	32			
持ち物の紛失・拾得・盗難にあつたとき			○	○ 学生支援係	56			
ポスター・立看板の掲示やビラ配布を行いたいとき			○	○ 学生支援係				
生協食堂施設を使用したいとき			○	○ 学生支援係	33	使用2週間前までに申請		
北輕井沢研修所を利用したいとき					34	利用日については事前に照会		

※手引：教養教育履修手引等参照

手続等区分	担当窓口	各学部窓口						留意事項等
		情報教務係 教務学部	共同教育係 教育学部	(医学)学務課 学務部	昭和地区事務部 事務室	※太田学生支援係 太田事務室	理学部 学務係	
学生寮に入寮（退寮）したいとき	学生センター ④番窓口				<input type="radio"/> 学生支援係	41	指定日に受付します	
正課外等で事故に遭った（起こした）とき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係			教育研究災害傷害保険金請求の時	
定期乗車券を購入するとき			<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	42	使用の前日までに申請		
団体旅行の割引を受けたいとき			<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	42			
学生教育研究災害傷害保険の加入及び保険金を請求するとき			<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	43	随時受け付けます		
障害により、講義保障やその他の支援を受けたいとき	障害学生サポートルーム	<input type="radio"/>				47		
障害学生支援に携わりたいとき		<input type="radio"/>				47		
相談ごとがあるとき	学生センター ⑤番窓口		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学務係 学生支援係	44			
授業料免除・徴収猶予を受けたいとき			<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	35	指定日の事前説明会に参加必須		
奨学生を受けたいとき（留学生を除く）			<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	36	指定日の事前説明会に参加必須		
就職情報を得たり、就職の相談をしたいとき	キャリアサポート室	●	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	48	●共同教育学部では教員就職のみ扱います		
留学したいとき	国際センター (留学サポート室)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	49			
留学生が修学、生活上の相談をしたいとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	49			
留学生が奨学生を受けたいとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	49	募集案内等は掲示します		
国際交流会館に入居したいとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 学生支援係	42	留学生のみ入居可		
留学生が寄宿料を納入するとき		(事務局財務部経理課)			(会計係)			
健康相談、定期健康診断を行うとき	健康支援総合センター					59		
図書の閲覧・貸出等を行うとき	総合情報メディアセンター (図書館)					63	詳細は図書館利用案内参照	
インターネットを利用するとき						66		
学生旅客運賃割引証（学割証）を取得したいとき	証明書自動発行機（各キャンパス内）					42		
在学証明書（和文）を取得したいとき						51		
成績証明書（和文）を取得したいとき						51		
卒業（修了）見込証明書（和文）を取得したいとき						51		
健康診断書を取得したいとき						61	当該年度の定期健康診断の受診必須	
LGBTsに関する相談	にじいろ ライン					55		

*太田キャンパスの場合 直接理工学部に連絡いただいても問題ありません。

英文証明書は
各学部の窓口へ

(4) 欠席・休学・復学 (担当: 欠席届は①番窓口〔1年生のみ〕)
(担当: 休学願・復学願・復学届は理工学部1年生のみ①番窓口でその他他の学部生はそれぞれの所属学部の担当窓口)

疾病その他の理由によって2か月以上修学できないときは休学することができます。休学したいときは、担当事務窓口へ申し出て、修学上の諸問題について相談のうえ「休学願（病気のときは医師の診断書を添付）」を提出してください。

なお、休学期間は通算して修業年限を超えることはできません。

また、休学期間は在学期間に算入されないために卒業時期に影響しますので、「休学願」を提出する際は慎重に考えることが大切です。

休学期間が満了して復学するときは復学1週間前までに「復学届」を提出してください。また、休学期間に中には休学理由が消滅して復学したいときは、「復学願」を提出してください。

休学に至らない2週間以上の欠席のときは、それを証明する資料を添付のうえ「欠席届」を提出してください。

「欠席届」は長期欠席を把握するための手続きであり、授業への配慮等を確約するものではありません。

(5) 教室の利用 (担当: ①番窓口)

教室等は、授業及び大学の行事に差し支えない限り、集会等に利用できます。利用を希望する場合は、使用グループの責任者が、使用3日前までに各学部担当窓口にて所定の用紙による教室使用を願い出てください。※1号館、2号館、3号館の教室については学生の利用はできません。

なお、使用時間は原則として平日18時30分まで（土日祝日及び休業期間中は17時まで）とします。願出者は火気、終了後の戸締まり、消灯、整頓、連絡等に留意してください。また、休業期間中の貸出については、冷暖房の使用に制限があります。

※6号館については、原則として土日祝日の利用はできません。

(6) 学習スペース

本学では、学生が自由に利用できるラーニング・コモンズなどの学習スペースを設置しています。

地区	名称	設置場所	利用可能時間	特徴
荒牧	ラーニング・コモンズ「アゴラ」	中央図書館1階	中央図書館開館日程(P64)に準ずる	グループでのディスカッション、ミーティング、勉強会など、いろいろな目的で会話しながら利用できる、アクティブラーニングのための共有学習スペースです。パソコンやプロジェクター、移動可能な机や椅子を用意しております。
	アトリウムラウンジ	大学会館 ミューズホール前エントランス	平日7時～20時	アトリウムラウンジは、学生の皆さんのラーニング・コモンズとして、国際交流の行事や講演会、音楽会など種々の催しを行なうスペースです。
	学習スペース	2号館1階	平日7時～20時	2号館にある学習スペースです。
昭和	ラーニング・コモンズ「ブライア」	医学図書館1階	医学図書館開館日程(P64)に準ずる	グループで相談しながら学習できるスペースです。
桐生	ラーニング・コモンズ「リコモ」	理工学図書館1階	理工学図書館開館日程(P64)に準ずる	テーブルを自由に移動してグループ学習ができるオープンスペース。ホワイトボード、プロジェクターが整備され、ノートパソコンの貸出もしています。年間を通じてイベントなども開催されます。

(7) 学生用ロッカー（担当：①番窓口）

2号館2階に個人ロッカーを備えて、1年生における使用に供しています。ロッカーは大切に使用し、お互いに清潔に心がけるとともに自主的に管理してください。また、使用期限を厳守してください。なお、鍵は各自で必ず用意し、貴重品等の取り扱いに十分注意してください。

(8) 単位互換の授業履修（担当：②番窓口）

◇県内外大学との単位互換

本学は、群馬県立女子大学、前橋工科大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、共愛学園前橋国際大学、高崎健康福祉大学、足利大学、放送大学との間における単位互換に関する協定を締結しています。放送大学については、以下「放送大学との単位互換について」とあります。

この協定による取り扱いは以下のとおりです。詳細は学生センター②番窓口（教務課）へ問い合わせてください。

- ・単位互換制度により受け入れる学生の名称は、「特別聴講学生」とし、各大学の学則で定めます。
- ・特別聴講学生の履修期間は、授業科目を開設する大学が指定した期間とします。
- ・各大学の学生が履修できる授業科目は、授業科目開設大学の判断によるものとし、学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、所属大学において認められた単位数以内とします。
- ・特別聴講学生として協定大学において単位取得を希望する学生は、定められた期日までに出願票を、学生の所属する大学を通じて、受講を希望する授業科目開設大学に提出します。
- ・授業科目開設大学は、受講の可否を学生の所属する大学を通じて通知します。
- ・特別聴講学生の検定料・入学料・授業料は徴収しません。なお、放送大学については、授業料の徴収が発生します。

◇放送大学との単位互換について

本学は、放送大学との間における単位互換に関する協定を締結しています。

この協定により、本学の学生は放送大学の特別聴講学生として、放送大学の授業科目を履修することができます。

履修するには所定の出願期間に「放送大学特別聴講学生出願票」を学部等の窓口に提出します。合否の決定、学費の納入等を経て受入れが決定します。

履修できる授業科目及び修得できる単位数は本学が認めたものとし、学部により異なります。単位互換科目を履修し単位を修得した場合には、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされます。

授業料は、放送大学の学生と同額（2単位科目では授業料が11,000円）です。授業料以外の経費の負担はありません。

手続等は下表のとおりです。なお、年度により日程・単位互換対象科目は変わりますので教務担当窓口で必ず確認してください。

詳しくは各学部等の教務担当窓口に照会してください。

項目	第1学期	第2学期
(1) 出願票の提出締切	1月下旬	7月下旬
(2) 受入れ予定者の決定通知	3月上旬	9月上旬
(3) 学費（授業料）の納入期限	3月中旬	9月中旬
(4) 印刷教材・通信指導問題・学生証等の送付	学費の入金確認後約2週間	学費の入金確定後約2週間

(5) 通信指導レポートの提出期限	6月上旬	11月下旬
(6) 通信指導の結果通知	7月上旬	翌年1月中旬
(7) 単位認定試験通知	7月中旬	1月中旬
(8) 単位認定試験	7月下旬	1月下旬
(9) 成績通知	8月下旬	2月上旬

(9) 学生証の再発行 (担当：②番窓口)

本学の学生は「群馬大学学部共通細則」の規定によって、必ず学生証を携帯しなければなりません。学生定期乗車券、学割乗車券で旅行する場合も携帯しなければなりません。学生証を所持しない者は修学上支援が生じる場合（期末試験を受けられない等）があるほか、学生としての特典を受けられませんので、紛失等しないよう気を付けてください。また、学生証を他人に貸与・譲渡することは禁止です。

なお、紛失等により再交付を受ける場合は、荒牧地区は学生センター②番窓口（教務課）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学務係、太田地区は太田事務室へ申し出てください。

また、再交付後に、再交付前の学生証が見つかった場合は、速やかに再交付を受けた窓口に返納してください。

(10) 自動車・二輪車（バイク・自転車等）の通学 (担当：③番窓口)

本学では、大学構内の交通安全と教育・研究環境を保持するため自動車等の通行・駐車に関し、構内規制を行っています。

構内での通行は、制限速度及び交通ルールを遵守し、交通事故のないよう十分気をつけてください。

なお、本学では駐車場内での接触等のトラブル、近隣住民との騒音トラブルが発生していますので特に注意が必要です。

駐車する場合には、貴重品など車内に置かないよう注意をしてください。

自転車は駐輪場に駐輪してください。

歩行や車椅子の移動及び緊急車両等の通行の妨げになることがありますので、必ず駐輪場に駐輪するよう厳守してください。

なお、指定された駐輪場以外の場所に駐輪した場合は、事前に通告することなく、撤去・移動することがあります。

◇地区ごとの駐車・駐輪許可について

1 荒牧地区

学生の駐車場が限られているため、自動車の通学の許可を受けるには、一定の条件があります。

自動車やバイク・オートバイでの通学は、毎年、担当窓口に「入構許可証交付申請書」（学生用）を提出し、「入構許可証」（バイク・オートバイは届出のみ）の交付を受けてください。

担当窓口は所属学部で分かれしており、学生センター③番窓口の教務課総務係（医学部・理工学部の1年生）、共同教育学部教務係（共同教育学部学生）、情報学部教務係（情報学部学生）です。

なお、③番窓口で交付する「入構許可証」の有効期限は許可日からその年度の3月31日までです。

2 昭和地区

駐車場が狭いため、自動車通学を許可される者はごく少数です。新1年生は許可されません。年度ごとに選考を行っており、次年度の募集は前年度の1月下旬から行います。入構券は4,000円か

かれます。

二輪車（自転車・バイク・オートバイ）を通常に使用する人は、二輪車に大学のステッカーを貼る必要がありますので、昭和地区事務部学務課学事・学生支援係にステッカーを取りに来てください。

3 桐生地区

学生の駐車場が限られているため、自動車の通学の許可を受けるには、一定の条件があります。駐車許可の申請方法については、毎年2月から4月にかけて、理工学部1号館掲示板「大学からのお知らせ」の欄で案内いたしますので、希望者は必ず確認の上、掲示に従い申請してください。担当窓口は理工学部学生支援係です。

4 太田地区

学生の駐車場は、隣接する「テクノプラザおおた立体駐車場」を利用してください。（昼間コース学生入構券12,000円（年間）、夜間主コース学生入構券6,000円（年間）必要）別途、借用申請が必要になりますので、詳しくは担当窓口の太田事務室へ問い合わせ願います。

◇自転車の交通安全条例改正について

群馬県交通安全条例が一部改正され、令和3年4月1日から施行されます。

〈改正のポイント〉

1 自転車保険加入の義務化

全国的に自転車が加害者となる高額賠償事案が発生していることに鑑み、誰もが手軽に利用することができる自転車だからこそ、安心して利用できるよう、自転車保険の加入を義務化します。
※ここでいう自転車保険とは、自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいいます。

2 自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化

自転車による事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるもので、ヘルメット着用が死亡・重傷事故を防ぐことは明らかであることから、自転車乗車用ヘルメットの着用を努力義務化します。

① 群馬県HP「群馬県交通安全条例の一部改正について」

(https://www.pref.gunma.jp/06/h28g_00054.html)

② 自転車保険について

群馬県HP「自転車保険に加入しましょう！（チェック表の活用と認定保険の紹介）

(https://www.pref.gunma.jp/06/h28g_00043.html)

(11) 大学会館の使用 (担当：③番窓口)

荒牧地区に、福利厚生（群馬大学生活協同組合委託の食堂・売店）・課外活動機能、地域社会との連携に貢献する機能及び留学生の受入推進と留学生の教育・交流を中心とした国際センターの機能を有する多目的複合施設として大学会館「アザレア」があります。

多目的ホールの概要は次のとおりです。

会館内施設の名称	主たる用途	室面積	収容人員	備 考
多目的ホール (ミューズホール)	発表会、説明会、研修会、学会、各種講演会等	247	204	電動観覧席を使用した収容定員であり、折り畳み机・椅子等の使用の場合には異なります。

○使用時間及び休館日等

- (1) 使用時間 午前9時から午後7時まで
- (2) 休館日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月3日まで
ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 申込み 使用予定日の1週間前までに、学生センター③番窓口（教務課総務係）へ「使用許可願」を提出し館長の許可を受けてください。学生の場合は、顧問教員等の教職員の許可を得て使用許可願を提出することとし、かつ顧問教員等の教職員が施設使用中は立ち会うこととします。
なお、事前に許可を受けていても、本学において必要が生じた場合は使用条件の変更や使用許可が取り消される場合があります。
- (4) その他 節電対応等で使用を制限することがあります。
利用の際は、関係する教職員の同行を原則とします。

(12) 課外活動（集会・課外活動施設・合宿研修施設・体育施設など）

(担当：④番窓口)

課外活動は、学生が正課外において自主的に行う文化・体育などの諸活動であり、これらの活動を通じ、豊かな情操と健全な心身の育成が図れるものとして、人間形成上の効果が期待されております。本学には、文科系及び体育系の各種の課外活動団体があり、それぞれ活発な活動を行っているので、各自に適合した課外活動団体に積極的に加入し、友人や教職員との接触を深め、円満な人格の養成に努めてください。

各地区別の課外活動団体

(令和3年2月現在)

区分	荒牧地区 (共同教育学部・社会情報学部)	昭和地区（医学部）	桐生地区（理工学部）
文化系	52	39	35
体育系	49	38	35
計	101	77	70

1 体育施設

本学には次の体育施設があり、正課の授業のほか課外活動にも使用できます。

使用に当たっては、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に事前の承認を得てください。

荒牧地区	昭和地区	桐生地区
第一体育館 球技場 武道館 柔・剣道場 第二体育館 体操・卓球・ダンス場 陸上競技場 サッカー・ラグビー場 野球場 水泳プール（50m 8 コース） テニスコート（9 面） (全天候型・夜間照明付 2 面含む)	体育館 球技場 柔・剣道場 卓球場	体育館 球技場 柔・剣道場 卓球場 野球場 (陸上・サッカー・ラグビー場併用) 水泳プール（25m 7 コース） テニスコート（3 面）

2 課外活動施設

課外活動施設として、次のものが設置されています。

使用する場合は、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に所定の願を提出し承認を得てください。

荒牧地区	昭和地区	桐生地区
弓道場 馬場 合宿研修施設 （22畳（1室）、14畳（2室） （シャワー室、談話室（12畳）） 体育管理施設 課外活動共用施設	弓道場 課外活動共用施設	弓道場 合宿研修施設 （6畳（2室）、15畳（1室） 12畳（1室）、浴室） 課外活動共用施設

3 課外活動用具の貸出し

課外活動用具として下表の物品を貸出しますので、借用を希望する場合には、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に事前に申し込んでください。

物品 学部等	ソフトボール	テニス	バドミントン	卓 球	トランシーバー	ハンドマイク
学生センター	○	○	○	○	○	○
医 学 部						○
理 工 学 部	○	○	○	○	○	○

その他に、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ビブス等の物品が備えてあります。

4 クラブ・サークル、ボランティア員等の部員等募集時の学生証提示義務

本学内でクラブ・サークル、ボランティア員を募集勧誘するときは、学生証を提示することとなっています。（下記参照）

群馬大学内で学生に対するクラブ・サークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等
時における身分を証明するものの提示について

〔平成 19 年 10 月 25 日〕
〔大学教育・学生支援機構長承認〕

1 部員等の募集・勧誘等を行う場合の身分を証明するものの提示

群馬大学内で学生に対し、クラブ・サークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行う者は、当該者の学生証を募集・勧誘等の説明を受ける者に対し、提示しなければならない。

2 部員等の募集・勧誘等を受ける場合において身分を証明するものの提示の要求

群馬大学内で学生に対するクラブ・サークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を受ける者は、当該者に学生証の提示を求めることができるものとする。

提示のあった学生証については、本人であることを写真及び有効期限等で確認することを常とする。

3 教職員による部員等の募集・勧誘等を行っている者に対する学生証等の提示要求

群馬大学教職員は、クラブ・サークル、ボランティア等の部員等の募集・勧誘等を行っている者に対し、当該者の学生証又は身分を証明するものを隨時提示させることができる。

4 群馬大学生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う場合における身分を証明するものの提示

群馬大学生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を学生に行う場合には、当該者の身分証明書及び群馬大学生活協同組合の腕章を紹介等を受ける学生に提示しなければならない。

5 群馬大学生活協同組合からの依頼により商品等の紹介等を行う者に対する指揮監督

群馬大学生活協同組合は、上記 4 により商品等の紹介等を行う者に対し、常に群馬大学生活協同組合の腕章を提示するよう指揮監督するものとする。

6 実施年月日

平成19年10月25日からとする

(13) 生協食堂施設の使用 (担当: ④番窓口)

荒牧地区、昭和地区及び桐生地区には、それぞれ食堂・売店等を設けており、群馬大学生活協同組合に委託しています。食堂では食事を、売店では書籍・日用品等を市価よりも安く提供しております。食堂ホールは食事のため自由に（例えれば弁当など）使用できます。食堂ホールを会食などの目的で使用したいときは、使用日の2週間前までに荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係に申し出て相談してください。また、アルバイト・住まい紹介については、直接群馬大学生活協同組合(027-289-8084)へお問い合わせください。

(14) 北軽井沢研修所の利用（担当：④番窓口）

本研修所は、本学指導教員及び学生等がセミナー等で利用することを目的に昭和49年に設置されたものです。所在地は、群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢字南木山大楷2032-242（北軽井沢大学村1条8丁目）で、敷地面積2,497m²、建物面積285m²のC型鋼ビン接合フレーム型2階建のモダンな建物です。

収容人員は15人で居室は3、研修室1、炊事施設等が完備されています。

開所時期は5月1日から10月15日までです。

施設運営費は1人1日1,000円（自炊）です。

注）本学の学生及び教職員以外の利用者は、施設運営費の他に施設使用料（毎年4月1日決定）が必要となります。

利用希望者は、あらかじめ空き状況を学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）へ直接又は電話で問い合わせ、その後、事前に「使用申込書」を学生センター④番窓口に提出してください。

また、利用する場合は、「群馬大学北軽井沢研修所使用規程」（9. 諸規程等に掲載）を参照してください。

(15) 東京サテライトオフィスの利用（担当：本部管理棟1階産学連携推進課）

東京サテライトオフィスはJR田町駅徒歩1分の立地で、就職活動を目的として8名までの少人数の打合せやパソコン作業等に活用できます。

PCや複合機が備えてありますので、東京圏での就職活動の際にちょっとした休憩や資料の作成、印刷等を行うことができます。

利用には事前の予約が必要となります。

予約や空室情報、利用申込みなどは下記に問い合わせてください。

研究推進部 産学連携推進課 産学・地域連携係

担当窓口E-mail : kk-sangakurenkei1@jimu.gunma-u.ac.jp

(16) 授業料の納入

国立大学の授業料は、文部科学省令において授業料標準額が定められ、各国立大学では、授業料標準額の上限20%以内で独自の授業料を設定することになっています。群馬大学では、「授業料その他の費用に関する規程」において授業料を定めており、現在授業料標準額を授業料の額としています。現在の授業料の額は以下のとおりですが、物価等の諸事情を考慮して改定されることがあります。改定された場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。

・学部学生・大学院生

535,800円（年額） 267,900円（半期）

・特別支援教育特別専攻科

273,900円（年額） 136,950円（半期）

また、授業料の納入については、保護者等または学生本人名義の指定口座からの引落しの方法（口座振替）により納入していただきます。令和3年度の引落し日は、前期分が5月27日、後期分が11月29日ですが、臨時の引落し日は、その都度掲示により通知します。

授業料の改定があった場合や、引落しの連絡等は、学内の掲示により行います。個別には一切行いませんので、学費負担者との連絡を密にし、間違いのないようにしてください。

特に以下のことに注意してください。

- ・口座に入金されている金額が足りない場合には、引落しされません。引落し口座を他の公共料金等の引落し口座としても利用されている場合は、残金等にご注意ください。
- ・銀行での引落しの処理は、通常、午前9時より行われます。したがって、引落し日当日の入金では間に合いませんし、前日の振り込みでも前日の終了時間間際の振り込みでは、間に合わない場合があります。振り込みは、引落し日の前々日までにするようにしてください。

なお、授業料の免除及び徴収猶予、奨学金の申請に関しては、次に掲載されている（17）授業料の免除及び徴収猶予申請、及び（18）奨学金申請の各項目をそれぞれ参照してください。

（17）授業料の免除及び徴収猶予申請（担当：⑥番窓口）

授業料を所定の期日までに納入することが困難な場合で、本人の願い出に基づき選考の上、授業料の全額、半額、3分の2の額又は3分の1の額を免除する制度です。

※申請資格については、担当窓口にお問い合わせください。

1 給付型奨学金申請に伴う授業料減免制度（新制度）

① 申請資格※

真に支援が必要な低所得者世帯の者、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等

② 対象者

外国人留学生を除く学部学生

③ 支援内容

返還不要な日本学生支援機構給付型奨学金の受給と授業料等の減免（全額、3分の2の額又は3分の1の額）

2 従来の授業料免除制度（現行制度）

① 申請資格※

経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者等

② 対象者

外国人留学生及び大学院生又は2019年度以前入学の日本人学部学生

③ 支援内容

前期、後期の各期分授業料の免除（全額、半額）

3 授業料免除申請期間について

① 申請希望者は、各期毎の申請期間内に申請手続きを行うこと。

② 申請については次の期間内に行う予定ですが、変更となる場合もありますので、詳細については必ず大学ホームページ→キャンパスライフ（<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife>）で確認してください。

必要事項	授業料納入対象学期	
	前 期 分	後 期 分
申 請	1月下旬～2月下旬 (新入生は3月～4月上旬)	7月下旬～9月中旬

14

15

16

17

4 授業料の徴収猶予申請を希望する場合

所定の期日までに申請し徴収猶予の許可を受けた者は、授業料の納入が前期分は9月30日、後期分は3月10日まで猶予となります。

ただし、特別の事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができます。

5 授業料の月割分納を希望する場合

月割分納しなければならない特別な事情がある場合は、所定の期日までに学務部長等を経て学長あて申請してください。

月割分納の申請は各学期毎に行われ、許可を受けた者は年額の12分の1の額を毎月末までに納入することになります。

◎詳細については、各担当係へお問い合わせください。

学 部	対象学年	担 当 係	備 考
共同教育学部／教育学研究科／特別支援教育特別専攻科／情報学部／社会情報学研究科	全学年	学務部学生支援課学生生活係 (学生センター⑤番窓口)	
医 学 部 ／ 理 工 学 部	1年		
医 学 学 部	2年生以上	昭和地区事務部学務課	
医学系研究科／保健学研究科	全学年	学事・学生支援係	
理 工 学 部	2年生以上	理工学部学生支援係	
理 工 学 府	全学年		

(18) 奨学金申請（担当：⑤番窓口）

本学では、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、地方公共団体や民間奨学団体などの各種奨学金を取り扱っています。

いずれも、学業・人物ともに優秀であって、経済的理由により修学に困難がある学生が対象となります。

1 日本学生支援機構奨学金

(1) 貸与奨学金

貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなければなりませんので、十分考慮のうえ申し込んでください。

① 貸与奨学金の種別、月額等

学 部	種 别	通学区分	貸与月額
	第一種奨学金 (無利息貸与)	自宅	20,000円、30,000円、45,000円から選択
		自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円から選択
	第二種奨学金 (利息付貸与)	なし	20,000円～120,000円(10,000円単位)から選択

※通学区分が「自宅外」の場合でも、「自宅」に応じた金額を選択することも可能です。

※第一種奨学金の最高月額（上表下線付き月額）を利用するためには、家計支持者（父母等）の認定所得金額が一定の収入基準額以下であることが必要です。

大学院	種別	課程	貸与月額
	第一種奖学金 (無利息貸与)	修士・博士前期・ 専門職学位課程	50,000円, 88,000円から選択
		博士・博士後期	80,000円, 122,000円から選択
	第二種奖学金 (利息付貸与)	全課程	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択

※大学院奖学金においては、通学区分による貸与月額の違いはありません。

【入学時特別増額貸与奖学金（有利子貸与）】

新入生（編入学生を含む）で奖学金を希望する場合、初回振込時に「100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円」から選択した金額の増額を希望することができます。

ただし、選考基準を満たしているほかに、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けていないことが条件です。また、入学時特別増額貸与のみを申し込むことはできません。

② 在学採用

ア 募集時期

新規申込者を対象とした説明会を4月に開催します。（予定）

説明会において申請に必要となる書類を配付しますので、希望者は必ず出席してください。

なお、説明会の日程等詳細については、大学ホームページ→キャンパスライフ→奖学金を希望する皆さんへ（<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu003/g67797>）でお知らせしますので、見落としのないように十分注意してください。

イ 採用の決定

日本学生支援機構の定める選考基準に基づき審査・選考し、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

採否の決定は、8月上旬になります。なお、結果については、掲示板にてお知らせします。（電話によるお問い合わせには、お答えできません。）

*採用決定後、返還誓約書の提出が必要となります。返還誓約書を期日までに提出しないと、振り込み済みの奖学金を返戻した後で採用取消となりますので、注意してください。

③ 予約採用

高校等で採用候補者となった者は、入学後、進学届説明会に出席し、速やかに「採用候補者決定通知」を担当部署まで提出してください。その後、インターネットから「進学届」を提出することで本採用となります。

説明会の日程等詳細については、大学ホームページ→キャンパスライフ→奖学金を希望する皆さんへ（<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu003/g67797>）にてお知らせします。

*期日までに進学届を提出しなければ採用されませんので、十分に注意してください。

④ 緊急・応急採用

主たる生計維持者（父母等）の死亡、失業、病気等により家計が急変し、奖学金を緊急に必要とする場合は、隨時申請を受け付けています。詳細については、担当部署までご相談ください。

⑤ 奨学金の振込み

奖学金は、原則として毎月11日に本人指定の銀行口座に振り込まれます。

また、3月満期者は、2・3月分が2月振込日にまとめて振り込まれますので、注意してください。

⑥ 異動の届出

退学、休学、復学、留学、辞退、転学部、転学科等の異動が生じた場合は、速やかに大学の担当

係に連絡をとり、所定の異動願（届）を提出してください。この届出が遅れると、一度振り込まれた奨学金の返還を求められたり、奨学金が振り込まれないような事態が発生しますので、必ず手続をしてください。

⑦ 貸与奨学生の継続

貸与奨学生は、毎年冬季に継続説明会に出席のうえ、「貸与奨学生継続願」の提出が義務付けられています。

正当な理由なく確認の手続や提出を行わない場合は、奨学金を必要としなくなったものとみなされ、翌年度以降の奨学金は打ち切られ、廃止（奨学生の資格を失わせる）となります。

説明会の日程等貸与奨学生への周知は、教務システム及び掲示板で行い、確認・提出期限等諸手続には十分注意してください。

⑧ 学業成績報告

貸与奨学生は、毎年学業成績の報告が義務付けられています。成績が著しく不良であったり、単位が不足したりすると、最悪の場合は奨学金が打ち切られ廃止となりますので、勉学に励んでください。

⑨ 奨学金の返還

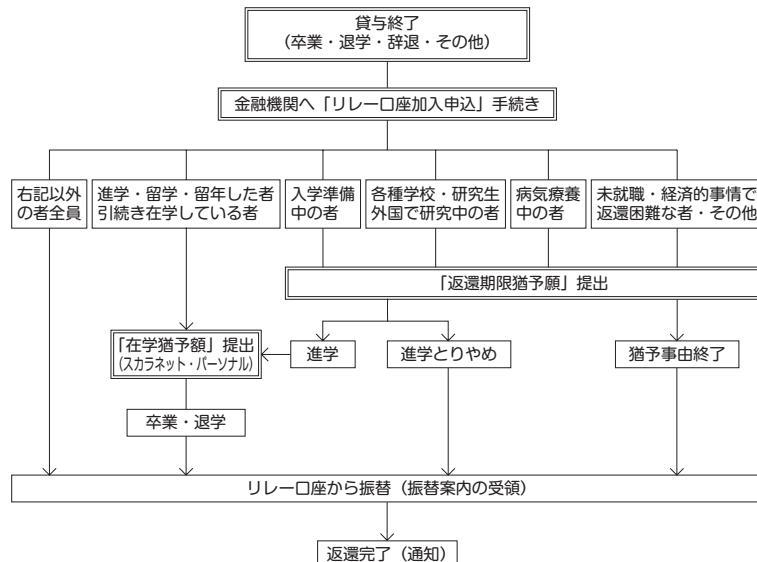
貸与奨学金は、貸与終了後に返還することが義務付けられています。また、返還金は後輩の奨学生として貸与される仕組みになっていますので、滞りなく返還してください。

なお、返還を延滞した者に対しては、法的措置が講じられます。

毎年秋季に、翌年3月満期予定者を対象とした返還説明会を開催していますので、対象者は必ず出席してください。

説明会の日程等詳細については、教務システム及び掲示板にてお知らせしますので、見落としのないように十分注意してください。

◎ 貸与終了から返還完了までのフローチャート



⑩ 奨学金の返還免除

大学院において第一種奨学生を貸与された者で、在学中に特に優れた業績があると日本学生支援機構が認めた者には、返還金を免除する制度があります。

(2) 給付奨学生

返済が不要な奨学生です。

外国人留学生を除く学部学生を対象としています。

日本学生支援機構の申込資格

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>をご確認ください。

給付奨学生を申請する場合、授業料免除（新入生は入学料免除も）を申請する必要があります。

申請希望者は、採用結果が出るまで、授業料等（入学料含む）を納めないようにしてください。

①給付奨学生の月額

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

第1区分から第3区分のどれに該当するかについては、日本学生支援機構の家計基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html#kakei>をご確認ください。

区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
第2区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
第3区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

ア. 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）で自宅から通学する人及び児童養護施設等（※）から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

イ. 自宅通学とは、学生が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準する）状態のことを行います。進学届提出時に「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

②貸与奨学生（第一種奨学生・第二種奨学生）を併せて利用する場合

給付奨学生と第一種奨学生を併せて利用する場合、第一種奨学生の貸与月額が制限されます。

第一種奨学生の貸与月額

【調整後の貸与月額（専門部）（単位：円）】

区分	第1区分	第2区分	第3区分
自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)
自宅外	0	0	13,800

※親と同居している生活保護世帯の人、児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

なお、第二種奨学生の貸与月額には、給付奨学生の利用は影響しません。

③在学採用

ア 募集時期

第1回（3月）、第2回（7月～9月）

募集について、給付奨学生を申請する場合、授業料免除の申請をする必要があるため、授業料免除申請の募集と一緒に掲示板でお知らせします。

新入生は入学手続案内でお知らせしております。

イ 採用の決定

日本学生支援機構の定める選考基準に基づき審査・選考し、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

採否の決定は7月中旬（第1回）、12月中旬（第2回）になります。なお、結果については、大学ホームページ→キャンパスライフ→奨学生を希望する皆さんへ（<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu003/g67797>）にて通知方法をお知らせします。（電話によるお問い合わせには、お答えできません。）

④予約採用

高校等で採用候補者となった者は、入学後、進学届説明会に出席し、速やかに「採用候補者決定通知」を担当部署まで提出してください。その後、インターネットから「進学届」を提出することで本採用となります。

説明会の日程詳細については、大学ホームページ→キャンパスライフ→奨学生を希望する皆さんへ（<https://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu003/g67797>）にてお知らせします。

*期日までに進学届を提出しなければ採用されませんので、十分に注意してください。

⑤在籍報告

給付奨学生は、大学に在学していること等を、定期的にインターネットを通じて報告する必要があります。（毎年7月と10月に報告）

定められた期限までに報告がなく、大学に在学していることが確認できない場合は、給付奨学生の振り込みは廃止となります。詳細は教務システム及び掲示板にてお知らせします。

⑥給付奨学生の継続

給付奨学生は、毎年、継続説明会に出席のうえ、「給付奨学生継続願」の提出が義務付けられます。正当な理由なく確認の手続きや提出を行わない場合は、奨学生を必要としなくなったものとみなされ、翌年度以降の奨学生は打ち切られ、廃止（奨学生の資格を失う）となります。

説明会の日程等給付奨学生への周知は、教務システム及び掲示板で行い、確認・提出期限等諸手続には十分注意してください。

⑦学業成績・経済状況報告

給付奨学生は、毎年学業成績と経済状況の報告が義務付けられています。成績が著しく不良であったり、経済状況が好転したりすると、奨学生が廃止となったり、状況によっては受給済みの給付奨学生について返還が必要となりますので勉学に励んでください。

2 地方公共団体及び民間奨学団体

奨学生の募集は、大学を通して募集するものと、奨学団体で直接に募集するものがありますので、出願希望者はあらかじめ担当係あるいは、出身の都道府県や市区町村の教育委員会又は奨学団体に問い合わせてください。

なお、大学へ推薦書の作成を依頼する際には、作成に2週間程度要します。スケジュールに余裕をもって作成を依頼してください。

また、団体等の奨学金受給が決定した者は、担当係へ報告してください。

◎詳細については、各担当係へお問い合わせください。

学 部	対象学年	担 当 係
共同教育学部／教育学研究科／特別支援教育特別専攻科／情報学部／社会情報学研究科	全学年	学務部学生支援課学生生活係 (学生センター⑤番窓口)
医学部／理工学部	1年	
医学部	2年生以上	昭和地区事務部学務課 学事・学生支援係
医学系研究科／保健学研究科	全学年	
理 工 学 部	2年生以上	
理 工 学 府	全学年	理工学部学生支援係

(19) 学生寮の入寮（退寮）（担当：④番窓口）

本学には、前橋地区学生寮（養心寮）と桐生地区学生寮（啓真寮）の2寮があります。入寮（退寮）を希望する者は、予めその寮の管理者に願い出て許可を得なければなりません。

1 養心寮（担当：学務部学生支援課学生支援係）

養心寮は、前橋市若宮町二丁目14番7号にありJR前橋駅からバスで約10分かかります。寮から、共同教育学部・情報学部（荒牧キャンパス）へはバスで15分、医学部（昭和キャンパス）へは、徒歩10分です。場所は、前橋市のほぼ中心地に位置し、鉄筋コンクリート3階建（収容人員男子74名、女子62名）で居室は個室です。食事の提供はありません。

個室設備は荷物用ロフト、エアコン、アンテナ端子、コンセント2箇所（計6個）があり、各居室にインターネットの配線が整備されています。なお、インターネットを利用する場合は本人による所定の会社等との契約（有料）が必要です。また、寮内に共同利用施設として談話室、浴室、洗濯室、洗面所、補食室が設けられています。寄宿料は、月額4,300円で他に自治会費（2,400円／半期）及び光熱水費（6,000円／月）がかかります。また、最初の月のみ入寮費として別途3,000円を徴収します。入寮対象者は学部生（理工学部2年生以上は除く）であり、募集は新入生（編入生含む）が対象です。年度途中に空室が生じた場合には、在学生を対象に募集を行いますので、各学部の掲示や学生センター（学生支援課学生支援係）の掲示に注意してください。

2 理工学部啓真寮（担当：理工学部学生支援係）

入寮の対象者は、理工学部2年生以上の学生（総合理工学科（フレックスコース）の夜間主修学の学生にあっては1年生以上の学生）及び大学院理工学府の学生です。場所は桐生市天神町3丁目14

番45号にあり、桐生キャンパスから北へ徒歩で15分です。募集要項等必要な書類は、理工学部学生支援係ホームページ (<http://tgaku.st.gunma-u.ac.jp>) から入手できます。

3 國際交流会館（担当：国際課国際戦略係）

本学には、外国人留学生と外国人研究者対象の住居として、前橋地区と桐生地区に国際交流会館があります。入居希望者は所定の申請時期に申請してください。

・国際交流会館（前橋）

前橋市国領町2丁目22番地4号にあり、共同教育学部、情報学部まで約4.5km（バス利用15分）、医学部へは約500mに位置し、単身室23室（15m²）があります。居室以外の共用施設は、談話室、研修室、洗濯室等があります。

経費として入居時に20,000円の保証料を納入してください。寄宿料は1ヶ月5,900円で、そのほか、共益費、電気、水道、電話及び、インターネット接続費等の実費が毎月必要です。最大1年間入居できます。

・国際交流会館（桐生）

桐生市天神町3丁目14番地45号にあり、啓真寮に隣接しています。単身室34室（12m²）のほか、夫婦室や家族室があります。居室以外の共用施設は、補食室、シャワー室、洗濯室等があります。

経費として入居時に12,000円の保証料を納入してください。寄宿料は1ヶ月5,900円（いずれも単身室の場合）で、そのほか、共益費や光熱水費及び、インターネット接続費（契約した者のみ）等が必要です。最大1年間入居できます。

（20）通学証明書・学割証の申込（担当：④番窓口）

1 通学証明書（学生割引）

この証明書は通学定期乗車券（JR・私鉄・バス）を購入する場合に必要とします。

通学証明書の発行は、荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係で交付しますので、必要とする日の前日までに申し込んでください。発行後、この証明書が使用できる期間は1か月間です。

2 学生旅客運賃割引証（学割証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、修学上の経済的負担軽減と学校教育の振興に寄与することを目的としている制度であり、この主旨に従って、有効かつ計画的に使用してください。

（使用枚数：1人年間（4月～翌年3月）自動発行機による発行は30枚まで。但し、それ以上の発行を希望する場合は窓口に申し出てください。）

学割証は、学生が帰省、課外活動等のため、片道100kmを超えて鉄道旅行する場合に使用できます。

なお、学割証は、本人以外の使用はできません。不正使用に対しては、本人はもとより、全学生使用停止等の罰則処置がとられることもありますので、十分注意してください。学割証の有効期間は発効日より3か月です。

※学割証の発行は、荒牧、昭和、桐生地区に設置されている証明書自動発行機で行えます。各キャンパスの証明書自動発行機の稼働時間は、（30）各種証明書の自動発行機による取り扱いの記載事項を参照してください。

（21）団体旅行の申込（担当：④番窓口）

8人以上の学生で1団体を構成し、本学教職員に引率され、全員が利用施設、発着駅及び経路を同

じくして、その全行程を旅行する場合にはJRの団体割引乗車券を購入することができます。

団体割引乗車券を購入する団体は、3週間前までに荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係、太田地区は生産システム工学専攻事務室に「団体旅行申込書（JR）」及び参加者名簿を、学外課外活動届の写しを添付のうえ、提出してください。

なお、団体旅行の申し込みは、原則として9か月前から14日前までに申し込んでください。

（22）学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険及び学研災付帯学生生活総合保険の手続（担当：④番窓口）

1 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

学生教育研究災害傷害保険は、正課中、学校行事中、学校施設内外の課外活動中、学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間の移動中に被った事故による身体の障害に対して補償を行う保険です。

学研災付帯賠償責任保険は、学生が正課中、学校行事中及び正課、学校行事としてのインターンシップ、介護等体験活動、教育実習、ボランティア活動等を行なう際及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

この制度について、本学では教育研究の円滑な実施のために、入学の際全員が加入することとしています。この保険制度の概要は、入学前に配付しました『学生教育研究災害傷害保険のしおり』及び『学研災付帯賠償責任保険のしおり』を参照してください。

<加入手続等>

荒牧地区は学生センター④番窓口（学生支援課学生支援係）、昭和地区は昭和地区事務部学務課学事・学生支援係、桐生地区は理工学部学生支援係で手続きをしてください。

(1) 加入受付期間

随时受け付けしています。

(2) 保険の有効期間

大学に所定の保険料分担金を添えて申し込みを行った日の翌日の午前零時から始まり所定の在学年限の末日までです。

(3) 事故の通知及び保険金請求

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を担当窓口へ連絡し、手続きをしてください。

保険金請求については、事故通知書を提出したときに説明いたします。

事故の日から30日以内に通知のない場合には、保険金が支払われないことがありますので、注意してください。

◎その他、保険制度のこと不明な点は、各担当窓口にお問い合わせください。

学 部	対象学年	担 当 係
共同教育学部／教育学研究科／特別支援教育特別専攻科／情報学部／社会情報学研究科	全学年	学務部学生支援課学生支援係 (学生センター④番窓口)
医 学 部 ／ 理 工 学 部	1年	
医 学 部	2年生以上	昭和地区事務部学務課 学事・学生支援係
医学系研究科／保健学研究科	全学年	

学 部	対象学年	担 当 係
理 工 学 部	2年生以上	理工学部学生支援係
理 工 学 府	全学年	

2 学研災付帯学生生活総合保険

学研災付帯学生生活総合保険は、学研災に加入していることを条件に加入でき、学内外を問わず24時間補償する任意加入の保険です。

補償内容は、ケガ、病気、捜索救助費用、賠償責任、救援者費用等、育英・学資費用、生活用動産・借家人賠償など学生生活全般を補償するものです。

詳細は入学時に配付しました『学研災付帯学生生活総合保険』のパンフレットを参照してください。

(23) 学生相談 (担当: ⑤番窓口)

学生の個人的な問題に対する相談（修学相談、人生相談、生活相談等）に応じるため、「学生相談窓口」が学生センター及び理工学部事務室に設けられています。

また、助言を行うための全学的な機関として、荒牧地区に学生相談室、桐生地区に学生相談室分室が開設されています。

困っていること、悩んでいること、身体等の調子が悪いことなど、何でも相談に応じています。

留学生については、国際センターにおいても相談を実施しています。

精神科医・臨床心理士との相談は、健康支援総合センターに関する掲載ページにも案内がありますので、ご覧ください。

1 学生相談室（対象：荒牧・昭和地区の全学生）

(1) 申込方法：受付時間帯に電話申込又は直接来室して申込（予約も可）

受付電話番号：027-220-7140（学生支援課）

受付時間：8時30分～17時15分

(2) 相談方法：指定された時間に来室又は電話相談

(3) 相 談 員：学生の所属する学部等教員

(4) 相談時間：8時30分～17時15分又は事情に応じて変更します。

(5) 相談場所：1号館・学生相談室（学生センター内）

（相談員の指定する場所で対応する場合もあります。）

2 学生相談室分室（対象：桐生・太田地区の全学生）

(1) 申込方法：受付時間帯に電話申込

受付電話番号 0277-30-1023（理工学部学生支援係）

受付時間：8時30分～17時15分

(2) 相談方法：指定された時間に来室又は電話相談

(3) 相 談 員：各担当教職員

(4) 相談時間：8時30分～17時15分又は事情に応じて変更します。

(5) 相談場所：理工学部1号館カウンセリング室

（相談員の指定する場所で対応する場合もあります。）

(24) ハラスメントの相談 ハラスメントのない大学にするために

◇ハラスメントとは？

大学の学内及び学外において、性的な言動、教育研究上又は業務上の支配従属関係に起因する言動、その他不適切な言動で、他の者を不快にさせる言動をいいます。

ハラスメントには様々な態様があり、次のようなハラスメントが想定されます。また、これらの態様は独立しているものではなく、複数の要素が重なり合ってひとつのハラスメントになることもあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動又は性差別的な言動により、相手に苦痛を感じさせ修学環境を害すること又は当該言動への相手の対応により相手に不利益を与えること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優越的な関係を不当に利用した教育研究上必要かつ相当な範囲を超えた不適切な言動により、相手の修学・教育研究環境を害すること。

(3) パワー・ハラスメント

業務上の優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手の修学環境を害すること。

次は、主にセクシュアル・ハラスメントについてです。

◇セクシュアル・ハラスメントは、なぜ問題なのでしょうか？

セクシュアル・ハラスメントを受けることにより、進学、進級、成績評価や教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける修学上の不利益を受け、その結果、学業に専念できなくなるほど、修学環境が害されることになります。学生個人に対する影響としては、

- ・耐えきれずに退学せざるを得ないこともあります。
- ・個人の尊厳や名誉、プライバシーなどの人格を害します。
- ・精神や身体の健康を害します。

また、大学に対する影響としては、

- ・大学内の人間関係を悪化させます。
- ・組織の志気を低下させます。
- ・大学の秩序を乱します。
- ・大学の信頼性を失墜させます。

◇セクシュアル・ハラスメントになりうる言動は？

(1) 性的な言動

- ①性的な関心、欲求に基づく発言
 - ・不快を感じる卑わいな冗談を交わすこと。
 - ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。
 - ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ②性差別的な言動
 - ・「男のくせに根性がない」、「女には任せられない」、「女は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくても良い」などと発言すること。
 - ・「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。

(2) 性的な关心や欲求に基づく行動

①性的な关心、欲求に基づくもの

- ・雑誌等の卑わいな写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
 - ・大学のパソコンのディスプレイに卑わいな画像を表示すること。
 - ・身体を執拗に眺め回すことや身体に不必要的接触すること。
 - ・メールや電話で執拗にコンタクトをとったり、食事やデートにしつこく誘うこと。
 - ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容のEメールを送りつけること。
 - ・更衣室や浴室をのぞき見すること。
 - ・性的な関係を強要すること。
 - ・不必要的個人指導を行うこと。
 - ・カラオケのデュエットや2人だけのスナップ写真を強要すること。
 - ・コンパ等で、上級生の側に座席を指定したり、お酌やダンスを強要すること。
- ②性別により差別しようとする意識等に基づくもの
- ・研究室や部活動でのお茶出し、掃除、私用等を強要すること。
 - ・修学上の実績等を不適に低く評価すること。

◇学生がセクシュアル・ハラスメントをしないように気をつけることは？

- (1) 受け手が嫌がっていることが分かったら、決して繰り返さないことが大切です。
- (2) 不快な性的な言動であるか否かについて、いつも明確に意思表示がある（嫌だと拒否する）とは限りません。

セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては、性行不良で改善の見込みがないと認められる者、大学の秩序を乱し学生としての本分に著しく反した者などに該当して、懲戒処分に付されることもあります。

◇良好な修学環境を確保するため、大学の一員として気をつけることは？

- (1) 大学内でセクシュアル・ハラスメントについて問題提起する学生をトラブル・メーカーとみたり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないことです。
- (2) 大学からセクシュアル・ハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないように、周囲に 対する気配りをし、大学の友人として注意するなど、必要な行動をとるようにしましょう。

◇セクシュアル・ハラスメントの被害を深刻にしないために望まれることは？

- (1) セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは必ずしも状況は改善されません。嫌なことは相手に対してはっきりと拒否の意思を伝えることが望されます。
- (2) 信頼できる人に相談してみましょう。
- 1人で悩まないで、相談員や信頼できる人に相談することが大切です。

◇どこに相談したらよいでしょうか？

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申し出や相談のために、相談員を各キャンパスに配置しています。また、健康支援総合センターや学生相談室も相談窓口として対応しています。
なお、相談は所属の学部・大学院に関わらずどこの相談窓口でも受け付けてもらえます。
学内の相談窓口のほか、下記のとおり外部相談窓口を開設しています。

学内でセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの被害に遭い、大学内部の相談員等には相談しにくい場合など、匿名での相談も可能です。

詳細は本学のホームページ (<http://www.gunma-u.ac.jp/>) 「在学生のみなさまへ」～「ハラスメント」～「ハラスメント相談員（リンク）」に掲載しております。



(25) 障害学生サポートルーム

さまざまな障害のある学生が、修学上不利な立場に置かれてることのないよう学習環境を調整し、一人ひとりの学生がその個性と能力を発揮できるようにサポートを行います。

専任のスタッフが、学生が所属する学部や研究科、学内外の関係組織と連携しながら、群馬大学すべてのキャンパスに通う学生を対象にサポートを提供します。

(1) 窓口

障害学生サポートルームは、群馬大学荒牧キャンパスと桐生キャンパスに分かれています。荒牧キャンパスは、2号館1階に、桐生キャンパスは1号館1階にあります。連絡先は下記のとおりです。

種 別	荒牧キャンパス	桐生キャンパス
電 話	027-220-7114	0277-30-1058
F A X		0277-30-1041
E-mail	a_dis-support@ml.gunma-u.ac.jp	

その他、障害学生サポートルームのホームページもありますので、こちらも確認してみてください。
<https://syougai.hess.gunma-u.ac.jp/>

(2) サポート学生の募集

障害学生サポートルームでは、障害学生の修学支援を担ってくれるサポート学生を募集しています。支援業務は、パソコンテイク、文字起こし（音声教材の文字化）、バリアフリー調査など。1時間940円の謝金が支給されます。

支援にあたって、サポート学生が円滑に活動できるように、活動開始前に、支援の技術向上を図るために講習会を実施し、活動後には個別相談などによるフォローも行っています。また、支援活動を30時間以上行った学生には、障害学生支援活動証明書が交付されます。

支援活動に興味のある方は、障害学生サポートルームまでお問い合わせください、上記の連絡先までご連絡ください。

(26) キャリアサポート室

キャリアサポート室は、学生一人ひとりの適性にあった進路決定ができるよう就職活動の支援を行っています。具体的には、1年生より学年に応じて、キャリア計画、キャリア設計をはじめとする学習意欲の向上を図り、インターフィップにおいては、社会的に必要な能力や実践的な能力の育成・希望する企業等へのマッチング及び申請支援、実施に関する事前説明会、実習講座及びマナー教育並びに実習後の在学生への体験報告会等を実施しています。

また、各企業からの求人票・会社案内、先輩方の就職活動報告書、就職関連図書の貸出し・閲覧などができる、公務員受験案内についても取り揃えています。

就職活動は、学生本人の主体性と努力が強く求められます。本学では、全学的な就職ガイダンスの他、各学部で行う就職指導など、就職活動に対するサポートの充実に努めています。

就職活動は、特に次の点に留意して進めてください。

1 学園生活の充実

企業等は、大学名よりも個人の資質を評価する方向に進んでいます。

希望の分野や企業に就職するためには、普段の勉強を確実に行なうことは勿論、ボランティア活動、クラブ・サークルに積極的に参加し、調和の中で個性を発揮するセンスを磨くことが大切です。

2 社会の動向の把握

早い時期から就職を見据え、新聞等を通じて社会の動向に关心を持つ習慣を身につけましょう。

3 就職指導教員等との連携

就職する分野等については、家族とよく相談し、指導教員、就職担当の教員及び事務担当者の助言を受けてください。

4 就職ガイダンス等への積極的参加

就職希望者全員に分野別の就職ガイダンスを行っています。

自分に直接関係ない分野のガイダンスでも、希望する分野の参考となる話などが含まれますので、是非、参加してください。

詳しくは、各地区の掲示板・ホームページ・教務システムに掲載しますので注意してください。

○ キャリアカウンセリング

キャリアカウンセリングは、生涯設計を踏まえての幅広い相談に応えられる専門家であるキャリアカウンセラーが、皆さんのが今後の進路の不安や悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いができるよう個別に相談に対応するものです。専用の相談コーナーでじっくり相談ができます。プライバシーは厳守しますので、御安心ください。

【相談例】

- 将来の進路について迷っている ●キャリアデザインについて相談したい
- 興味のある仕事に就くために今からできることは何か
- 進学について相談したい ●自分にはどんな仕事が合っているのかわからない
- これから的学生生活をどのように過ごしたらよいのか
- エントリーシートの添削 ●面接指導

相談日は、各地区的掲示板・ホームページ・教務システムで確認してください。

詳しくは次へ問い合わせてください。

荒牧地区：キャリアサポート室	027-220-7648又は7647
昭和地区：学務課学事・学生支援係	027-220-7792
桐生地区：理工学部学生支援係	0277-30-1062

(27) 留学生・留学に関する手続

(1) 外国人留学生のための修学上、生活上の相談

自分の国を離れ、文化や生活様式の異なる日本で留学生活を送る中で、いろいろな不安やストレスを感じることがあります。国際センターでは担当教員が留学生からの相談を随時受けています。各キャンパスによって相談日が決まっているので、事前にメール（E-mail : guic@jimu.gunma-u.ac.jp）予約をしてください。昭和・荒牧キャンパスの留学生で、急ぐ方はchenunren@gunma-u.ac.jpに連絡してください。

(2) 外国人留学生の生活上の手続

留学生の生活を支援するため、国際センター、国際課及び各学部に留学生担当の部署があります。特に次のような場合には手續がありますので、国際課又は所属学部の留学生担当窓口へ来てください。

①在留資格に関すること

- ・在留期限3ヶ月以内になったとき
- ・アルバイトを始めるとき

②留学生のための奨学金を申請したいとき

- ③学生による学業のサポート（チューター）が必要なとき
- ④国際交流会館に入居したいとき、入居中の手続があるとき
- ⑤一時帰国などで日本から出国するとき（一時出国届の提出）

(3) 海外留学を希望する学生への情報提供

群馬大学と協定を結んでいる外国の大学への交換留学（半年～1年）や短期研修（1～4週間）を中心に、留学に関する情報を国際センター、国際課及び各学部の留学生担当部署で提供しています。在学中に留学を考えている人、また、国際交流に関するイベントや留学生の学業サポートに興味のある人は是非来てください。

①交換留学

群馬大学は2021年1月現在で127の大学と協定を結んでいますが（P65協定校一覧参照）、その中で、近年、群馬大学から交換留学生として半年から1年程度、学生を派遣している大学は次のとおりです。

国名・地域	大 学 名
中国	大连理工大学 海南大学
台湾	台北教育大学
韓国	釜山大学
アメリカ合衆国	サンディエゴ州立大学 ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校
イタリア	フィレンツェ大学
スロベニア	リュブリャーナ大学
シンガポール	南洋理工大学
インドネシア	バジャジャラン大学

交換留学では、授業料相互不徴収という制度があり、本学に学費を納めることで、留学先の

大学には学費を納めなくてよい、という仕組みになっています。(ただし、語学能力向上のため、留学先の大学内の語学センターの授業を履修する場合、授業料を自己負担しなければならないこともあります。) また、単位互換制度が設けられており、留学先で修得した単位は、所定の規定に基づき本学の単位として認められます。加えて群馬大学では、平成25年1月に海外学生派遣支援事業を開始し、希望する学生には審査の上、奨励金を支給しています。

交換留学の手続等は、国際センターのホームページ (<https://www.guic.gunma-u.ac.jp>) を参照してください。

②交換留学以外の留学

協定校以外の大学へ群馬大学を通さないで留学する場合、「休学」の手続きを事前にとることがあります。「休学」が認められた場合、その期間の授業料を納める必要はありません。

③海外短期研修

夏休みや春休みを利用して海外協定校に短期滞在し、語学研修や文化体験を行うプログラムがあります。毎年、プログラム募集説明会を行います。説明会の情報は国際センターのホームページ等でも案内します。参加希望の場合は、指導教員や国際センターの教員と相談の上、申し込んでください。参加が決まつたら、事前のオリエンテーションに必ず参加してください。

なお、各プログラムに参加し所定の手続きにより単位を取得できる可能性があります。

【教養教育 総合科目「海外短期研修」1単位】

プログラム名称	国名・地域 都市名	研修時期、期間
リュブリャーナ大学春期講習	スロベニア リュブリャーナ	3月、2週間
FPT大学国際インターンシップ研修	ベトナム ハノイ	8月、2週間程度
ヤギエウォ大学短期研修プログラム	ポーランド クラクフ	3月、2週間

【教養教育 外国語教養科目群「選択英語」2単位】

プログラム名称	国名	研修時期、期間
キール大学 英語研修プログラム	英国	9月、3週間程度
サンディエゴ州立大学 英語研修プログラム	米国	2月下旬、4週間
ウーロンゴン大学 英語研修プログラム	オーストラリア	2月下旬、4週間

その他、各学部において、1~2週間程度海外の協定校で各専門に特化した研修を受け、大学の授業として認められるプログラムも多数あります。

これら協定校との短期プログラムの中には、群馬大学から、奨励金を支給されるものもあります。

(28) 外国旅行に関する手続

(担当：理工学部1年生のみ学生センター②番窓口で、他の学部生は、それぞれの所属学部の担当窓口)

私用で外国旅行をする場合は、緊急時の連絡や対応が速やかに行えるよう、大学へ必ず外国旅行届を提出するとともに、旅行先での危機管理体制の把握や日本の家族への連絡をきちんととするよう各自心がけてください。(本学主催の各種留学プログラムに参加するための外国旅行の場合は、外国旅行届の提出は不要です。)

また、海外旅行にあたっては、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) や報道等により現地の最新の治安・テロ等の情報を入手しておくとともに、外務省渡航登録サービス (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) へ登録してください。

(29) 各種証明書の自動発行機による取り扱い

学生旅客運賃割引証（学割証）、在学証明書（和文）、成績証明書（和文）、卒業（修了）見込証明書（和文）及び健康診断書は、各キャンパスに設置してある証明書自動発行機で取り扱っています。

キャンパス	稼働時間 (土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)	設置場所
荒牧キャンパス	8：30～17：15	学生センター
昭和キャンパス	8：30～21：00	共用施設棟3階
桐生キャンパス	8：30～20：00	1号館1階

※発行には学籍番号とパスワード（初期パスワードは生年月日の下4ケタ）が必要です。パスワードは、証明書自動発行機で変更してください。

※英文証明書は各学部の窓口で申請してください。

(30) 飲酒、盜難及び交通事故等の防止等について

1 飲酒について

- (1) 未成年の飲酒は法律で禁止されています。20歳になるまで絶対に飲酒してはいけません。未成年の飲酒（急性アルコール中毒を含む）が発覚した場合、飲酒した者及び飲酒させた者は懲戒処分（停学等）の対象となります。
- (2) 飲酒する場合、イッキ飲みや早飲み競争の強要、お酒が飲めない人や飲みたくない人への飲酒の強要は、絶対にしないこと。懲戒処分（停学等）の対象となります。

2 盗難防止について

- (1) 講義室及び課外活動施設は、退室時に施錠等するとともに火の元の確認の徹底を図ること。
- (2) 学生用ロッカー出入口付近には防犯カメラを設置しているが、各自ロッカー・講義室及び課外活動施設は貴重品を置くことなく、整理・整頓及び施錠等を必ず行うこと。

3 交通事故防止について

- (1) 各地区における交通規制を遵守の上、自動車等の安全走行に十分務めること。
- (2) 各地区における交通規制の遵守事項に違反した場合は、各地区的交通規制実施要項等に基づく違反措置及び学則に基づく所要の措置を講ずること。
- (3) 飲酒運転は絶対に行わないこと。懲戒処分（停学等）の対象となります。
なお、自転車については、次のことに留意すること。
 - ①道路標識等で指定された場合等を除き、原則として車道通行すること。やむを得ず、歩道を行ける際は、歩行者に十分気を使うこと。
 - ②夜間走行の際は、必ずライトを点灯すること。
 - ③傘さし運転は、行わないこと。
 - ④所定の駐輪場以外に駐輪しないこと。
- (4) 自動車等の駐車については、所定の許可を受けるとともに、通路の確保及び歩行者の安全確保のため、所定の場所に行うこと。
所定の許可を受けていない自動車等は、駐車違反の対象となること。
- (5) 無免許運転は絶対に行わないこと。懲戒処分（停学等）の対象となります。

4 防犯対策の強化について

構内で不審者と思える者を見かけたら、近くの教職員に連絡するとともに、自身の安全確保に努め

てください。

なお、学内だけではなく、日頃から犯罪被害を防止するため、以下の点を参考として安全に心掛けて行動してください。

(1) 不審者を発見した場合

①身の安全を確保し、速やかに近くの教職員や警察へ通報する。

②身の危険を感じた時は、大きな声を発し、助けを求める。

(2) 被害に遭わないために心掛けること

①夜間の外出は、できるだけ複数人で行動する。

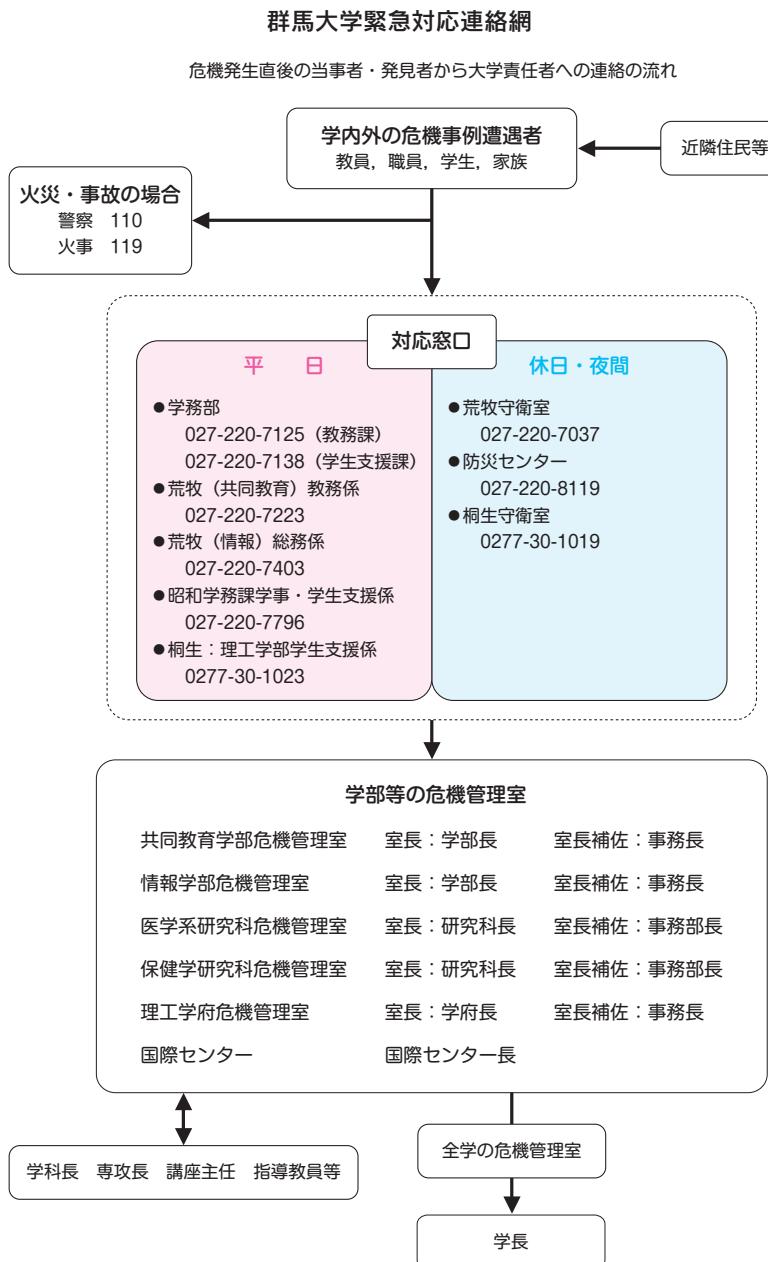
②道を尋ねられた場合は、説明しても車に同乗しない。

③万が一に備え、防犯ブザーや催涙スプレー等の防犯機器を携帯し、自己防衛対策を図る。

④一人暮らしをしている場合は、自宅の玄関や窓の施錠を確実にする。

5 非常時の連絡体制

盜難及び交通事故等の非常事態が生じた場合は、以下の対応窓口に連絡を行うこと。



(31) 学生の違法行為等に関する処分について

大学は社会に出る最後の学校生活です。本学の学生として、自覚と責任をもって大学生活を送ることが大事です。しかし、残念なことに試験における不正行為（カンニングを含む）、他人のレポートの引き写し、未成年者の飲酒（急性アルコール中毒を含む）、窃盗（万引きを含む）、盜撮、無免許運転等の不正行為等を行う学生が少なからずいます。不正行為や違法行為等を行った学生は、懲戒処分として停学等や退学になることがあります。

停学等の処分となった場合、留年になることもあります。また、保証人（保護者を含む。）に通知するとともに、懲戒の事由などを学内に告示します。（9. 諸規程等 (1)群馬大学学生の懲戒等に関する規則を参照）さらに、奨学金の交付停止・取消しや授業料免除の取消しになることもあります。

その他、卒業・修了が決まっていた場合でも取り消しとなり、就職や大学院等への進学ができなくなってしまう場合があります。

【退学】

- 身代わり受験 ○カンニング等の繰返し ○薬物の使用等 ○窃盗、暴力行為 ○痴漢、ストーカー ○コンピュータ等を利用した悪質な不正行為等 ○飲酒運転、暴走運転 ○未成年者の飲酒、飲酒の強要 ○研究等データの捏造、盗用等

【停学】

- 他者のレポートの引き写し ○カンニング等
- 傷害に至らない暴力行為・言動 ○コンピュータ等を利用した不正行為等 ○無免許運転、悪質な交通違反、死亡事故 ○盜撮 ○その他退学に至らない違法行為

【訓告】

- 試験監督の指示に従わない場合 ○その他停学に至らない違法行為

(32) 台風等自然災害における休講等について

台風等自然災害により、本学が所在する地域に暴風、暴風雪、大雨、大雪等の警報（特別警報を含む。）（以下「警報等」という。）が発表された場合や不測の事態が生じた場合、学生及び関係教職員の生命の安全確保と事故防止のため、授業及び定期試験（以下「授業等」という。）を休講等にすることがあります。

休講措置とする場合は、その都度、下記の「(2) 学生等への周知方法」によりお知らせしますので、群馬県内に接近する台風等の気象情報が出された場合は、本学のホームページ等を確認してください。

※ 警報等が発表されていても、休講としないこともありますので、ご注意ください。

(1) 休講等にする場合

○ 昼間に実施する授業等

警報等が荒牧キャンパス及び昭和キャンパスにおいては前橋市、桐生キャンパスにおいては桐生市に発表された場合の休講等の措置は次のとおりです。

- ① 午前6時の時点で警報等が発表されている場合には、午前の授業等を休講等とする。なお、午前6時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午前の授業等を休講等とする。
- ② 午前10時の時点で警報等が発表されている場合には、午後の授業等を休講等とする。なお、午前10時過ぎに警報等が解除された場合であっても、午後の授業等を休講等とする。
- ③ 授業等の開始後に警報等が発表された場合には、次の限界以降の授業等を休講等とする。なお、休講等の措置を決定後に、直ちに帰宅することが危険な場合には、学生及び関係教職員を学内の施設で待機させる等、必要な措置を講ずるものとする。

○ 夜間に実施する授業等

夜間に実施する授業等の休講等の措置については、当該学部等の事務担当者に確認してください。

(2) 学生等への周知方法

休講等にする場合は、本学ホームページ、教務システム及び全学Gメールによりお知らせします。

(3) 学外での実習等・補講等について

- ① 本学のキャンパス以外で実施する実習やインターンシップ等については、各実習先の指示に従ってください。
- ② 休講等となった授業等については、各授業等担当教員の判断で後日、補講等を行います。
- ③ 休講等の措置が取られた場合には、本学のキャンパスで実施する屋外での課外活動等は、原則として禁止とします。

(33) 群馬大学 性の多様性 (LGBT/ SOGI)に関する基本的考え方

I はじめに

国際社会において、LGBT（レズビアンLesbian=L、ゲイGay=G、バイセクシュアルBisexual=B、トランスジェンダー Transgender=T）という言葉に象徴される性のあり方をはじめとして、多様な性のあり方が存在するという認識が広がってきてています。我が国においても、そのことが広く認められるようになってきています。

2011年に国連人権理事会において、我が国も賛同して、SOGI（性的指向・性自認、SO: Sexual Orientation, GI: Gender Identity）に関しての決議が採択されました。この決議は、性的指向・性自認を理由とする暴力と差別について、重大な懸念を表明しています。人それぞれには独自の性のあり方、性的指向・性自認があり、それは本来極めて多様なものであるといえます。しかし、その多様性への配慮が十分になされず、少数派の人々の権利が完全には保障されているとはいえない状況も少なからず見受けられます。

基本的人権はすべての人に平等に保障されているものであり、性的指向・性自認のゆえに侵害されることがあってはなりません。

群馬大学は、「大学構成員の自主性、自律性を尊重する」という理念を掲げ、地域に根ざした教育研究を進めています。人種、出身地域、性別、性的指向、性自認等、種々の面での多様性にかかわらず、人々は平等であり、その人権、尊厳は大切に守られるべきものであるとの認識の下、本学は多様な性のあり方についての基本的な考え方ここに定め、性別や性的指向・性自認を理由とした差別の解消に向けた取組を進めていきます。

II 基本的考え方

- 1 群馬大学は、すべての人々の人権・人格を尊重し、性別や性的指向・性自認を理由とした差別は人権を著しく侵害する行為に他ならないとの認識の下、その解消に向け全構成員が協力し、多様性を認め尊重し合う環境の構築に努めます。
- 2 群馬大学は、多様な性を持つ人々が、尊厳を保ち、学び働くことのできる環境を整備し、大学での自由な生活の保障、大学生活のあらゆる場面での修学と就業の平等の確保に努めます。
- 3 群馬大学は、多様な性のあり方を認め尊重し合える環境を整備し、本人及び周囲の人々が安心して相談し情報提供を受けられる場を設けるとともに、個人情報の保護を徹底して行い、アウティング＊の予防に努めます。（＊本人が公にしていない性的指向や性自認を、了解を得ず公開すること）
- 4 群馬大学は、本学の学生・教職員ひとりひとりが性の多様性を正確に理解し尊重しあえるよ

31

32

33

34

う、学内外の意見を広く集め、認識の深化に努めるとともに、多様な性に対する本学の取組を広く情報発信し、社会への働きかけに努めます。

相談窓口：にじいろライン niji@gunma-u.ac.jp

(34) その他

1 構内及び校舎内の美化

整然とした環境は勉学の能率を高めます。紙屑や空き缶・ペットボトル等はキャンパスで定められた分別に従いゴミ箱に捨てることは当然のマナーです。また、不用になった自転車・バイク・オートバイ・自動車や家電製品等の物品を構内に放置することのないようにしてください。

2 構内の騒音防止

大学は諸君の勉学の場であると同時に、教員にとっては研究の場でもあります。また、住宅も隣接していますので、大音響での音楽活動、クラブ・サークル活動等での声援なども迷惑となることがありますので充分配慮してください。構内での「バーベキュー」「花火」等火気は厳禁です。

3 悪質商法に注意

大学に入学すると自活する場合が多くなり、これまでに自活経験、社会経験がないため、不慣れ、寂しさ、あこがれ、開放感などを業者は巧みに利用します。甘いことばに誘われずに断る勇気を持つことが大切です。うまい話には必ず裏があるものと用心して後悔することのないよう、事前の予備知識をつけておいてください。

万一悪質商法に巻き込まれたときは、深みにはまる前に消費生活センターに相談してください。

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

4 カルト系教団に注意

全国の大学において、学生を対象にカルト系団体等が活動している情報がありますので、本学の学生のみなさんも注意してください。

カルト系団体等は、あまい言葉でボランティア等に勧誘し、入会後の合宿等に説きマインドコントロールし、会員の勧誘の義務付け、動員、アルバイト等の強要及び多額の会費の納入を要求する例が多いです。

5 遺失物・拾得物について

自分の持ち物は、自身で責任を持って管理しましょう。もし教室等に置き忘れたり、なくしたりした場合には、所属学部等の学務担当係、または、学生センター①番窓口（学生支援課学生支援係）へ照会してください。また、構内で落とし物を拾った場合には、届け出してください。

6 健康支援

- (1) 健康支援総合センター
- (2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて
- (3) 健康診断及び健康診断書発行について

6 健康支援

(1) 健康支援総合センター（荒牧キャンパス）

健康支援総合センターは、みなさんの体と心をサポートする医療機関です。

原則として、ここで扱っている個人情報に関しては、本人の許可なく部外者に知られることはできません。安心して利用してください。

① 業務内容・時間

- 応急処置（外傷、失神など）

月曜日～金曜日

9：00～12：00, 13：00～16：00

- * 土・日・祝日・全学一斉休業日はお休みです。
- * 医療スタッフが不在の場合、お休みになります。
- * 医療スタッフがいる時は、緊急の場合8：30～17：15の間に限り対応します。

- 一般診療・相談【医師】

月曜日～金曜日

9：00～12：00, 13：00～16：00

- * 土・日・祝日・全学一斉休業日はお休みです。
- * 医師が不在の場合、お休みになります。

- メンタルヘルス専門相談【精神科医】

原則として、予約制です。月曜日・水曜日・金曜日（午後）

- カウンセリング【公認心理師】

予約制です。日程は掲示板又はホームページ・ツイッターをご覧ください。

- 栄養相談【管理栄養師】

予約制です。

- 救急用品の貸し出し・医療に関する資料の閲覧・貸出等

* 診察、相談、投薬（応急的な処方のみ）は無料です。

* 長期的な治療が必要になる場合には、近隣の医療機関を紹介します。

* 玄関ホールには身長体重計・体組成計・血圧計・視力計が置いてありますので、ご利用ください。

② 受付・予約方法・問い合わせ

○ 診療受付時間

月曜日～金曜日

9：00～12：00, 13：00～16：00

* 土・日・祝日・全学一年休業日はお休みです。

* 健康支援総合センターに直接来所するか電話又はメールで連絡をしてください。

○ 電話による問い合わせ

《電話番号》 027-220-7161（看護師）、027-220-7163（受付）

夜間・休日・不在時には留守番電話になっています。

「学籍番号・氏名・連絡のとれる電話番号・簡単な用件」を入れてください。
(急ぎの対応はできません。)

○ メールによる問い合わせ（相談受付）

《メールアドレス》 kenkousien@jimu.gunma-u.ac.jp

- * 件名は学籍番号のみ記入してください。
- * 「学籍番号、氏名、連絡のとれる電話番号又はメールアドレス、簡単な用件」を記入し、送信してください。
メールでの相談は行っていません。具体的な内容は書かないでください。
折り返し、健康支援総合センタースタッフから電話又はメールで連絡します。
- * 夜間・休日・不在時はメールチェックできません。
- * 数日経っても返答・返信がない場合は、再度電話又はメールでご連絡ください。

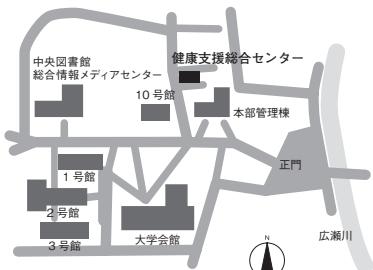
③ 健康支援総合センターの所在地

〒371-8510 前橋市荒牧町四丁目2番地

<荒牧キャンパス内位置>

<ホームページURL>

<http://kenkoushien.hess.gunma-u.ac.jp/>



<ツイッター URL>

https://twitter.com/kenkoushien_gun



(2) 昭和キャンパス・桐生キャンパス・太田キャンパスについて

① 昭和キャンパス

学生健康相談室又は学事・学生支援係に看護師がいます。
連絡先：027-220-7796, 027-220-7807（学生健康相談室）

② 桐生キャンパス

理工学部保健室又は学生支援係に看護師がいます。
連絡先：0277-30-1044

③ 太田キャンパス

常在スタッフはいません。必要な場合は、以下へ連絡してください。
連絡先：0276-50-2231（太田キャンパス事務室）、0277-30-1044（桐生キャンパス看護師）

(3) 健康診断及び健康診断書発行について

- * 4月に学生定期健康診断があります。必ず受けてください。
- * 留学生は、秋にも特別健康診断がありますので必ず受けてください。
- * 健康診断書は、各キャンパスの証明書自動発行機により発行します。
- * 証明書自動発行機で発行されない場合や所定の診断書用紙がある場合は、健康支援総合センター受付に申し出てください。（月曜日～金曜日 9:00～12:00, 13:00～16:00。土・日・祝日・全学一斉休業日等はお休みです）

7 総合情報メディアセンター (図書館及び情報基盤部門)

- (1) 図書館のサービス
- (2) 図書館の紹介
- (3) 図書館の利用
- (4) 情報基盤部門のサービス
- (5) パソコン利用者へのサービス

【ソフトウェアの無償配布について】

- 1) Windows の無償アップグレード
- 2) Microsoft Office の無償インストール
- 3) その他のサービス

【無線 LAN の利用方法について】

7 総合情報メディアセンター（図書館及び情報基盤部門）

(1) 図書館のサービス

図書館では、学習や教育研究に必要な図書、雑誌、視聴覚資料及びインターネットを通して利用できる電子ジャーナルや電子ブック、データベースを多数揃えています。

また、学術資料の取り寄せや探し方など、次のようなサービスも受けられます。

レファレンス	文献検索、種々情報の調査・入手のサポート
文献複写	学内資料のコピー・学内にない資料のコピーの入手
図書借用	学内にない資料の借受
他大学図書館の利用	紹介状の発行
図書購入リクエスト	図書館にない図書の購入希望受付
その他のサービス (全館共通)	総合情報メディアセンターWebページで紹介 URL : https://www.media.gunma-u.ac.jp/

(2) 図書館の紹介

①中央図書館（荒牧キャンパス）

- ・蔵書数 331,000冊
- ・特色 教養教育を実施しているため、多分野にわたる基本図書を収集。新田文庫、田辺文庫、郷土かるたコレクションなどの特殊資料も所蔵。



②医学図書館（昭和キャンパス）

- ・蔵書数 131,000冊
- ・特色 所蔵図書の90%が医学・看護系。雑誌（電子ジャーナル）の利用が多い。
データベース講習会や文献検索演習を実施。
24時間開館を実施（申請者のみ）。



③理工学図書館（桐生キャンパス）

- ・蔵書数 153,000冊
- ・特色 蔵書は自然科学系44%, 工学系35%で構成。学生による図書のリクエストキャンペーンを実施。平日夜22時まで開館。



(3) 図書館の利用

①開館日程

曜 日	中央図書館	
	授業期間	休業期間
月～金	9：00～21：00	9：00～17：00
土・日	9：00～17：00	休 館

曜 日	医学図書館		
	授業期間	休業期間（9, 2月）	9, 2月以外の休業期間
月～金	9：00～21：00	9：00～21：00	9：00～17：00
土	9：00～17：00	9：00～17：00	休 館
日	休 館		

曜 日	理工学図書館	
	授業期間	休業期間
月～金	9：00～22：00	9：00～17：00
土	10：00～18：00	休館
日	休 館	

休館日
日曜日
医学図書館・理工学図書館（ただし、試験期間内の日曜日は開館する）
国民の祝日に関する法律に規定する休日
中央図書館
医学図書館・理工学図書館（ただし、試験期間内の祝日は開館する）
年末年始（12月28日～1月4日）
その他 館長が臨時に休館とする日

* 詳しい開館日程については、総合情報メディアセンター Webページをご覧ください。

②貸出冊数・期間

中央図書館

区 分	冊 数	期 間
学 生	10冊以内	2週間以内
大学院生	15冊以内	30日以内

・参考図書は5冊以内3日間貸出。

・雑誌の最新号は館内利用のみ。

雑誌は5冊以内3日間貸出。

医学図書館

区 分	冊 数	期 間
学 生	5冊以内	2週間以内
大学院生	5冊以内	2週間以内

・参考図書は原則として館内利用のみ。

・雑誌は原則として館内利用のみ。

理工学図書館

区分	冊数	期間
学生	12冊以内※	2週間以内
大学院生	10冊以内	2週間以内

- 参考図書は、3日間貸出。
 - 雑誌の最新号は、館内利用のみ。
 - 雑誌は3冊以内1週間貸出可。
- ※一般図書7冊+英語多読5冊以内。

3

4

5

(4) 情報基盤部門のサービス

情報基盤部門では、図書館及び学内演習室でパソコンによる情報処理教育を行う環境を提供とともに、図書館や各研究室で学内ネットワークを利用するためのサービスを提供しています。図書館、演習室のパソコンでは、Windows環境として、Windows 10 LTSCを利用できます。また、Linux演習用にCentOS7の教育用Linuxサーバを準備しています。学内ネットワークは、インターネットに接続されており、インターネットを介して国内外の研究者との情報交換、研究資料の参照、各種データベースの利用等ができます。

全学認証アカウントについて

本学の学生には、入学時に全学認証アカウントが配付されます。このアカウントを利用して、演習室のパソコンや無線LANなど、学内の様々なサービスが利用できます。

- 全学認証アカウント (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/ITservices/account/>)

図書館でのパソコン利用について

図書館には、デスクトップ型のパソコン、ノート型の貸出パソコンを設置し、図書館の開館中に利用できます。医学図書館では、特別利用の申請者は、閉館時でも入退館システムにより、学生証で入館し、パソコンを利用できます。理工学図書館では、演習室A、Bへの入室は入室管理システムで管理されており、桐生キャンパスの学生に限定されています。

キャンパス	設置場所（台数）		
荒牧キャンパス	中央図書館	・1階 北側閲覧席等（パソコン19台） ・1階 ラーニングコモンズ（貸出パソコン31台）	
昭和キャンパス	医学図書館	・1階 セミナー室、パソコンコーナー（パソコン35台）	
桐生キャンパス	理工学図書館	・1階 ラーニングコモンズ（貸出パソコン20台） ・3階 コンピュータ演習室B（パソコン60台） ・4階 コンピュータ演習室A（パソコン120台）	

演習室の利用について

学内の以下の演習室で、情報基盤部門が設置しているパソコンを利用することができます。演習室によっては、入室に学生証が必要なことがあります。原則として授業時間の利用となりますが、時間外の利用を認めている場合もありますので各演習室の掲示などをご覧ください。

キャンパス	演習室名（台数）		
荒牧キャンパス	2号館 10号館	・2階 201情報処理演習室（パソコン60台） ・6階 612演習室（パソコン24台）	
昭和キャンパス	共用施設棟	・3階 情報処理演習室A（パソコン92台） ・3階 情報処理演習室B（パソコン48台）	

(5) パソコン利用者へのサービス

【ソフトウェアの無償配布について】

本学は、平成21年4月からマイクロソフト社との間で、「マイクロソフト包括ライセンス契約」を締結しています。これは、教育機関に所属する人に対して、指定されたマイクロソフト社製ソフトウェアを使用する権利を与える一括ライセンス契約です。マイクロソフト包括ライセンス契約の有効期間内であれば、契約しているマイクロソフト社製の最新バージョンを常に利用することができます。

本学の学部及び修士・博士課程に在籍するすべての学生が無償で利用できます。

インストール方法など詳しくは、「全学ソフトウェアライセンス」のWebページ
(<https://sw.media.gunma-u.ac.jp/>) を参照してください。

1) Windowsの無償アップグレード

アップグレードを目的として、以下のWindowsをインストールできます。なお、OSを備えていないパソコンへのインストール権はないので、ご注意ください。

- Windows 10 Education

2) Microsoft Officeの無償インストール

以下のMicrosoft OfficeアプリケーションのWindows版及びMacintosh版の最新製品を利用できます。

- Microsoft 365 Apps for enterprise (旧称 Office 365 ProPlus)

3) その他のサービス

セキュリティ向上のために、以下のセキュリティ対策ソフトウェアがインストールできます。

- ウイルスバスター Corp Client
- Trend Micro Security for Mac

その他サービスについては、「全学ソフトウェアライセンス」のWebページ
(<https://sw.media.gunma-u.ac.jp/>) を参照してください。

【無線LANの利用方法について】

すべてのキャンパスにIEEE802.11a/b/g/n/ac対応の無線LANアクセスポイントを設置しており、全学認証アカウントを利用して、学内LANに接続できます。授業が行われる講義室等ではWi-Fiの新規格であるIEEE802.11ax (Wi-Fi 6) にも対応しています。主な利用エリアには、右記のステッカーを提示しています。

なお、情報コンセントが設置されている教室や講義室でも有線LANによりネットワークに接続できます。利用の際には、無線LANと同様に、全学認証アカウントで認証を行います。

○関連URL

- 総合情報メディアセンター (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/>)
- 無線LAN利用エリア (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/network/wlan/>)
- 全学認証アカウント (<https://www.media.gunma-u.ac.jp/ITServices/account/>)



8 国際交流

- (1) 大学間協定
- (2) 学部間協定
- (3) 留学生在学数

8 國際交流

(1) 大学間協定 Agreements Between Universities

国名・地域名 Countries	大 学 等 等 Partner Universities	協定更新年月日 Date of Agreement
インドネシア Indonesia	パジャジャラン大学 Universitas Padjadjaran	1996年9月20日 Sep.20,1996
中華人民共和国 China	西安交通大学 Xian Jiaotong University	2004年11月29日 Nov.29,2004
中華人民共和国 China	厦门大学 Xiamen University	2020年4月29日 Apr.29,2020
中華人民共和国 China	沈阳化工大学 Shenyang University of Chemical Technology	2020年1月29日 Jan. 29,2020
イタリア Italy	フィレンツェ大学 L'Università di Firenze	2015年3月27日 Mar. 27,2015
台 湾 Taiwan	東海大学 Tunghai University	2020年2月12日 Feb. 12,2020
韓 国 Korea	嶺南大学校 Yeungnam University	2020年2月1日 Feb.1,2020
中華人民共和国 China	華北電力大学 North China Electric Power University	2015年8月12日 Aug.12,2015
ニカラグア Nicaragua	ニカラグア国立自治大学マナグア校 The National Autonomous University of Nicaragua (UNAN-Managua)	2017年1月13日 Jan. 13,2017
フ ラ ン ス France	地中海大学 (マルセイユ大学Ⅱ) Université de La Méditerranée, Aix-Marseille II	2005年7月25日 Jul. 25,2005
台 湾 Taiwan	国立台北教育大学 National Taipei University of Education	2018年2月5日 Feb. 5,2018
韓 国 Korea	釜山国立大学 Pusan National University Republic of Korea	2016年6月22日 Jun. 22, 2016
中華人民共和国 China	大連医科大学 Dalian Medical University	2010年1月4日 Jan. 4,2010
中華人民共和国 China	大連理工大学 Dalian University of Technology	2012年1月3日 Jan. 3,2012
韓 国 Korea	建国大学校 Konkuk University	2019年10月9日 Oct. 9,2019
タ イ Thailand	チエンマイ大学 Chiang Mai University	2017年10月30日 Oct.30,2017
中華人民共和国 China	大連工業大学 Dalian Polytechnic University	2020年1月29日 Jan.29,2020
中華人民共和国 China	中国科学院過程工程研究所 Institute of Process Engineering, Chinese Academy of Sciences	2019年2月27日 Feb. 27,2019
ス ロ ベ ニ ア Slovenia	リュブリャーナ大学 University of Ljubljana	2008年9月19日 Sep.19,2008
韓 国 Korea	ソウル大学校 Seoul National University	2008年10月27日 Oct.27,2008
アゼルバイジャン Azerbaijan	バクー国立大学 Baku State University	2009年1月27日 Jan.27,2009
フィリピン Philippines	フィリピン大学マニラ校 University of the Philippines Manila	2019年1月8日 Jan. 8,2019
インドネシア Indonesia	インドネシア教育大学 Indonesia University of Education	2018年7月3日 Jul. 3,2018
中華人民共和国 China	重慶交通大学 Chongqing Jiaotong University	2009年3月25日 Mar. 25,2009
タ イ Thailand	泰日工業大学 Thai-Nichi Institute of Technology	2017年11月30日 Nov. 30,2017
アメリカ合衆国 U.S.A.	サンディエゴ州立大学 San Diego State University	2016年8月22日 Aug. 22,2016
モ ン ゴ ル Mongolia	モンゴル国立医科学大学 Mongolian National University of Medical Science	2016年4月3日 Apr. 3, 2016
台 湾 Taiwan	国立虎尾科技大学 National Formosa University	2013年1月21日 Jan. 21,2013
アメリカ合衆国 U.S.A.	ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校 State University of New York at Stony Brook	2013年7月12日 Jul. 12, 2013
オーストラリア Australia	ワーロンゴン大学 University of Wollongong	2014年7月15日 Jul. 15, 2014
シ ン ガ ボ ール Singapore	南洋理工大学 Nanyang Technological University	2015年3月20日 Mar. 20,2015
マ レ シ ア Malaysia	マラ技術大学トレングガヌ校 Universiti Teknologi MARA (Terengganu)	2015年6月5日 Jun. 5, 2015
チ エ コ 共 和 国 Czech Republic	オストラハ工科大学 Technical University Ostrava	2020年10月20日 Oct. 20,2020
リ ト ア ニ ア Lithuania	ヴィータウタス・マグヌス大学 (H27～H30はリトニア教育大学と部局間) Vytautas Megnus University	2018年4月18日 Apr. 18, 2018

* () は学部間協定締結年月日 Date of Agreement Between Faculties

(2) 学部間協定 Agreements Between Faculties

学部等名 Faculties etc.	国名・地域 Country	大学等名 Sister Universities	協定更新年月日 Date of Agreement
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A.	ミズーリ州立大学 Missouri State University	2020年2月18日 Feb. 18, 2020
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A.	モアヘッド州立大学 Morehead State University	2015年12月16日 Dec. 16, 2015
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	韓国 Korea	大邱大学 Daegu University	2016年3月29日 Mar. 29, 2016
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	ベトナム Vietnam	ハノイ教育大学 Hanoi National University of Education	2017年2月8日 Feb. 8, 2017
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	中華人民共和国 China	浙江工業大学 Jiangsu University of Science and Technology	2017年5月10日 May 10, 2017
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A.	フォートルイス大学 Fort Lewis College	2018年4月26日 Apr. 26, 2018
共同教育学部 Cooperative Faculty of Education	アメリカ合衆国 U.S.A.	アダムス州立大学 Adams State of University	2019年2月18日 Feb. 18, 2019
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	ハンガリー Hungary	カーロリ・ガーシュバール・カルビン派大学 Károli Gáspár University of the Reformed Church	2010年3月17日 Mar. 17, 2010
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	ポーランド Poland	ヤギエウォ大学 Jagiellonian University	2012年3月29日 Mar. 29, 2012
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	クロアチア Republic of Croatia	ザグレブ大学人文社会学部 University of Zagreb	2014年7月3日 Jul. 3, 2014
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	台湾 Taiwan	世新大学 College of Humanities and Social Sciences Shih Hsin University	2020年12月14日 Dec. 14, 2020
社会情報学部 Faculty of Social and Information Studies	リトアニア Lithuania	ヴィリニュス大学 Vilnius University	2019年4月3日 Apr. 3, 2019
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	中華人民共和国 China	南開大学生命科学学院 The College of Life Sciences of Nankai University	2002年11月2日 Nov. 2, 2002
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	コロンビア Columbia	サバナ大学 Universidad de La Sabana	2007年6月25日 Jun. 25, 2007
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	ベルギー Belgium	リエージュ大学医学部ならびにゲノプロテオミック学際応用グループ Faculty of Medicine and GIGA, University of Liege	2018年5月9日 May. 9, 2018
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	フランス France	モンペリエ大学／フランス国立保健医学研究機構／モンペリエがん研究センター／モンペリエがん研究所 The University of Montpellier	2017年4月10日 Apr. 10, 2017
大学院医学系研究科 Graduate School of Medicine	インドネシア Indonesia	シリウイジャヤ大学 Universitas Sriwijaya	2019年12月26日 Dec. 26, 2019
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	アメリカ合衆国 U.S.A.	ピュージェット・サウンド大学大学院 Graduate School, University of Puget Sound	2017年10月17日 Oct. 17, 2017
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	タイ Thailand	ランシット大学 Rangsit University	2018年12月6日 Dec. 6, 2018
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	ニュージーランド New Zealand	オタゴ大学 University of Otago	2017年11月10日 Nov. 10, 2017
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	韓国 Korea	仁済大学校 Inje University	2019年3月28日 Mar. 28, 2019
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	中華人民共和国 China	北京協和医学院 Peking Union Medical College	2018年12月30日 Dec. 30, 2018
大学院保健学研究科 Graduate School of Health Sciences	インドネシア Indonesia	イスラム・サルタン・アグン大学 Universitas Islam Sultan Agung	2020年11月17日 Nov. 17, 2020
医学部 Faculty of Medicine	アメリカ合衆国 U.S.A.	ワシントン大学 The University of Washington	2002年4月2日 Apr. 2, 2002
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タイ Thailand	チュラロンコン大学（理工学部） Faculty of Engineering, Chulalongkorn University	2012年12月4日 Dec. 4, 2012
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	上海交通大学（機械工学部） Shanghai Jiao Tong University (School of Mechanical Engineering)	2008年3月25日 Mar. 25, 2008
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タイ Thailand	モンクット王ラカバン工科大学 King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang	2008年12月12日 Dec. 12, 2008
理工学府 Graduate School of Science and Technology	韓国 Korea	ソウル科学技術大学産業大学院 Graduate School of Industry and Engineering, Seoul National University of science and Technology	2015年5月1日 May. 1, 2015
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	中国鉱業大学 China University of Mining And Technology	2009年1月23日 Jan. 23, 2009
理工学府 Graduate School of Science and Technology	フランス France	モンペリエ国立高等化学大学院 National Graduate School of Chemistry and Chemical Engineering, The University of Montpellier	2017年1月20日 Jan. 20, 2017
理工学府 School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	マレーシア国立大学 Universiti Kebangsaan Malaysia	2015年3月9日 Mar. 9, 2015

学部等名 Faculties,etc.	国名・地域 Countries	大学等名 Sister Universities	協定更新年月日 Date of Agreement
理工学府 Graduate School of Science and Technology	フランス France	ESIEEパリ Ecole Supérieure D'ingénieurs en Electrotechnique et Electronic Paris	2017年4月12日 Apr. 12, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	西南交通大学（機械理工学部） Southwest Jiaotong University	2009年7月1日 Jul. 1, 2009
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	湖南科技大学 Hunan University of Science and Technology	2009年10月16日 Oct. 16, 2009
理工学府 Graduate School of Science and Technology	韓国 Korea	慶熙大学校 Kyung Hee University	2009年12月14日 Dec. 14, 2009
理工学府 Graduate School of Science and Technology	インドネシア Indonesia	バンドン工科大学 Institut Teknologi Bandung	2010年10月11日 Oct. 11, 2010
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タ Thailand	マヒドル大学理学部 Mahidol University	2017年1月24日 Jan. 24, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タ Thailand	イナコンバトムラチャット大学（理工学部） Faculty of Science and Technology, Nakhon Pathom Rajabhat University	2012年2月2日 Feb. 2, 2012
理工学府 Graduate School of Science and Technology	スウェーデン Sweden	ボロース大学（理工学部） School of Engineering, University of Borås	2016年8月15日 Aug. 15, 2016
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	揚州大学水力・エネルギー動力工程学院 School of Energy and Power Engineering Yangzhou University	2017年5月15日 May. 15, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	揚州大学情報工程学院 College of Information Engineering, Yangzhou University	2013年3月8日 Mar. 8, 2013
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タ Thailand	モンクット王トンブリ工科大学 King Mongkut's University of Technology	2015年5月14日 May. 14, 2015
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	廈門理工学院光電通信工程学院 School of Optoelectronics and Communication Engineering, Xiamen University of Technology	2013年7月22日 Jul. 22, 2013
理工学府 Graduate School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	ペトロナス工科大学 Institute of Technology Petronas Sdn.Bhd.	2013年7月30日 Jul. 30, 2013
理工学府 Graduate School of Science and Technology	台湾 Taiwan	義守大学医学部 College of Medicine, I-Shou University	2014年5月27日 May. 27, 2014
理工学府 Graduate School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	パハン大学 Universiti Malaysia Pahang	2014年9月9日 Sep. 9, 2014
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	天津大学精密儀器と光電子工学院 College of Precision Instrument and Optoelectronics Engineering, Tianjin University	2014年11月7日 Nov. 7, 2014
理工学府 Graduate School of Science and Technology	台湾 Taiwan	国立勤益科技大学 National Chin-Yi University of Technology	2015年4月30日 Apr. 30, 2015
理工学府 Graduate School of Science and Technology	韓国 Korea	忠南大学校 CHUNGJANG NATIONAL UNIVERSITY	2015年8月11日 Aug. 11, 2015
理工学府 Graduate School of Science and Technology	ベルギー Belgium	リエージュ大学 University of Liege	2015年8月14日 Aug. 14, 2015
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	復旦大学 Fudan University	2017年4月10日 Apr. 10, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	フランス France	高等科学技術学院 (IPSA) Institut polytechnique des sciences avancées	2016年4月20日 Apr. 20, 2016
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	揚州大学機械工程学院 School of Mechanical Engineering, Yangzhou University	2016年5月16日 May. 16, 2016
理工学府 Graduate School of Science and Technology	インドネシア Indonesia	ジャカルタ州立大学 Universitas Negeri Jakarta	2016年7月13日 Jul. 13, 2016
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	江蘇科技大学 Jiangsu University of Science and Technology	2016年10月17日 Oct. 17, 2016
理工学府 Graduate School of Science and Technology	バングラデシュ Bangladesh	タッフォティル国際大学(工学部),(科学情報技術学部) Daffodil International University	2017年2月8日 Feb. 8, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	山東大学化学与化工学院 Shandong University	2017年5月23日 May. 23, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	中華人民共和国 China	中国科学院都市環境研究所 Institute of Urban Environment, Chinese Academy of Sciences	2017年3月23日 Mar. 23, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	インドネシア Indonesia	スマトラ工科大学 Institute TEKNOLOGI SUMATERA	2017年5月12日 May. 12, 2017
理工学府 Graduate School of Science and Technology	インド India	ヒンドスタン大学 Hindustan Institute of Technology and Science	2018年6月5日 Jun. 5, 2018
理工学府 Graduate School of Science and Technology	インド India	チトカラ大学 Chitkara University	2018年6月6日 June 6, 2018
理工学府 Graduate School of Science and Technology	マレーシア Malaysia	マレーシアマラッカ技術大学(電子情報理工学部) Universiti Teknkal Malaysia Melaka	2018年9月22日 Sep. 22, 2018
理工学府 Graduate School of Science and Technology	タ Thailand	ラジャマンガラ工科大学(工学部),(建築工学部),(天然資源学部),(電子工学部),(理学部) Rajamangala University of Technology Isan	2017年5月12日 May 12, 2017

学部等名 Faculties,etc.	国名・地域 Countries	大学等名 Sister Universities	協定更新年月日 Date of Agreement
理工学府 Graduate School of Science and Technology	台湾 Taiwan	国立交通大学工学部 National Chiao Tung University	2018年1月2日 Jan. 2, 2018
理工学府 Graduate School of Science and Technology	台湾 Taiwan	国立中央大学（工学部・理学部） National Central University	2018年1月8日 Jan. 8, 2018
理工学部 School of Science and Technology	ベトナム Vietnam	ハノイ工科大学(機械理工学部) & ツイニングプログラム Hanoi University of Technology	2008年1月23日 Jan. 23, 2008
理工学部 School of Science and Technology	中華人民共和国 China	河北工业大学 Hebei University of Technology	2015年8月22日 Aug. 22, 2015
理工学部 School of Science and Technology	ベトナム Vietnam	FPT大学 FPT University	2019年8月1日 Aug. 1, 2019
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	内蒙古大学生命科学学部 College of Life Science of Inner Mongolia University	2007年2月13日 Feb. 13, 2007
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	湖南大学生物学院 College of Biology, Hunan University	2016年1月6日 Jan. 6, 2016
生体調節研究所 Institute for Molecular and Cellular Regulation	中華人民共和国 China	首都医科大学 Capital Medical University	2016年4月19日 Apr. 19, 2016
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	アメリカ合衆国 U.S.A.	マサチューセッツ総合病院Francis H.Burr陽子線治療センター Massachusetts General Hospital Francis H.Burr Proton Therapy Center	2018年6月28日 Jun. 28, 2018
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	アメリカ合衆国 U.S.A.	d/b/aメイヨクリニックヨコハマコロナエスター放射線腫瘍学科 Department of Radiation Oncology Mayo Clinic Rochester d/b/a Mayo Clinic	2008年10月23日 Oct. 23, 2008
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	ドイツ Germany	ドイツ重イオン研究所ヘルムホルツセンター Gsi Helmholtzzentrum für Schwerionenforschung GmbH, Germany	2020年3月27日 Mar. 27, 2020
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	オーストリア Austria	ヴィーン医科大学放射線治療教室 Medical University of Vienna	2014年4月14日 Apr. 14, 2014
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	韓国 Korea	ソウル国立大学病院 Seoul National University Hospital	2018年7月2日 July 2, 2018
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	ドイツ Germany	ハイデルベルク大学ハイデルベルク粒子線治療センター Heidelberg Ion Therapy Center, Heidelberg University, Germany	2018年7月26日 Jul. 26, 2018
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	アメリカ合衆国 U.S.A.	オハイオ州立大学James包括がんセンター - 放射線腫瘍学科 The Ohio State University James Cancer Hospital USA	2018年8月30日 Aug. 30, 2018
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	韓国 Korea	KAIST 情報技術統合研究所 KAIST Institute for Information Technology Convergence, Korea	2018年12月13日 Dec. 13, 2018
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	韓国 Korea	大邱カトリック大学校医学部 Daegu Catholic University	2020年3月27日 Mar. 27, 2020
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	韓国 Korea	韓国原子力医学院 (KIRAMS) Institute of Radiological and Medical Sciences, Republic of Korea	2020年4月20日 Apr. 20, 2020
重粒子線医学研究センター Heavy Ion Medical Center	韓国 Korea	延世大学校延世がん病院 Yonsei Cancer Center, Yonsei University, Korea	2020年9月25日 Sep. 25, 2020
未来先端研究機構 Gunma University Initiative for Advanced Research	スウェーデン Sweden	カロリンスカ研究所 Karolinska Institutet	2015年11月11日 Nov. 11, 2015
医学部附属病院 University Hospital	中華人民共和国 China	中日友好病院 China-Japan Friendship Hospital	2016年1月21日 Jan. 21, 2016

*医療技術短期大学部は、平成12年3月に廃止 College of Medical care and Technology (Abolished in March,2000)

(3) 留学生在学数

(令和3年1月1日現在)
(As of January 1, 2021) (人)

地域 By Region	国名 By Country	学部学生 Undergraduate Students		大学院学生 Graduate Students				研究生 Research Students		特別講義・ 研究学生等 Exchange Students and Others		計 Total	
				修士課程 Master's Program		博士課程 Doctoral Program							
		国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding	国費 Government Scholarship	私費 Private Funding
ア ジ ア (14ヶ国・1地域)	中 国 China	1	17		40	3	28		17		2	4	104
	マ レ ー シ ア Malaysia	1	22					1				2	22
	モ ン ゴ ル Mongolia	3		3		17						0	23
	イ ン ド ネ シ ア Indonesia	3		1	1	2	8	1	1	2		9	10
	ベ ト ナ ム Vietnam		6		4	2	2					2	12
	台 湾 Taiwan						2		2		3	0	7
	タ イ Thailand					2	6					2	6
	韓 国 Korea	2		1								0	3
	イ ン ド India						2					0	2
	ネ パ ー ル Nepal					1	1					1	1
	ラ オ ス Laos	1					1					1	1
	カ ン ボ ジ ア Cambodia				2							0	2
	フィ リ ピ ナ Philippines	1				1						2	0
	バ ン グ ラ ダ イ シ ョ Bangladesh					1		1		1		0	3
	ス リ ラ ン カ Sri Lanka					1						0	1
ヨ ー ロ ッ バ (3ヶ国)	アゼルバイジャン Azerbaijan			1								0	1
	ポ ー ラ ン ド Poland							1		1		2	0
	ハンガリー Hungary									1		1	0
中 南 米 South America (2ヶ国)	エルサルバドル El Salvador						1					0	1
	チ レ Chile							1				1	0
ア フ リ カ (5ヶ国)	エジプト Egypt	1	1									1	1
	コートジボワール Côte d'Ivoire			1								0	1
	ナイジェリア Nigeria				1							1	0
	ケニア Kenya							1				1	0
	ジンバブエ Zimbabwe							1				1	0
計 (24ヶ国・1地域) Total		7	51	2	55	12	69	6	21	4	5	31	201
学 部 等 別 内 訳 By Faculty	共 同 教 育 学 部 Cooperative Faculty of Education		1					4	1	2		6	2
	社 会 情 報 学 部 Faculty of Social and Information Studies		3		7			1	9	2	2	3	21
	医 学 科 Faculty of Medicine	1	1	2	1	8	32		1			11	35
	保 健 学 科 School of Health Sciences				3		2			1		0	6
	理 工 学 部 School of Sciences and Technology	6	46		44	4	35	1	9		3	11	137
	生 体 調 节 研 究 所 Institute for Molecular and Cellular Regulation											0	0

9 諸規則等

- (1) 群馬大学学則
- (2) 群馬大学大学院学則
- (3) 群馬大学学位規則
- (4) 群馬大学教養教育科目等に関する規則
- (5) 群馬大学学部共通細則
- (6) 群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程
- (7) GPA 制度及び履修取消し制度に関する申合せ
- (8) 群馬大学大学院共通科目に関する内規
- (9) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程
- (10) 群馬大学学生表彰規則
- (11) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則
- (12) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程
- (13) 群馬大学入學料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程
- (14) 群馬大学学生の旧姓使用取扱要項
- (15) 群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金支給要項
- (16) 学生団体活動心得
- (17) 群馬大学課外活動共用施設使用内規
- (18) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規
- (19) 群馬大学大学会館施設使用要項
- (20) 群馬大学養心寮規程
- (21) 群馬大学理工学部啓真寮規程
- (22) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程
- (23) 群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン

9 諸規程等

(1) 群馬大学学則

	平成16.4.1	制	定
改正	平成17.4.1	平成17.6.1	
	平成17.6.22	平成18.4.1	
	平成18.4.20	平成18.6.1	
	平成19.4.1	平成19.12.1	
	平成19.12.26	平成20.4.1	
	平成20.12.1	平成21.4.1	
	平成21.6.24	平成22.4.1	
	平成23.4.1	平成25.4.1	
	平成26.4.1	平成27.4.1	
	平成28.4.1	平成28.6.2	
	平成29.4.1	平成29.5.1	
	平成29.12.1	平成30.4.1	
	平成31.4.1	令和2.4.1	
	令和3.4.1		

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び自己評価等（第1条・第2条）
- 第2節 教育研究組織（第2条の2ー第12条）
- 第3節 職員（第13条）
- 第4節 教授会（第14条・第15条）

第2章 学部通則

- 第1節 学年, 学期, 授業期間及び休業日（第16条ー第19条）
- 第2節 修業年限及び在学期間（第20条ー第22条）
- 第3節 入学（第23条ー第32条）
- 第4節 教育課程及び履修方法等（第33条ー第43条）
- 第5節 休学, 転学, 留学及び退学（第44条ー第50条）
- 第6節 卒業及び学位（第51条ー第53条）
- 第7節 教育職員免許（第54条）
- 第8節 嘉罰（第55条・第56条）
- 第9節 厚生施設（第57条）
- 第10節 特別聴講学生, 科目等履修生, 研究生, 聽講生及び外国人留学生（第58条ー第62条）
- 第11節 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料（第63条ー第70条）

第3章 公開講座（第71条）

附則

第1章 総 則

第1節 目的及び自己評価等

(目的)

第1条 国立大学法人群馬大学組織規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定により設置される群馬大学（以下「本学」という。）は、教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 各学部、学科又は課程等ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。
(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。
3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究組織

(学術研究院)

第2条の2 本学に、大学教員の所属組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に院長を置き、学長をもって充てる。
(学部及び学科又は課程等)

第3条 本学に、次の学部並びに学科、課程及び類を置く。

共同教育学部 学校教育教員養成課程

情報学部 情報学科

医学部 医学科

保健学科

理工学部 物質・環境類

電子・機械類

2 前項に規定する共同教育学部は、第33条の2第1項の規定に基づき宇都宮大学と共同で教育課程を編成する。
3 第1項に規定する各学部に、別表第1－1のとおり講座及び部門を置く。
4 第1項に規定する各学部に置く学科又は課程の入学定員及び収容定員は、別表第1－2のとおりとする。
5 第1項に規定する各学部に、学部長を置く。
(特別支援教育特別専攻科)

第4条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

(大 学 院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する必要な事項は、別に定める。
(附置研究所)

第6条 本学に、次の研究所を附置する。

生体調節研究所

2 生体調節研究所に、次の部門を置く。

生体情報部門

病態制御部門

3 生体調節研究所に、所長を置く。

4 生体調節研究所に関する規程は、別に定める。

(総合情報メディアセンター)

第7条 本学に、総合情報メディアセンターを置く。

2 総合情報メディアセンターに関する規則は、別に定める。

(機 構)

第7条の2 本学に、次の機構を置く。

大学教育・学生支援機構

研究・産学連携推進機構

重粒子線医学推進機構

未来先端研究機構

2 機構に関する規則は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

国際センター

数理データ科学教育研究センター

食健康科学教育研究センター

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めた場合は、時限を付して学内共同教育研究施設を置くことができる。

4 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進センター)

第8条の2 本学に、ダイバーシティ推進センターを置く。

2 ダイバーシティ推進センターに関する規程は、別に定める。

(附属の学校)

第9条 本学に附属して、次の学校を置く。

共同教育学部附属幼稚園

共同教育学部附属小学校

共同教育学部附属中学校

共同教育学部附属特別支援学校

(教育研究施設等)

第10条 本学に、別表第1－3のとおり、学部附属の教育研究施設及び研究施設並びに研究科及び

附置研究所附属の研究施設を置く。

(事務局等)

第11条 本学に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織を置く。

第12条 削除

第3節 職 員

(職 員)

第13条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、教頭、主幹教

諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第4節 教授会

(教授会)

第14条 各学部及び生体調節研究所に、教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

第15条 削除

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(授業期間)

第18条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各学部長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(開学記念日)

第19条の2 本学の開学記念日は、6月1日とする。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第20条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

共同教育学部 4年

情報学部 4年

医学部 医学科 6年

保健学科 4年

理工学部 4年

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条 大学の学生以外の者が、第59条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第43条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、各学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第22条 在学期間は、共同教育学部、情報学部、医学部保健学科及び理工学部にあっては8年を、医学部医学科にあっては9年を、それぞれ超えることができない。

2 第29条から第31条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。ただし、医学部医学科の第2年次編入学にあっては8年を、第3年次編入学にあっては6年を超えることができない。

第3節 入 学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第24条 入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期間内に提出するものとする。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第27条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第63条に規定する入学料を納入しなければならない。ただし、第65条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除又は徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入に代えるものとする。

(入 学 許 可)

第28条 学長は、前条の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編 入 学)

第29条 本学に編入学を願い出た者は、選考の上、許可することがある。

2 各学部の相当年次に編入学をすることのできる者（第3項及び第4項に規定する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(7) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者

(8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者

(9) 国外において、学校教育における13年又は14年の課程を修了した者

3 情報学部、医学部保健学科及び理工学部（夜間主コースを除く。）の第3年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(7) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(8) 国外において、学校教育における14年の課程を修了した者

4 医学部医学科の第2年次に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

- (1) 大学（医学を履修する課程を除く。）を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 国外において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 国外において、学校教育における14年以上の課程に在学し、所定の単位を修得した者
（転入学）

第30条 他の大学に在学中の者が、本学に転入学を志望するときは、選考の上、許可することがある。

（再入学）

第31条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

（転学部又は転学科等）

第32条 他の学部への転学部又は同一学部内での転学科、転類若しくは転専攻を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第33条 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（共同教育課程の編成）

第33条の2 本学は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。
（授業科目）

第34条 授業科目は、その内容により教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

（開設授業科目）

第35条 教養教育科目は、各学部共通の授業科目として開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、群馬大学教養教育科目等に関する規則（以下「教養教育科目等に関する規則」という。）の定めるところによる。

2 専門教育科目は、各学部において開設するものとし、開設する授業科目、単位の認定手続及びその履修方法は、それぞれ各学部規程の定めるところによる。

（履修科目の登録の上限）

第36条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の計算方法）

第37条 授業科目的単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、共同教育学部規程で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目等に関する規則又は各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績の評価に関する規則は、別に定める。

(授業の方法等)

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行なうことができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第40条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行なうものとする。

(他学部における授業科目的履修等)

第41条 教育上有益と認めるときは、学生が他学部において開設する授業科目を履修し、又は聽講

することを許可することができる。

- 2 前項の規定による他学部において開設する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院授業科目的履修)

- 第41条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

- 2 前項の規定による授業科目的履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目的履修等の取扱い)

- 第42条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

- 4 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

- 5 前4項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第43条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目的履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第29条から第31条までに規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5節 休学、転学、留学及び退学

(休 学)

- 第44条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休 学 期 間)

- 第45条 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

第46条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学 等)

第47条 他の大学へ入学を志願しようとする者又は本学の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならぬ。

(留 学)

第48条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第20条に規定する修業年限に算入することができる。

(退 学)

第49条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を得なければならぬ。

(除 籍)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第22条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第45条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができない者
- (3) 成業の見込みがないと認められた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないもの
- (5) 授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第六節 卒業及び学位

(卒 業)

第51条 第20条に規定する修業年限以上在学し、各学部において定める授業科目を履修し単位を修得した者について、学長が卒業を認定する。

第52条 本学学生（医学部医学科に在学する者を除く。）で3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

（学 位 授 与）

第53条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

共同教育学部 学士（教育学）

情報学部 学士（情報学）

医学部 学士（医学）

 学士（看護学）

 学士（保健学）

理工学部 学士（理工学）

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第七節 教育職員免許

（教育職員免許状）

第54条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を取得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生で学芸、技術等他の模範となる者に対しては、学長は、表彰することができる。

(懲 戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9節 厚生施設

(寄 宿 舎)

第57条 本学に、寄宿舎その他厚生保健の施設を置く。

2 寄宿舎その他厚生保健の施設に関する規則は、別に定める。

第10節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第58条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規則は、各学部で定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規則は、各学部で定める。

(研 究 生)

第60条 特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、選考の上研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規則は、各学部、生体調節研究所及び国際センターで定める。

(聴 講 生)

第61条 授業科目の中から1又は複数の科目の聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する規則は、各学部で定める。

(外 国 人 留 学 生)

第62条 外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として選考の上、定員外として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第34条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の日本語科目及び日本事情に関する科目として開設する授業科目並びにその単位数は、教養教育科目等に関する規則の定めるところによる。

4 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第63条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料

その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

（停学中の者の授業料）

第64条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

（入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予）

第65条 入学料、授業料及び寄宿料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

（既納の検定料等）

第66条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 第25条の規定に基づいて検定料を納入した者が、2段階選抜において出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合には、費用規程第2条第2項に規定する第2段階目の選抜に係る検定料相当額
- (2) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、当該授業料相当額
- (3) 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学後5月又は11月に休学をした場合には、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額
- (4) 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額

（特別聴講学生の授業料等）

第67条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

- 2 特別聴講学生の授業料は、公立又は私立の大学又は短期大学（以下「公私立大学等」という。）の学生であるときは、聴講生と同様とし、国立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を締結している公私立大学等の学生であるときは、徴収しないものとする。

（科目等履修生等の授業料等）

第68条 科目等履修生、研究生及び聴講生（以下「科目等履修生等」という。）の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規程の定めるところによる。

第69条 科目等履修生等の検定料は、入学を志望するときに、入学料は、入学のための所要の手続を行うときに納めなければならない。

- 2 研究生の授業料は、3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）に相当する額を当該期間における当初の月の末日までに、科目等履修生及び聴講生の授業料は、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に納めなければならない。
- 3 在学予定期間の始期が入学年度の4月1日である者に係る最初に納入すべき授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（読み 替）

第70条 第66条の規定は、特別聴講学生及び科目等履修生等に準用する。この場合において、同条第2号中「費用規程第3条第4項」とあるのは「第69条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第71条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

(特別の課程)

第72条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学に在学する者は、引き続き本学に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。

3 別表第1－2に規定する工学部夜間主コース及び全学部の合計の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
工 学 部	応用化学科 夜間主コース	60	50
	生物化学工学科 夜間主コース	100	90
	機械システム工学科 夜間主コース	100	90
	電気電子工学科 夜間主コース	100	90
	情報工学科 夜間主コース	120	120
	夜間主コース計	480	440
	合 計	5,040	5,000

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条の規定及び別表第1－1は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 社会情報学部社会情報学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する社会情報学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会情報学部	情 報 行 動 学 科	人 50 50	人 100 100	人 160 160
	情 報 社 会 科 学			
計		100	200	320

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の応用化学科、材料工学科、生物化学工学科及び建設工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第1－2に規定する工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
工 学 部	応用化学・生物化学科 機械システム工学科 生産システム工学科 昼 間コース 夜 間主コース	人 170 70	人 340 140	人 510 210
	環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 電 気 電 子 工 学 科 情 報 工 学 科 学 科 共 通 (夜間主コースを除く。)	40 30 40 40 70 50	80 60 80 80 140 100	120 90 120 120 210 150 30
計		510	1,020	1,560

- 4 特殊教育特別専攻科は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部の第3次編入学は、改正後の第29条第4項の規定にかかわらず、平成21年度入学者まで、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する医学部の入学定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から令和3年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	入 学 定 員												
		平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
医学部	医 学 科 保 健 学 科	人 95	人 102	人 108	人 108	人 108								
	看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	理学療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	作業療法学専攻	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	255	262	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268

- 4 別表第1－2に規定する医学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から令和8年度までは次のとおりとする。

学科・ 年 度 学 部	学 科	収 容 定 員													
		平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
医学部	医 学 科 保 健 学 科	人 595	人 612	人 635	人 658	人 681	人 704	人 717	人 723	人 723	人 723	人 723	人 723	人 723	人 705
	看護学専攻	340	340	330	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	検査技術科学専攻	170	170	165	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	理学療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	作業療法学専攻	90	90	85	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
		1,285	1,302	1,310	1,318	1,311	1,314	1,317	1,313	1,313	1,313	1,313	1,313	1,313	1,315

学科・ 年度 学 部	学 科	収容定員			
		令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度	令和 8 年 度
医学部	医 学 科	人 687	人 669	人 651	人 633
	保 健 学 科	320	320	320	320
	看護学専攻	160	160	160	160
	検査技術科学専攻	80	80	80	80
	理学療法学専攻	80	80	80	80
	作業療法学専攻	20	20	20	20
		1,34 7	1,32 9	1,31 1	1,29 3

附 則

この学則は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学部及び工学研究科は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学部及び当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部及び当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 3 別表第1－2に規定する理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは次のとおりとする。

学科・ 年度 学 部	学 科	収 容 定 員 人		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
理工学部	化 学 ・ 生 物 化 学 科	160	320	480
	機械知能システム理工学科	110	220	330
	環 境 創 生 理 工 学 科	90	180	270
	電 子 情 報 理 工 学 科	120	240	360
	総 合 理 工 学 科			

	夜間主コース 学科共通（夜間主コースを除く。）	30	60	90 30
	計	510	1,020	1,560

- 4 工学部教授会及び工学研究科教授会は、第2項の規定により工学部及び工学研究科が存続する間、当該学部及び当該研究科に置くものとする。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 施行日の前日において、本学の大学教員であって、引き続き施行日に本学に在職する者は、学術研究院に所属するものとする。
- 平成25年4月1日施行の附則第2項中「工学部及び工学研究科」とあるのは「工学部」と、同項中「第3条及び第5条」とあるのは「第3条」と、同項中「当該学部及び当該研究科」とあるのは「当該学部」と、平成25年4月1日施行の附則第4項中「工学部教授会及び工学研究科教授会」とあるのは「工学部教授会」と読み替えるものとする。
- 工学部長は、平成25年4月1日施行の附則第2項中の規定により工学部が存続する間、当該学部に置くものとし、理工学部長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 社会情報学部の情報行動学科及び情報社会学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者（平成28年4月1日以降に当該学科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。
- 別表第1－2に規定する社会情報学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学部	学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員	第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員	第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
社会情報学部	社会情報学科	/	100	/	200	20	320
	計	/	100	/	200	20	320

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 教育学部は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学部に在学する者（令和2年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。

3 別表1－2に規定する共同教育学部及び理工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までは次のとおりとする。

学 部	課程	収 容 定 員		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
共 同 教 育 学 部	学校教育教員養成課程	190 (170)	380 (340)	570 (510)
理 工 学 部	化 学・生 物 化 学 科 機械知能システム理工学科 環 境 創 生 理 工 学 科 電 子 情 報 理 工 学 科 総 合 理 工 学 科	645 440 365 500	650 440 370 520	655 440 375 540
	夜 間 主 コ ー ス 学年満足(夜間生コース除外。)	120 60	120 60	120 60

4 教育学部教授会は、第2項の規定により教育学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 社会情報学部並びに理工学部の化学・生物化学科、機械知能システム理工学科、環境創生理工学科、電子情報理工学科及び総合理工学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学部に在学する者（令和3年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該学部に在学しなく

なるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。

3 別表1-2に規定する情報学部及び理工学部の第3年次編入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までは次のとおりとする。

学科・年度 学 部	学 科	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員	第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員	第3年次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
情報学部	情報学科		170		340	10	520
理工学部	物質・環境類		285		570	10	865
	電子・機械類		185		370	13	568
	計		470		940	23	1,433

4 社会情報学部教授会は、第2項の規定により社会情報学部が存続する間、当該学部に置くものとする。

別表第1－1（第3条関係）

学部	講 座 等
共同教育学部	国語教育講座,社会科教育講座,数学教育講座,理科教育講座,音楽教育講座,美術教育講座,保健体育講座,技術教育講座,家政教育講座,英語教育講座,特別支援教育講座,学校教育講座
情報学部	情報学講座
医学部	(医学科) 基礎医学教育部門, 臨床医学教育部門, 医学教育政策・支援部門
	(保健学科) 看護学講座, 検査技術科学講座, 理学療法学講座, 作業療法学講座

別表第1－2（第3条関係）

学 部	学 科 又 は 課 程	入 学 定 員 人	2 年 次 入 学 定 員 人	3 年 次 入 学 定 員 人	収 容 定 員 人
共同教育学部	学校教育教員養成課程	190(170)			760 (680)
情報学部	情 報 学 科	170		10	700
医 学 部	医 保 健 学 科 看 护 学 専 攻 検査技術科学専攻 理 学 療 法 学 専 攻 作 業 療 法 学 専 攻	90 80 40 20 20	15		615 320 160 80 80 20
	計	250	15	10	1,275
理工学部	物 質 子 : 環 境 類 電 機 壊 類	285 185		10 13	1,160 766
	計	470		23	1,926
合 計		1,080	15	43	4,661
備考 (1) ()で記載するものは、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員を示す。 (2) 合計の数字には、宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程の入学定員及び収容定員は含まれない。					

別表第1－3（第10条関係）

学部等	施 設
共同教育学部	教育実践センター
医学部	病院
医学系研究科	生物資源センター, 薬剤耐性菌実験施設, 教育研究支援センター, 医学教育センター
保健学研究科	保健学研究・教育センター
理工学府	元素科学国際教育研究センター
生体調節研究所	生体情報ゲノムリソースセンター, 代謝シグナル研究展開センター, 拠点研究支援センター

別表第2（第54条関係）

学 部	学 科 又 は 課 程	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
共 同		小学校教諭一種 免許状	
		中学校教諭一種 免許状	国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術,家庭,英語

教 育 学 部	学校教育教員養成課程	高等学校教諭一種免許状	国語、地理、歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、家庭、工業、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、精神者
		幼稚園教諭一種免許状	

(2) 群馬大学大学院学則

	平成16.4.1	制 定
改正	平成17.4.1	平成17.5.19
	平成17.6.10	平成18.4.1
	平成18.4.20	平成19.4.1
	平成19.12.26	平成20.4.1
	平成22.4.1	平成22.6.1
	平成23.1.26	平成23.4.1
	平成23.7.1	平成24.4.1
	平成25.4.1	平成26.4.1
	平成29.4.1	平成30.4.1
	平成31.4.1	令和2.4.1
	令和2.12.25	令和3.4.1

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定により、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(研究科及び学府)

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教 育 学 研 究 科

社会情報学研究科

医 学 系 研 究 科

保 健 学 研 究 科

理 工 学 府

- 2 各研究科及び学府（以下「各研究科等」という。）に、別表第1のとおり、講座、領域及び部門を置く。
- 3 各研究科等に科長及び学府長を置く。
- 4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。
- 5 理工学府の学府長は、理工学部長を兼ねる。

(課 程)

- 第5条 社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。
- 2 保健学研究科及び理工学府の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。
 - 3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
 - 4 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
 - 5 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

(専攻及び収容定員等)

- 第6条 本大学院各研究科及び学府の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科及び学府	課 程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20	40
社会情報学研究科	修士課程	社会情報学	14	28
医学系研究科	修士課程	生命医学	15	30
	博士課程	医学	57	228
保健学研究科	博士前期課程	保健学	50	100
	博士後期課程	保健学	10	30
理 工 学 府	博士前期課程	理工学	300	600
	博士後期課程	理工学	39	117

(修 業 年 限)

- 第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
 - 3 保健学研究科博士課程及び理工学府博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(休 業 日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 土 曜 日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各研究科長及び学府長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第4章 教育課程等

(教 育 課 程)

第10条の2 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

3 本大学院における授業科目は、次の各号のとおりとする。

(1) 各研究科等において開設する授業科目

(2) 全研究科等を対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）

(教 育 方 法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

2 教育学研究科教育実践高度化専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行いうよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(授業科目)

第12条 各研究科等における授業科目、単位数は、各研究科等が別に定める。

2 大学院共通科目は、群馬大学大学院共通科目に関する内規の定めるところによる。

3 各研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、1年間の授業時間を考慮して当該研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、研究指導を除くものとする。

2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、学位論文に係る評価を除くものとする。

(履修方法)

第13条 各研究科等における履修方法は、別に定める。

2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

第13条の2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「本学学則」という。）第35条に規定する開設授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第14条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により学生が修得した単位は、合わせて15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

4 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、学生が他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、前項の規定にかかわらず、当該専攻が修了要件と定める45単位以上の2分の1を超えない範囲で当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第15条 各研究科等（教育学研究科教育実践高度化専攻は除く。）において、教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（副指導教員）

第15条の2 各研究科等（教育学研究科教育実践高度化専攻は除く。）において、教育研究上有益と認めるときは、当該研究科等の教員及び他の研究科等の教員を副指導教員として、学生に、研究指導の一部を受けさせることができる。

2 前項の規定による副指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第16条 各研究科等においては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、15単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により修得したものとみなす単位数及び第14条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

4 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）は、転学等の場合を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、第2項の規定にかかわらず、第14条第4項の規定及び第22条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて45単位以上の2分の1を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第42条に定める在学年限を越えることはできない。

（教育方法の特例）

第17条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（履修の認定）

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA, B, C, Dの4種とし、A, B, Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。

4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(学位論文の審査)

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会で選定する3人以上の教授が行うものとする。ただし、当該教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

2 医学系研究科博士課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。

3 博士後期課程の学位論文の審査は、教授会が選定する3人以上の教授で構成する審査委員会が行うものとする。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所定の単位を修得した者で、学位論文の審査に合格した者につき、当該教授会が口頭又は筆答により行うものとする。

第五章 課程修了及び学位授与

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位を修得しつつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者と各研究科等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第22条 博士課程修了の認定は、医学系研究科にあっては4年、保健学研究科及び理工学府にあっては5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と当該研究科等において認めた場合には、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年末満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の保健学研究科及び理工学府の博士課程修了の認定は、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了し

た者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の認定は、3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と研究科等において認めた場合には、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程修了の認定）

第22条の2 専門職学位課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位の修得によって行う。

2 教育学研究科教育実践高度化専攻にあっては、教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（在学期間の短縮）

第22条の3 各研究科等において、修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を各研究科等において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により各研究科等の修士課程、専門職学位課程、博士前期課程及び医学系研究科博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で各研究科等が認めた期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び専門職学位課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位授与）

第23条 第21条から第22条の2までの規定により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 教職修士（専門職）

社会情報学研究科 修士（社会情報学）

医学系研究科 修士（生命医科学）、博士（医学）

保 健 学 研 究 科 修 士（保健学），修 士（看護学）

博 士（保健学），博 士（看護学）

理 工 学 府 修 士（理工学），博 士（理工学）

2 前項に定めるもののほか，博士の学位は，本大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ，博士課程の修了者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第24条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する学校の種類ごとの教諭一種免許状を有する者で，当該免許状に係る専修免許状の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科及び学府において，当該所要資格を取得できる免許状の種類等は，別表第2に掲げるとおりとする。

第6章 入学，休学，退学，進学等

（入学の時期）

第25条 入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，入学させことがある。

（入 学 資 格）

第26条 修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）
- 2 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

で、24歳に達したもの

- (9) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）

（進学又は編入学資格）

第27条 博士後期課程に進学又は編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願手続）

第28条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に関係書類を添付し、学長に提出するものとする。

（合格者の決定）

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

（入 学 手 続）

第30条 合格者は、定められた期日内に所定の手続きを経て、入学料を納入するものとする。この手続きを怠る者は入学を許可しないことがある。

（休 学）

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。
- 4 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2

年，博士後期課程においては3年，医学系研究科博士課程においては4年を超えることができない。

5 休学期間は，在学年限に算入しない。

(復 学)

第32条 休学期間の満了により復学するときは，学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは，学長の許可を得て復学することができる。

(在 学 延 長)

第33条 各研究科等において，第7条に規定する標準修業年限以上在学し，課程を修了しないときは在学延長を願い出ることができる。

(退 学)

第34条 病気，その他の理由により退学しようとする者は，退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は，学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学させることがある。

(留 学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は，学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は，第7条の修業年限に算入することができる。

(博士課程への進学)

第37条 本大学院博士前期課程を修了し，引き続き，当該博士後期課程に進学を志望する者については，別に定めるところにより選考の上，進学を許可する。

(再 入 学)

第38条 第34条の規定により，本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは，許可することがある。

(転 専 攻)

第39条 同一研究科内において転専攻を志望する者があるときは，学期の始めに限り，許可することがある。

(転 学)

第40条 学生が，他の大学院に転学しようとするときは，転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学院から，本大学院に転学を志願する者があるときは，学期の始めに限り，許可することがある。

(再入学，転専攻及び転学の場合の取扱い)

第41条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては，研究科長及び学府長が定める。

(在 学 年 限)

第42条 本大学院における最長在学年限は，修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程においては4年，医学系研究科博士課程においては8年，博士後期課程においては6

年とする。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第44条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第45条 入学料及び授業料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することがある。

(検定料等の返還)

第46条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

2 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納入した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

3 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

第8章 教員組織

(教員組織)

第47条 各研究科等における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第9章 教授会

(教授会)

第48条 各研究科等に、教授会を置く。

2 前項の教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第49条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するがあるときは、当該他の大学院との協議に基づき、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により研究指導を受けることを認められた学生を、特別研究学生と称する。

(特別聴講学生)

第50条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、各研究科等において当該他の大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項の規定により各研究科等の授業科目の履修を認められた学生を、特別聴講学生と称する。

（科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生）

第51条 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、本学学則の規定を準用する。

（特別聴講学生等の検定料及び入学料）

第52条 特別聴講学生及び特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

（特別聴講学生等の授業料）

第53条 特別聴講学生等の授業料は、公立又は私立の大学院の学生であるときは、特別聴講学生にあっては聴講生と同様とし、特別研究学生にあっては研究生と同様とし、国立大学の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生等の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を本学と締結している公立又は私立の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

3 第1項に定める授業料の徴収方法は、本学学則第69条第2項及び第3項の規定を準用する。

第54条 第46条の規定は、特別聴講学生等に準用する。この場合において、同条第2項中「費用規程第3条第4項の規程に基づいて」とあるのは「本学学則第69条第3項の規程に準じて」と読み替えるものとする。

第11章 特別の課程

第55条 本大学院は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 雜 則

第56条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則施行の日において、旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された群馬大学大学院に在学する者は、引き続き本大学院に在学するものとし、その者に係る履修その他教育上必要な事項は、別に定める。

3 医学系研究科及び工学研究科に係る収容定員は、第6条の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成16年度	平成17年度
医学系研究科	博士課程	医学	174	261
	博士後期課程	保健学	30	
工学研究科	博士前期課程	電気電子工学	69	
		計	459	
	博士後期課程	生産工学	35	
		電子情報工学	19	20
		ナノ材料システム工学	26	
		計	101	116

附 則

この学則は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年6月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成18年度は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
			平成18年度
教育学研究科	修士課程	学校教育	11
		障害児教育	3
		教科教育	64
		計	78

附 則

この学則は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の応用化学専攻、材料工学専攻、生物化学工学専攻、建設工学専攻、ナノ

材料システム工学専攻、物質工学専攻、生産工学専攻及び電子情報工学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 医学系研究科の修士課程及び博士課程並びに工学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員		
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
医学系研究科	博 士 課 程	生 命 医 科 学	15		
	博 士 課 程	医 科 学	333	318	303
工 学 研 究 科	博士前期課程	応用化学・生物化学	106		
		機械システム工学	44		
		生産システム工学	30		
		環境プロセス工学	22		
		社会環境デザイン工学	22		
		電 気 電 子 工 学	44		
	博士後期課程	情 報 工 学	32	78	
		工 学	39		

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科の修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成20年度は次のとおりとする。

課程・専攻・ 年度 研究科	課 程	専 攻	収容定員
			平成20年度
教育学研究科	修 士 課 程	教 科 教 育 実 践	20
	専門職学位課程	教 職 リ ー ダ ー	16

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 社会情報学研究科の修士課程及び医学系研究科の博士課程に係る収容定員は、改正後

の第6条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員		
			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
社会情報学研究科	修 士 課 程	社会情報学	24		
医学系研究科	博 士 課 程	医 学 科 学	273	258	243

附 則

- この学則は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年2月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 改正後の第13条の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 保健学研究科に係る収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成24年度は次のとおりとする。

課程・専攻・年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員	
			平成 23 年度	平成 24 年度
保健学研究科	修士前期課程	保 健 学	106	
	博士後期課程	保 健 学	40	35

附 則

この学則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 工学研究科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。以下この項において単に「在学者」という。）が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、在学者については、なお従前の例による。

- 3 理工学府の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成25年度から平成26年度までは次のとおりとする。

学 府	課 程	専 攻	収 容 定 員	
			平成25年度	平成26年度
	博士前期課程	理 工 学	300	
理 工 学 府	博士後期課程	理 工 学	39	78

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第23条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 工学研究科教授会は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。
- 工学研究科長は、平成25年4月1日施行の附則第2項の規定により工学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとし、理工学府長をもって充てる。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 教育学研究科の修士課程は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 教育学研究科の障害児教育専攻、教科教育実践専攻及び教職リーダー専攻は、改正後

の第6条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 4 教育学研究科教育実践高度化専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、令和2年度は次のとおりとする。

課程・専攻・ 年度 研究科	課 程	専 攻	収 容 定 員 人
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化	20

附 則

この学則は、令和2年12月25日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

研究科等	講 座 等
教育学研究科	教職リーダー講座
社会情報学研究科	社会情報学講座
医学系研究科 生命医科学専攻	<p>(基礎・基盤医学領域)</p> <p>機能形態学講座, 生体構造学講座, 分子細胞生物学講座, 生化学講座, 応用生理学講座, 脳神経再生医学講座, 薬理学講座, 遺伝発達行動学講座, 細菌学講座, 生体防御学講座, 公衆衛生学講座, 法医学講座, 医学哲学・倫理学講座 (臨床医学領域)</p> <p>内科学講座, 総合外科学講座, 腫瘍放射線学講座, 放射線診断核医学講座, 神経精神医学講座, 麻酔神経科学講座, 救急医学講座, 総合医療学講座, リハビリテーション医学講座, 臨床検査医学講座, 病態病理学講座, 病理診断学講座, 小児科学講座, 産科婦人科学講座, 泌尿器科学講座, 脳神経外科学講座, 眼科学講座, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座, 皮膚科学講座, 形成外科学講座, 整形外科学講座, 臨床薬理学講座, 口腔顎顔面外科学講座, 医療の質・安全学講座 (協力講座・連携講座)</p> <p>協力・連携講座</p>
医科学専攻	<p>(基礎・基盤医学領域)</p> <p>機能形態学講座, 生体構造学講座, 分子細胞生物学講座, 生化学講座, 応用生理学講座, 脳神経再生医学講座, 薬理学講座, 遺伝発達行動学講座, 細菌学講座, 生体防御学講座, 公衆衛生学講座, 法医学講座, 医学哲学・倫理学講座 (臨床医学領域)</p> <p>内科学講座, 総合外科学講座, 腫瘍放射線学講座, 放射線診断核医学講座, 神経精神医学講座, 麻酔神経科学講座, 救急医学講座, 総合医療学講座, リハビリテーション医学講座, 臨床検査医学講座, 病態病理学講座, 病理診断学講座, 小児科学講座, 産科婦人科学講座, 泌尿器科学講座, 脳神経外科学講座, 眼科学講座, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座, 皮膚科学講座, 形成外科学講座, 整形外科学講座, 臨床薬理学講座, 口腔顎顔面外科学講座, 医療の質・安全学講座 (協力講座・連携講座)</p> <p>臨床試験学講座, 情報医療学講座, 高次細胞機能解析学講座, 代謝・内分泌学講座, 遺伝情報・発現学講座, 重粒子線医学講座, 食健康科学講座, 数理データ科学講座, 生体機能解析学講座</p>
保健学研究科	看護学講座, 生体情報検査科学講座, リハビリテーション学講座
理工学府	分子科学部門, 知能機械創製部門, 環境創生部門, 電子情報部門, 理工学基盤部門, 産学連携推進部門

別表第2（第24条関係）

研究科	課 程	専 攻	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
教育 学 研 究 科	専門職 学位課程	教育実践高度化	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技 術, 家庭, 英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数 学, 理科, 音楽, 美術, 保 健体育, 家庭, 工業, 英語
			特別支援学校教諭 専修免許状	視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由 者, 病弱者

(3) 群馬大学学位規則

	平成16.4.1	制 定
改正	平成19.4.1	平成20.4.1
	平成23.11.1	平成24.4.1
	平成25.4.1	平成25.4.24
	平成25.9.26	平成26.4.1
	平成31.4.1	令和2.4.1
	令和3.4.1	

第1章 目的

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

学士（教育学）

学士（情報学）

学士（医学）

学士（看護学）

学士（保健学）

学士（理工学）

3 修士の学位は、次のとおりとする。

修士（社会情報学）

修士（生命医科学）

修士（保健学）

修士（看護学）

修士（理工学）

4 博士の学位は、次のとおりとする。

博士（医学）

博士（保健学）

博士（看護学）

博士（理工学）

5 専門職学位は、次のとおりとする。

教職修士（専門職）

第3章 学位の授与の要件

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院学則第23条第2項の規定により本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力があると確認された者に授与することができる。

5 専門職学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

第4章 課程の修了による学位の授与

第4条 前条第2項、第3項及び第5項の規定により、課程修了の認定を得た者については、本学大学院学則の定めるところにより学位を授与する。

第5章 論文提出による学位の授与

第5条 第3条第4項の規定により、学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。

2 前項に規定する者が博士の学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）に定める学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後1年以内に申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

3 学位論文の受理は、当該教授会の議を経て、学長が決定する。

4 各教授会は、学位論文のほか外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるため試問を行うものとする。

5 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については原則として2外国語を課するものとする。

6 第1項の規定により学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者であって、退学後の経過期間が各教授会が定める年限内である場合に限り、第4項の試問を免除することができる。

7 学位論文の審査は、本学大学院学則に定める博士課程における学位論文の場合と同様に、当該教授会において行う。

8 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

9 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

第6章 課程の修了及び論文の審査の決議

第6条 各教授会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより課程の修了の可否、第3条第4項の規定によるものについてはその論文の審査の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席した構成員の三分の二以上の賛成を必要とする。

3 前項の教授会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

4 海外旅行中及び休職中の構成員は、前項の数には算入しない。

第7章 学長への報告

第7条 各教授会が第6条の議決をしたときは、当該研究科長及び学府長は、速やかに文書により、学長に報告しなければならない。

第8章 学位記の交付

第8条 学長は、本学学則第51条の規定により卒業を認定した者並びに前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第5項の規定によるものについては、課程修了の可否、第3条第4項の規定によるものについては、その論文の合否及び学力確認の可否について決定し、授与の要件を満たす者には学位記を授与するものとする。

第9章 論文要旨の公表

第9条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10章 学位論文の公表

第10条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与され

- る前に既に公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は学府長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科又は学府は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
- 第11章 学位の名称
- 第11条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。
- 2 学位記の様式は、別表第1－1から第5までのとおりとする。
- 第12章 学位授与の取消
- 第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該教授会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。
- 2 前項の議決については、第6条の議決の場合と同様に行うものとする。
- 第13章 学位授与の報告
- 第13条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定による博士（保健学）の学位の授与は、医学系研究科保健学専攻の博士課程を最初に修了した者に対し、学位を授与した後に行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に工学部及び工学研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。）の学位については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第3条第4項の規定による博士（理工学）の学位の授与は、理工学府の博士課程を最初に修了した者に対し、学位を授与した後に行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者について、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に医学系研究科（重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム）に在学する者の学位については、改正後の第11条第2項別表第3－2の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和2年度の入学生から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和3年度の入学生から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1-1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（共同教育学部）

Gunma University		学第_____号
Cooperative Faculty of Education has awarded upon _____ (Name) Date of Birth: _____		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> 群馬大学 印 学位記
The bachelor of Education Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		_____ (氏名) _____ 年__月__日生
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)		群馬大学共同教育学部長 宇都宮大学共同教育学部長 _____ (氏名) 印 _____ (氏名) 印
_____ (Name) _____ Dean, Cooperative Faculty of Education, Gunma University		群馬大学の卒業を認め学士（教育学）の学位を授与する _____ 年__月__日
_____ (Name) _____ President, Gunma University		群馬大学長 宇都宮大学長 _____ (氏名) 印 _____ (氏名) 印
_____ (Name) _____ Dean, Cooperative Faculty of Education, Utsunomiya University		

(規格 A 3)

別表第1-2

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（共同教育学部を除く。）

Gunma University		学第_____号
The Faculty of _____ has awarded upon (School) _____ (Name) Date of Birth: _____		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> 群馬大学 印 学位記
The bachelor of _____		_____ (氏名) _____ 年__月__日生
Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		本学_____学部所定の課程を修めたことを認める
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)		群馬大学_____学部長 _____(氏名) 印
_____ (Name) _____ Dean, _____		本学の卒業を認め学士（_____）の学位を授与する _____ 年__月__日
_____ (Name) _____ President, Gunma University		群馬大学長 _____(氏名) 印

(規格 A 3)

別表第2－1

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府の学位論文審査）

Gunma University		修第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		
<div style="text-align: center;">(Name)</div>		群馬大学 印 学位記
Date of Birth: _____	(氏名) ____年__月__日生	
The degree of Master of _____ Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)	本学大学院_____ (研究科又は学府) _____ 専攻の _____ 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最 終試験に合格したことを認める	
	群馬大学大学院_____ 研究科長 (氏名) 印 (_____ 学府長)	
<div style="text-align: center;">(Name)</div> Dean, Graduate School of _____ <div style="text-align: center;">(Name)</div>	本学の修了を認め修士(____)の学位を授与する ____年__月__日	
President, Gunma University <div style="text-align: center;">(Name)</div>	群馬大学長 (氏名) 印	

(規格 A 3)

別表第2－2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府の特定の課題についての研究の成果の審査）

Gunma University		修第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		
<div style="text-align: center;">(Name)</div>		群馬大学 印 学位記
Date of Birth: _____	(氏名) ____年__月__日生	
The degree of Master of Philosophy in _____ Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)	本学大学院_____ (研究科又は学府) _____ 専攻の _____ 課程において 所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果の審査 及び最終試験に合格したことを認める	
	群馬大学大学院_____ 研究科長 (氏名) 印 (_____ 学府長)	
<div style="text-align: center;">(Name)</div> Dean, Graduate School of _____ <div style="text-align: center;">(Name)</div>	本学の修了を認め修士(____)の学位を授与する ____年__月__日	
President, Gunma University <div style="text-align: center;">(Name)</div>	群馬大学長 (氏名) 印	

(規格 A 3)

別表第3－1

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府）

Gunma University		群馬大学 印	博甲第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		学 位 記	
_____ (Name)		(氏 名) _____ 年 ____ 月 ____ 日 生	
Date of Birth: _____			
The degree of Doctor of Philosophy in _____		本学大学院 _____ (研究科又は学府) _____ 専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	
Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		群馬大学大学院 _____ 研究科長 _____ (氏 名) 印 (_____ 学府長)	
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)		本学の修了を認め博士 (_____) の学位を授与する	
_____ (Name)			
Dean, Graduate School of _____ _____ (Name)		_____ 年 ____ 月 ____ 日 群馬大学長 _____ (氏 名) 印	
President, Gunma University			

(規格 A 3)

別表第3－2

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム）

Gunma University		群馬大学 印	博甲第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		学 位 記	
_____ (Name)		(氏 名) _____ 年 ____ 月 ____ 日 生	
Date of Birth: _____			
The degree of Doctor of Philosophy in _____ (Program for Cultivating Global Leaders in Heavy Ion Radiotherapy, Science and Technology)		本学大学院 _____ (研究科又は学府) _____ 専攻博士課程の重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラムにおいて所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	
Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		群馬大学大学院 _____ 研究科長 _____ (氏 名) 印 (_____ 学府長)	
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)		本学の修了を認め博士 (_____) の学位を授与する	
_____ (Name)			
Dean, Graduate School of _____ _____ (Name)		_____ 年 ____ 月 ____ 日 群馬大学長 _____ (氏 名) 印	
President, Gunma University			

(規格 A 3)

別表第4

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

Gunma University

博乙第_____号

The Graduate School of _____ has awarded upon

(Name) _____

Date of Birth: _____

群馬大学 印

学 位 記

(氏 名)

___年 ___月 ___日生

The degree of

Doctor of Philosophy in _____

Together with all the rights, privileges and honors
thereto appertaining,

Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan

On the (日) Day of (月), (年)

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に

合格したことを認める

群馬大学大学院 研究科長 (氏 名) 印

(_____ 学府長)

(Name) _____

上記を認め博士 (_____) の学位を授与する

Dean, Graduate School of _____

(Name) _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

President, Gunma University

群馬大学長

(氏 名) 印

(規格 A 3)

別表第5

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

(規格 A3)

(4) 群馬大学教養教育科目等に関する規則

平成16.4.1	制 定
改正 平成17.4.1	平成18.4.1
平成19.4.1	平成20.4.1
平成22.4.1	平成23.4.1
平成25.4.1	平成28.7.1
平成29.4.1	平成30.4.1
平成31.4.1	令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則(以下「学則」という。)第35条第1項に規定する教養教育科目及び学則第62条に規定する授業科目(以下「教養教育科目等」という。)の区分、履修方法、試験、その他の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(教養教育科目)

第2条 教養教育科目は、本学の学生として修得しなければならない基礎的科目で、その科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目 区 分	授 業 科 目	卒業に必要な単位数
教養基盤科目 (学土力育成)	学びのリテラシー(1)	2
	学びのリテラシー(2)	2
	英語	4又は6 (注3)
	スポーツ・健康	3
	データ・サイエンス	2
	就業力	(注1)
教養育成科目	人文科学科目群	2
	社会科学科目群	2
	自然科学科目群	12 (注2)
	健康科学科目群	
	外国語教養科目群	
	総合科目群	2
合 計		25又は27 (就業力を除く)

備考

(注1) 就業力の卒業に必要な単位数は、各学部で定める。

(注2) 教養育成科目の卒業に必要な単位数は12単位とし、人文科学科目群、社会科学科目群及び総合科目群から各2単位修得する。

(注3) 理工学部は、6単位とする。

- 各学部は、その定めるところにより、前項に定める単位数を超えて、卒業に必要な単位数とすることができる。
- 共同教育学部は、第1項の規定にかかわらず、宇都宮大学との協議を踏まえて、教養教育科目を別に定めることができる。
- 前項の規定により教養教育科目を別に定める際は、第1項の表に掲げる科目区分、授業科目及び卒業に必要な単位数について、考慮しなければならない。

5 第1項に掲げるもののほか、他学部の専門教育科目の中で大学教育センター学部教務委員会（以下「委員会」という。）が特に認めたものを、学生の教養教育科目として履修を認めることができる。

（外国人留学生に対して開設する授業科目）

第3条 学則第62条第2項に基づき、外国人留学生に対して開設する授業科目は、日本語科目及び日本事情に関する科目とする。

（授業題目等）

第4条 第2条第1項及び前条に規定する授業科目として開設する授業題目、単位数及び年次は、委員会の議を経て定めるものとする。

（外国人留学生の履修特例）

第5条 外国人留学生の授業科目の履修については、次の表に掲げるところに従い、特例を認めることができる。

外国人留学生が履修できる授業科目	代替できる教養教育科目及び単位数	
日本語科目	外国語教養科目群（選択英語を除く。）	1か国語に限り4単位まで
日本事情に関する科目	人文科学科目群及び社会科学科目群	6単位まで
	総合科目群	4単位まで

（単位当たりの授業時間）

第6条 教養教育科目等の授業科目の区分ごとの1単位当たりの授業時間は、次の表に掲げるとおりとする。

授業科目の区分	1単位当たりの授業時間
学びのリテラシー（1） 学びのリテラシー（2） スポーツ・健康（健康教育） データ・サイエンス 就業力 人文科学科目群 社会科学科目群 自然科学科目群 健康科学科目群 総合科目群 日本事情に関する科目	15時間
英語 スポーツ・健康（スポーツ科学） 外国語教養科目群 日本語科目	30時間

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第7条 学生が所属する学部の長(以下「学部長」という。)は、学則第42条第1項、第2項及び第4項の規定により、学生が他大学等(学則第42条第1項に規定する他大学等をいう。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第42条第3項の規定により、文部科学大臣が定める学修(以下「他の学修」という。)を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(既修得単位の認定)

第8条 学部長は、学則第43条第1項の規定により、学生が本学に入学する前に、本学又は他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における教養教育科目等の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、学則第43条第2項の規定により、学生が本学に入学する前に行つた他の学修を、本学における教養教育科目等の履修とみなして単位を与えることができる。

3 学部長は、前2項の規定により単位の認定又は付与を行う場合は、別に定める基準により、教授会の議を経て行うものとする。

(履修手続)

第9条 学生は、各学期の授業開始後速やかに、履修しようとする授業科目(授業題目)を、所定の様式により、学部長に届け出なければならない。

2 授業題目は、各学期の始めに公示する。

(試験)

第10条 学生が試験(学習報告を含む。以下同じ。)を受けることのできる授業科目(授業題目)は、前条により届け出た授業科目(授業題目)に限る。ただし、平常の出席状況等により、受験を許可しないことがある。

(成績評価及び単位認定手続)

第11条 授業科目(授業題目)の成績の評価は、試験、学習状況等によって担当教員が行うものとする。

2 学部長は、前項の評価に基づき、教授会の議を経て単位を認定する。

(修得単位)

第12条 学生が既に修得した授業科目(授業題目)の単位及びその評価については、取り消すことはできない。

2 学生が同一授業科目(授業題目)を2回以上履修した場合においても、改めて単位を与え、又は評価を改定することは行わない。

(再履修)

第13条 学生が試験に不合格となった授業科目(授業題目)について再履修を希望する場合は、次の学期以後に改めてその授業科目(授業題目)を履修し、受験しなければならない。

(追試験)

第14条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、委員会が定める手続を経て、追試験を受けることができる。

(委員会による定め)

第15条 第2条から第13条までに定める授業科目(授業題目)に関して必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目等の授業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成17年度の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成18年度の入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成19年度の入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成20年度の入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成22年度の入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成23年度の入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成31年度の入学者（医学部保健学科の入学者を除く。）から適用し、平成30年度以前の入学者及び平成31年度の医学部保健学科の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(5) 群馬大学学部共通細則

平成16.4.1 制 定
改正 平成25.4.1 令和2.4.1
令和3.4.1

5

(学 生 証)

第1条 学生は、学生証の交付を受けて常に携帯し、必要に応じていつでも提示するものとする。

第2条 学生証の有効期限は、修業年限とする。

第3条 学生は、学生証を紛失したときは直ちに再交付願を学務部長等（共同教育学部及び情報学部の学生にあっては学務部長、医学部及び理工学部の学生にあっては当該学部長とする。以下同じ。）を経て学長に提出するものとする。

第4条 学生は、卒業、退学又は除籍の場合は直ちに学生証を学務部長等を経て学長に返納するものとする。

(誓約書及び学生調査票)

第5条 学生は、入学の際誓約書を学長に提出するものとする。

第6条 学生は、入学後速やかに学生調査票を各学部長に提出するものとする。

第7条 学生は、学生調査票の記載事項に異動のあった場合はその都度学務部長等に届け出るものとする。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年1回本学で行う定期健康診断を必ず受けなければならない。

(施設の使用及び団体)

第9条 学生が学内の施設を使用して集会等をしようとするときは、学務部長等に届け出るものとする。ただし、2学部以上にわたる場合は、学務部長に届け出るものとする。

第10条 学生が学内で団体を作ろうとするときは、前条に準じて届け出るものとする。

(掲 示)

第11条 学生が学内に掲示をしようとするときは、所定の場所を使用するものとする。

(そ の 他)

第12条 学生又は学生団体は、その行動が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すようなことがあってはならない。

第13条 この細則は、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生にも準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の細則は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(6) 群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

平成 29. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（以下「学則」という。）第41条の2第2項の規定に基づき、学部学生が本学大学院の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 行先履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部学生に対して、本学大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

(先行履修の取扱い)

第3条 行先履修をする者は、大学院科目等履修生とする。

2 行先履修に関する取扱いについては、群馬大学学則第59条第2項及び群馬大学大学院学則第51条に基づき研究科及び学府（以下「研究科等」という。）が科目等履修生に関し規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第4条 行先履修をすることができる授業科目は、研究科等が定める。

(履修資格)

第5条 行先履修ができる者は、第4条の規定により定める授業科目を履修する学力があると当該研究科等の長が認めた者とする。

(履修の許可)

第6条 行先履修をする者は、研究科等の定めるところにより、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

(修得した科目的取扱い)

第7条 行先履修により修得した科目は、先行履修した学生が授業科目を履修した研究科等に入学した場合に限り、本人からの申出により10単位の範囲内で当該研究科等が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができる。

2 行先履修により修得した科目は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(7) GPA制度及び履修取消し制度に関する申合せ

平成27年9月30日

教育基盤センター運営委員会承認

平成29年6月26日 平成31年1月28日

令和 2年10月26日

大学教育センター学部教務委員会承認

【目的】

学生の学習意欲の向上を図り、学生の計画的な履修登録を促すとともに、厳格な成績管理と指導を行うことを目的とする。

【算定方法】

(1) 成績評価の方法

成績の評価は、学則の規定に基づき、S (90～100点)、A (80点～89点)、B (70点～79点)、C (60点～69点)、D (59点以下) の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(2) GPA算定の方法

① 「S」を4.3点、「A」を4点、「B」を3点、「C」を2点、「D」を0点とする。

② GPAは、次の式により計算するものとし、Rを含めない登録総単位数で割った平均とする。

$$GPA = \frac{(S \text{の単位数} \times 4.3 + A \text{の単位数} \times 4 + B \text{の単位数} \times 3 + C \text{の単位数} \times 2 + D \text{の単位数} \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

③ 算定は、学期ごと及び入学時からの通算で行う。

ただし、以下の科目は適用除外科目とする。

- ① 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- ② 本学入学前に修得した単位認定科目
- ③ 他大学との単位互換等で修得した科目
- ④ 外国語検定試験により修得した単位認定科目
- ⑤ その他学部等が別に定めた科目

【活用方法】

(1) GPAの活用方法

① 成績不振学生への個別指導

ア 個別指導を要する成績不振学生のGPAの基準は、「2.5以下」とする。

イ 原則として、GPAを算定した学期の次の学期始めに、学期別GPA及び入学時からの通算GPAを基に個別指導を行う。

② 成績優秀者の表彰の選考

③ 授業料免除の選考

④ その他学部等の判断によるもの

【成績評価に関する留意事項】

(1) シラバスで成績評価の基準を公表すること。

(2) 成績発表時に配付する成績表にGPA値を記載し、学生へ周知すること。

(3) 個人情報に関わることから、各学部において厳重に成績を管理すること。

【履修取消し制度】

- (1) 学生自ら希望した場合、定められた期間内に履修の取消しを各学部等に申し出ることができる。
- (2) 上記(1)の期間は、前期・後期の各履修登録期間終了後（授業開始後第6週目）各14日間とする。
- (3) 履修を取り消した場合の評語は「R」とする。また、GPAの算定対象外とし、点数はつけない。
- (4) C A P の枠を復活することはできない。
- (5) 履修取り消しを申し出ないで、期末試験の欠席又は受講の放棄をした場合は、D評価とする。

【実施時期】

- (1) 平成27年10月1日からとする。なお、「成績評価（GPA導入）について」（平成15年11月20日
共通教育・学生支援管理委員会承認）は、廃止する。
- (2) 平成29年6月26日からとする。
- (3) 平成31年4月1日からとする。ただし、【算定方法】(2) GPA算定の方法③のXを含めない改
正規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例
による。
- (4) 令和3年4月1日からとする。ただし、【算定方法】(2) GPA算定の方法①及び②並びに履修
取消し制度は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者のGPA算定の方法は、
次のとおりとする。
①「S」を4点、「A」を3点、「B」を2点、「C」を1点、「D」を0点とする。
②期末試験を受験しなかったり、途中で受講を放棄したりして評価ができなかった場合の「X」は、
0点とする。
③GPAは、次の式により計算するものとし、Xを含めない登録総単位数で割った平均とする。
$$GPA = \frac{(S\text{の単位数} \times 4 + A\text{の単位数} \times 3 + B\text{の単位数} \times 2 + C\text{の単位数} \times 1 + D\text{の単位数} \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

【以下参考】

1 平成30年度以前の入学者のGPAの算定の方法等

GPAは、次の式により計算するものとし、Xを含めた登録総単位数で割った平均とする。

$$GPA = \frac{(S\text{の単位数} \times 4 + A\text{の単位数} \times 3 + B\text{の単位数} \times 2 + C\text{の単位数} \times 1 + D\text{の単位数} \times 0 + X\text{の単位数} \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

GP	GPAの算定上のXの取扱い	履修取消し制度
「S」4点		
「A」3点		
「B」2点		
「C」1点		
「D」0点		
「X」0点	Xを含める。	なし

2 平成31年度（令和元年度）及び令和2年度の入学者のGPAの算定の方法等

GPAは、次の式により計算するものとし、Xを含めない登録総単位数で割った平均とする。

$$GPA = \frac{(S\text{の単位数} \times 4 + A\text{の単位数} \times 3 + B\text{の単位数} \times 2 + C\text{の単位数} \times 1 + D\text{の単位数} \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

GP	GPAの算定上のXの取扱い	履修取消し制度
「S」4点		
「A」3点		
「B」2点		
「C」1点		
「D」0点		
「X」0点	Xを含めない	なし

3 令和3年度以降入学者のGPAの算定の方法等

GPAは、次の式により計算するものとし、Rを含めない登録総単位数で割った平均とする。

$$GPA = \frac{(S\text{の単位数} \times 4.3 + A\text{の単位数} \times 4 + B\text{の単位数} \times 3 + C\text{の単位数} \times 2 + D\text{の単位数} \times 0)}{\text{登録総単位数}}$$

GP	GPAの算定上のRの取扱い	履修取消し制度
「S」4.3点		
「A」4点		
「B」3点		
「C」2点		
「D」0点		
「R」0点	Rを含めない	あり

※ 「R」：履修取消しの場合

(8) 群馬大学大学院共通科目に関する内規

平成30.4.1	制	定
改正	平成30.10.1	平成31.4.1
	令和元.10.1	令和2.4.1
	令和2.10.1	令和3.4.1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第12条第2項の規定に基づき、大学院共通科目に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第2条 大学院共通科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、大学院共通科目を履修しようとする場合は、所属する研究科又は学府（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、履修手續を行わなければならない。

(単位の取扱い)

第4条 学生が修得した大学院共通科目の単位は、所属する研究科等の定めるところにより、当該研究科等の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条開設）

授業科目	単位数	備考
障害児の行動理解と支援	2	教育学研究科（修士課程）
社会情報学特論	2	社会情報学研究科（修士課程）
情報ネットワーク特論	2	
意思決定科学特論	2	
グローカル地域創生特論	2	
先端応用情報学特講C（環境保全と防災）	1	
先端応用情報学特講D（国連SDGsにおける地域環境保全）	1	
先端応用情報学特講E（既生のための「まちづくりとグローカル・コミュニケーション」）	1	
先端応用情報学特講F（既生のための「グローカル 地域創生と企業」）	1	
先端応用情報学特講G（既生のための「ビジネス日本語」）	1	
先端応用情報学特講H（既生のための「グローカル・インテーンシップ・プログラム」Ⅰ）	1	
先端応用情報学特講I（企業がおこなう環境保全活動）	1	
先端応用情報学特講J（地域環境に対するダメの影響と緩和対策）	1	
先端応用情報学特講L（既生のための「グローカル・インテーンシップ・プログラム」Ⅱ）	1	
研究倫理（講義）	1	医学系研究科（修士課程、博士課程） 保健学研究科（博士前期課程、博士後期課程）
研究倫理（Eラーニング）	1	
放射線生物学	1	医学系研究科（修士課程）
放射線基礎物理学	2	
放射線計測学講義	2	
情報処理学・画像工学	2	
医学物理実習	1	
医学物理演習	1	
MOT特論	2	理工学府（博士前期課程）
経営工学特論	2	
ものづくりビジネス	2	
アントレプレナーシップ特論	2	
医工連携特論	1	
医理工進携重粒子線治療の物理と医学特論	2	
研究人材就業力養成基礎	2	理工学府（博士後期課程）
実践アントレプレナーシップ特論	1	
実践研究リーダーシップ特論	1	
次世代モビリティ技術	2	研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実験研究センター
次世代モビリティ高度交通システム	2	
次世代モビリティ社会の変化と可能性	2	
ペイズ統計学特論	2	数理データ科学教育研究センター
データサイエンス応用・Pythonプログラミング演習	2	
データサイエンス応用・画像データ解析演習	2	
食の安全特論	2	食健康科学教育研究センター
生活習慣病と食健康科学特論	2	
実践食品イノベーション特論	1	
食品科学特論	2	
食品生産工学特論	2	

(9) 群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程

平成27.4.1 制定
改正 令和2.4.1 令和2.10.1
令和3.4.1

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定める学生の在籍（博士課程への進学を除く。）及び再入学に関し、必要な事項を定める。

（転学部、転学科、転類又は転専攻）

第2条 学則第32条の規定により他の学部への転学部をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学則第32条の規定により同一学部内での転学科、転類又は転専攻をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により別紙様式1の提出があった学部長は、学長へ提出する際には、当該学部の教授会の議を経なければならない。

（休学）

第3条 学則第44条第1項及び大学院学則第31条第1項の規定により休学しようとする者は、別紙様式2により在籍する学部、研究科又は学府（以下「学部等」という。）の長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により休学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式2に、療養予定期間の記載された医師の診断書を添付しなければならない。

3 学期の途中で休学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

4 学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する疾病のため修学することが適当ないと認められる者は、結核その他の感染症により療養の必要があると認められる者又は健康管理上休養の必要があると認められる者とする。

5 学長は、学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する休学を命ずるときは、学校医又は専門家の意見を聽かなければならない。

6 学期の途中で休学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程による。

（復学）

第4条 学則第46条第1項及び大学院学則第32条第1項の規定により復学しようとする者は、休学期間の満了日前までに、別紙様式3により在籍する学部等の長を経て、学長に届け出なければならない。

2 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者は、別紙様式4により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式4に、修学可能である旨を記載した医師の診断書

を添付しなければならない。

- 4 学期の途中で復学するときの当該学期の履修科目的単位は、原則として認定しない。
(転学等)

第5条 学則第47条及び大学院学則第40条第1項の規定により他の大学若しくは他の大学院へ入学を志願しようとする者又は群馬大学（以下「本学」という。）の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、別紙様式5により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得られた者が、他の大学若しくは他の大学院又は本学の他の学部へ入学するときは、本学を退学しなければならない。

(留学等)

第6条 学則第48条第1項及び大学院学則第36条第1項の規定により本学又は学部等と協定を締結している外国の大学等で学修することを志願する者が留学しようとするときは、別紙様式6により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第7条 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学しようとする者は、別紙様式7により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 学期の途中で退学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。
3 学期の途中で退学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程による。

(除籍)

第8条 学部等の長は、学則第50条第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定に該当するときは、学長に速やかに報告しなければならない。

(再入学)

第9条 次の各号に掲げる者が、学則第31条及び大学院学則第38条の規定により再入学をしようとするときは、別紙様式8により在籍していた学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

- (1) 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学した者
(2) 学則第50条第4号及び第5号の規定により除籍（大学院学則第56条の規定による除籍を含む。）された者
- 2 前項第2号の規定により再入学を願い出るときは、別紙様式8に、除籍時の入学料及び授業料の滞納理由並びに再入学後の納入履行を誓約した書類を、保証人連署の上、添付しなければならない。
- 3 再入学する時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学務部教務課並びに共同教育学部、情報学部及び理工学部の各事務部並びに昭和地区事務部学務課においてそれぞれ処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第10条の規定は、令和2年度の入学生から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

転（学部・学科・類・専攻）願

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部		
		学科・類・専攻 年
(元号)	年度入学	学籍番号
氏 名		
保証人氏名		

下記事由により 学部
したいので許可をお願いします。

学科・類・専攻へ転（学部・学科・類・専攻）

記

1. 事由（詳細に）

2. 転（学部・学科・類・専攻）希望年月日

(元号) 年 月 日

3. 連絡先

〒 住所
電話番号

(注) 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

休 学 願

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部
学科・類・専攻 年
(元号) 年度入学 学籍番号
氏名
保証人氏名

下記の事由により休学したいので許可をお願いします。

記

1. 休学の事由（詳細に）

2. 期間　自 (元号) 年 月 日
至 (元号) 年 月 日 月間

3. 休学中の連絡先

〒 住所
電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除	<input type="checkbox"/> 休学（月～月） (ヶ月分納入済)	<input type="checkbox"/>	確認日
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除	<input type="checkbox"/> 休学（月～月） (ヶ月分納入済)		

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	印	確認印

(注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、申請することは出来ない。

2. 疾病の場合は療養予定期間の記載された医師の診断書を添付すること。

3. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

4. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

復 学 届

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府	
学科・類・専攻 年	
(元号)	年度入学 学籍番号
氏名	
保証人氏名	

下記の事由により復学しますので届けます。

記

1. 復学の事由 (詳細に)

2. 復学年月日 (元号) 年 月 日

3. 連絡先

〒 住所
電話番号

(注) 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

復 学 願

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府		
学科・類・専攻	年	
(元号)	年度入学	学籍番号
氏名		
保証人氏名		

下記の事由により復学したいので許可をお願いします。

記

1. 復学の事由（詳細に）

2. 復学年月日 (元号) 年 月 日

3. 休学許可期間 自 (元号) 年 月 日
至 (元号) 年 月 日

4. 連絡先

〒 住所

電話番号

5. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除	<input type="checkbox"/> 休学（月～月） (ヶ月分納入済)		
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除	<input type="checkbox"/> 休学（月～月） (ヶ月分納入済)	印	確認日

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄		学生支援担当確認	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	印	確認日

(注) 1. 疾病の場合は、修学可能である旨を記載した医師の診断書を添付すること。

2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

他大学（学部）受験願

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

	学部・研究科・学府
	学科・類・専攻 年
(元号)	年度入学 学籍番号
氏名	
保証人氏名	

下記事由により 立 大学 学部・研究科 学科・専攻
を受験したいので許可をお願いします。

記

1. 事由（詳細に）

2. 連絡先

〒 住所

電話番号

(注) 1. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

2. 受験の結果については、速やかに各学部の担当係へ報告すること。

留 学 願

群馬大学長 殿

(元号) 年 月 日

学部・研究科・学府	
学科・類・専攻 年	
(元号)	年度入学 学籍番号
氏 名	
保証人氏名	学部

下記の事由により留学したいので許可をお願いします。

記

1. 留学の事由 (詳細に)

2. 留学期間 自 (元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日
 至 (元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 留学先大学名、国・地域

4. 留学先での宿舎 (現時点での予定)

- 学内の学生寮 民間のアパート 知人の家
 ホームステイ その他 ()

5. 海外留学保険の加入

- 有 (保険会社名 :)
 無 →留学出発前までに必ず加入すること。

6. 留学中の群馬大学授業料支払

- 指定口座からの自動引き落とし 振込による支払
 授業料免除を申請予定

7. 留学中の群馬大学での指導教員 (担当教員)

氏 名

8. 留学中の連絡先 (日本国内)

〒 住所

氏 名

電話番号 E-mail アドレス

9. 留学先の連絡先 (海外)

〒 住所

氏 名

電話番号 E-mail アドレス

(注) 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

退 学 願

(元号) 年 月 日

群馬大学長殿

学部・研究科・学府	
学科・類・専攻 年	
(元号)	年度入学 学籍番号
氏名	
保証人氏名	

記

1. 退学の事由（詳細に）

2. 退学希望年月日 (元号) 年 月 日

3. 退学後の連絡先

〒 住所

電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄 (提出日現在)						会計担当確認	
前期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (ケ月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月 ~ 月)		
後期	<input type="checkbox"/> 納入済	<input type="checkbox"/> 未納	<input type="checkbox"/> 全額免除	<input type="checkbox"/> 一部免除 (ケ月分納入済)	<input type="checkbox"/> 休学 (月 ~ 月)	印	確認日

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄		学生支援担当確認	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	印	確認印

(注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、願い出ることは出来ない。

2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

再 入 学 願

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府	学科・類・専攻	年
(元号)	年度入学	元学籍番号
氏名		
保証人氏名		

下記の事由により再入学したいので許可をお願いします。

記

1. 事由（詳細に）

2. 再入学希望年月日 (元号) 年 月 日

3. 連絡先

元 住所

電話番号

七

(注) 1. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
2. 駐馬士常識別第52条第1項及び第2項の規定に

2. 群馬人学士第30条第4号及び第5号の規定により除籍された者は、除籍時の入学者料及び授業料の滞納理由並びに再入学後の納入履行を誓約した書類（様式自由）を、保証人連署の上、添付すること。

(10) 群馬大学学生表彰規則

平成25.2.27 制定
改正 平成26.4.1 平成27.1.14

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第55条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に關し必要な事項を定める。

(学長表彰及び基準)

第2条 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生について行うことができる。

- (1) 本学における学業、卒業研究等の成果が優れていると認められる者
- (2) ボランティア活動、人命救助、国際貢献等の社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (3) 学術研究活動において、権威ある国内外の学会賞を受賞する等、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (4) スポーツ・学術・文化活動において、国内外の権威ある大会等で優れた成績又は高い評価を得る等、顕著な功績があったと認められる者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、国内外において高い評価を受けたと認められる者

(被表彰者の推薦)

第3条 学部、研究科及び学府（以下「学部等」という。）並びに大学教育・学生支援機構の長は、学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て表彰する学生を決定する。

(学長表彰の方法)

第5条 学長表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰状の様式は、別紙様式第1のとおりとする。

3 前項の表彰状に添えてメダルを授与することができることとし、その仕様は別紙様式第2のとおりとする。

(学長表彰の時期)

第6条 学長表彰の時期は、第2条第1号に該当する学生については学位記授与式の日に、同条第2号から第5号までに該当する学生については表彰が決定された後、速やかに行う。

(事 務)

第7条 学長表彰に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(学部長等表彰)

第8条 学部等の長は、この規則に準じて、当該学部等の学生に対して表彰を行うことができる。

2 前項の表彰を行う場合は、当該学部等において表彰に関する必要な事項を定めなければならない。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成25年2月27日から施行する。

2 群馬大学学生の表彰に関する申合せ(平成15年9月18日共通教育・学生支援管理委員会承認)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月14日から施行する。

1 学長表彰（A3版）

(別紙様式第1)

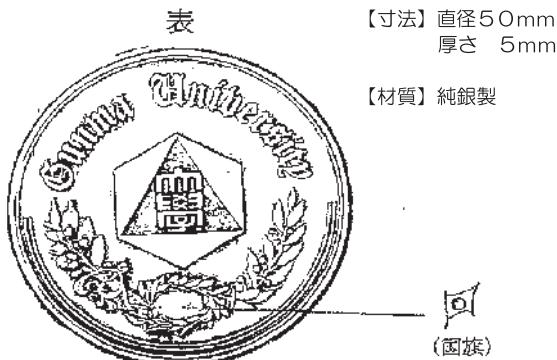
CERTIFICATE	表 彰 状
_____ (Name)_____	(氏名) 殿
<p>In recognition of outstanding ○○○○○○○○ at Gunma University, you are hereby awarded this memento and certificate of achievement.</p>	<p>あなたは群馬大学にお いて○○○○○○○○ であったのでここにそ の栄誉を讃え賞状なら びに記念品を贈ります</p>
On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u> _____ (Name) President, Gunma University	平成 年 月 日 群馬大学長 ○○○○

備考 表彰の理由により表彰状を和文のみにするなど、変更することがある。

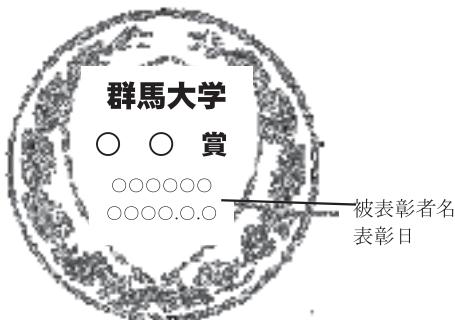
2 学部長等表彰

学部長等表彰において、表彰状を授与する場合の様式は、1.学長表彰に準
ずる。

1 学長表彰
(1) メダルの仕様



裏



備考 表彰の理由により、賞の名称を変更することができる。

(2) メダルケースの仕様

- ①概要 濃紺別珍ケース（バネ付きコンパクトタイプ）
- ②寸法 93mm×93mm
- ③外側の材質 濃紺ビロード
- ④内側の材質 蓋内側 白サテン地
底内側 濃紺ビロード
- ⑤その他

メダルを固定するための内側底部の窪みの深さは、3mm以上とする。

2 学部長等表彰

学部等の長の表彰においてメダルを授与する場合は、上記1の仕様を最上位とし、これを超えてはならない。

(11) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則

平成25.12.1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27.12.2

平成28. 7. 1 令和元 .10. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第56条の規定に基づき行う懲戒(群馬大学大学院学則第56条の規定により大学院学生への懲戒を含む。)及び懲戒とは別に行う教育的措置(以下「懲戒等」という。)に関し必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 群馬大学(以下「本学」という。)の学生としての身分を喪失させることをいう。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 一定期間(1か月以上6か月以下をいう。)又は期間を定めずに登校及び本学の学生としての活動を禁止することをいう。
- (3) 訓告 注意を喚起し、将来を戒めることをいう。

(教育的措置)

第3条 学長は、第6条に規定する訓告の基準に該当する行為を行った学生で懲戒するに至らないと判断する者に対し、学生の本分についての反省を促すため、教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置の内容は、次の各号に掲げる教育的措置の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 厳重注意 文書により強く反省を求めることをいう。
- (2) 注意 口頭により反省を求めることをいう。

(退学の基準)

第4条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (4) 本学が実施する試験、レポート提出及び研究報告並びに授業(以下「試験等」という。)において不正行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。

(停学の基準)

第5条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命ずることができる。

でき、その停学の期間には、本学の学則に定める休業日を含める。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (4) 試験等において不正行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。

(訓告の基準)

第6条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 試験等において不正行為を行った場合

(懲戒処分の指針)

第7条 この規則に規定する懲戒の基準に該当する行為（以下「違法行為等」という。）における標準的な量定は、別表に定める懲戒処分の指針によるところとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項のほか、適宜、日頃の学業態度や違法行為等の後の対応等も含め総合的に勘案の上、判断する。

- (1) 違法行為等の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の度合い
 - (3) 他の学生及び社会に与える影響
 - (4) 過去の違法行為等
- 2 悪質性は、当該学生の態様、違法行為等に至る動機等を勘案の上、判断する。
- 3 個別の事案の内容によっては、別表に掲げる量定以外のものとすることができる。
- 4 過去に懲戒等の処分を受けた者が、再度懲戒等に相当する行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課すことができる。
- 5 別表に定めのない違法行為等についても懲戒処分の対象となる場合もあり、これらについての量定は、別表に定める量定を参考として判断する。

(懲戒等の手続)

第8条 学部長、研究科長及び学府長（以下「学部長等」という。）は、懲戒等に該当すると認められる行為があったことを知ったときは、速やかに事実関係を把握し、第1報を学長に報告するとともに、必要に応じて学生懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事実調査を行う。

- 2 前項の事実調査を行うに当たっては、調査の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該学生からの求めに応じ、2人以内の補佐人の同席及び陳述を認める。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことが

できる。

- 4 学部長等は、委員会を設置した場合は委員会からの調査結果、委員会を設置しなかった場合はその事実調査をした者からの調査結果に基づき、調査結果報告書を作成し、懲戒の事案にあっては教授会の議を経て、教育的措置の事案にあっては必要に応じて教授会の議を経て、当該調査結果報告書及び懲戒等の処分案を学長に報告する。

(懲戒等の処分の決定)

- 第9条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒等の処分の要否及び懲戒等の処分を要するときはその内容を決定し、学部長等に通知する。
- 2 学長は、退学処分を決定する場合は、教育研究評議会の議を経て行う。
- 3 学長は、学部長等に教育的措置を行わせることができる。

(懲戒処分の告知及び告示)

- 第10条 学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人(保護者を含む。)に告知する。
- 2 学長は、前項の告知をしたときは、当該学生の氏名及び学籍番号を伏せ、当該学生の所属、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内に告示する。
- 3 告示の場所は、学内各学部掲示板及び学務部掲示板とする。
- 4 告示の期間は、告示日から1週間とする。

(懲戒処分及び学籍異動)

- 第11条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。
- 2 学長は、停学中の学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。
- 3 学長は、休学中の学生に対して停学処分を命ずる場合は、当該学生の休学許可を取り消す。

(停学の期間の取扱い)

- 第12条 停学の期間計算は暦日によるものとし、処分の効力発生日の翌日から起算する。
- 2 停学の期間は在学期間に含め、修業年限に含めない。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(停学処分の解除)

- 第13条 学部長等は、第2条第2号に規定する期間を定めない停学(以下「無期停学」という。)の処分(以下「無期停学処分」という。)を受けた学生について、反省の程度及び学業意欲等を総合的に勘案して無期停学処分を解除することが適当であると認められる場合は、教授会の議を経て、その処分の解除を学長に申し出ることができる。
- 2 学長は、前項の申出に基づき、無期停学処分を解除することができる。

3 無期停学処分の解除は、無期停学の開始日から6か月経過した後でなければ、これを行うことはできない。

(停学中の学生指導)

第14条 学部長等は、停学期間中の学生に対し、必要に応じて面談及び指導を行わなければならない。

2 学部長等は、停学期間中の学生から履修登録の申し出があった場合は、停学期間終了後、当該学部長等が定めた期間内に履修登録を認めることができる。

(取得単位の無効)

第15条 試験等において不正行為を行った学生に対しては、次の各号に定める単位を無効とする。

(1) 退学又は停学の処分を受けたときは、原則として当該不正行為を行った学期において履修した全授業科目の単位

(2) 訓告の処分又は教育的措置を受けたときは、原則として当該不正行為を行った授業科目の単位

(自宅待機)

第16条 学部長等は、教育上の配慮が必要と認められる場合は、違法行為等を行った学生に対し懲戒等の処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

(刑事裁判との関係)

第17条 懲戒等の手続は、当該懲戒等に係る事案が刑事裁判所に係属しているものであっても、進めることができる。

(不服申立て)

第18条 懲戒処分を受けた学生は、その処分について不服があるときは、第10条による文書を受領した日の翌日から起算して14日以内に別に定める不服申立書により、学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項による不服申立書を受理した場合、直ちに当該学生が属する学部等の学部長等に再調査を行わせた上で、速やかに審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、審査を要しない旨を決定した場合、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。

4 第2項の審査に関し必要な手續については、第8条から第10条までの規定を準用する。

5 第1項による不服申立てを行った場合の当該懲戒の効力は、前第2項から第4項による当該審査が終了するまで継続する。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第20条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行った違法行為等の懲戒等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

懲戒処分の指針

区分	違法行為等の種類	懲戒の標準的な量定		
		退学	停学	訓告
犯罪行為等	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	<input checked="" type="checkbox"/>		
	故意又は重大な過失による傷害行為	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	薬物等に関わる犯罪行為	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	窃盗、万引き、恐喝、詐欺等の犯罪行為	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	他人を傷つけるに至らないが、迷惑を掛けるような暴力行為及び言動		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	痴漢行為(覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	ストーカー行為	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	コンピュータ又はネットワークを利用した悪質な不正行為及び目的外使用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	コンピュータ又はネットワークを利用した不正行為及び目的外使用		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	交通事故 ・違反	<input checked="" type="checkbox"/>		
交通事故 ・違反	無免許運転、飲酒運転及び暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	<input checked="" type="checkbox"/>		
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等により人身事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起した場合		<input checked="" type="checkbox"/>	
	故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
飲酒	未成年者が飲酒をした場合又は未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	飲酒を強要して重大な事態を生じさせた場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
研究活動不正行為	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

行った場合				
試験等における不正行為	試験等において、身代わりをさせ、又は身代わりをして受験等をする不正行為を行った場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	試験において、次に掲げる不正行為のいずれかを行った場合で悪質なもの (1) 隠し持ったメモ、書籍、機器若しくは他者の答案を見ること又は他者に教わること。 (2) 他者に答案を見せること又は他者に教えること。		<input type="radio"/>	
	レポート提出又は研究報告において、他者のレポートやウェブ、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せずに引用した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			<input type="radio"/>
	試験等において、不正行為を繰り返し行った場合、当該不正行為が社会的に重大な影響を及ぼすに至った場合又は当該不正行為が組織的に行われた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	試験等において不正行為を行った場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
学内又は学外での違法行為等	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	本学が管理する土地及び建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	本学が管理する土地、建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ハラスメント等に当たる行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報の故意又は過失による漏えい、紛失等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	本学の規則等に違反した場合又は学生としての本分に反した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(12) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程

平成16年4月1日	制	定
改正 平成17年4月1日	平成17年6月22日	
平成18年4月1日	平成18年11月1日	
平成19年4月1日	平成19年12月26日	
平成20年4月1日	平成23年4月1日	
平成25年4月1日	平成28年4月1日	
平成29年4月1日	令和2年4月1日	
令和3年4月1日		

(趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（授業料、入学料及び検定料の額）

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料(年額：円)	入学料(円)	検定料(円)
学部	535,800	282,000	17,000
大学院の研究科及び学府	535,800	282,000	30,000
特別支援教育特別専攻科	273,900	58,400	16,500
幼稚園	73,200	31,200	1,600
小学校	—	—	3,300
中学校	—	—	5,000
特別支援学校の小学部	—	—	1,000
特別支援学校の中学部	—	—	1,500
特別支援学校の高等部	4,800	2,000	2,500
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
聴講生	1単位 14,800	28,200	9,800

2 前項に規定する学部、大学院の研究科及び学府並びに特別支援教育特別専攻科に在学する者のうち、当該学部等の定めるところにより、当該学部等の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学部等の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円（とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4 幼稚園、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他（以下「試験等」という。）による選考等を行う場合の検定料の額については、

第1項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	抽選による選考等に係る額(円)	試験等に係る額(円)
幼稚園	700	900
小学校	1,100	2,200
中学校	1,300	3,700
特別支援学校の小学部	500	500
特別支援学校の中学校	600	900
特別支援学校の高等部	700	1,800

5 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。

6 群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程第3条に規定する大学院科目等履修生については、第1項の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。
(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。ただし、研究生にあっては、四半期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、3月分（3月に満たない場合は当該在学期期間分）の額、科目等履修生及び聴講生にあっては、履修予定単位に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては11月に徴収するものとする。ただし、研究生にあっては、当該期間の当初の月に、科目等履修生及び聴講生にあっては、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から9月又は3月までの月数を乗じて得た額とし、入学日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から9月又は3月までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、10月に徴収することができるものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 9月末日までに退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、10月に徴収することができるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

3 在学途中から長期在学期間の許可を受けた者及び延長を認められた者の授業料の年額は、第2条第2項の規定による授業料の年額を徴収するものとする。

4 長期在学期間に授業料が改定された場合は、改定後の授業料の額に基づき、再計算を行うものとする。

5 長期在学期間を終了した後も在学する場合の授業料の年額は、第2条第1項に掲げる年額と同額を徴収するものとする。

（入学料の徴収方法）

第9条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

（検定料の徴収方法）

第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

（授業料又は入学料を国又は地方公共団体等が納入する場合の徴収方法）

第11条 授業料又は入学料を国又は地方公共団体等が納入する場合の徴収方法は、学長がその都度定める。

（寄宿料の額及び徴収方法）

第12条 寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	寄宿料（月額：円）		区分	寄宿料（月額：円）	
養心寮	ワルーム型	4,300	国際交流会館	単身室	5,900
啓真寮		25,000		夫婦室	11,900
		15,000		家族室	14,200

2 寄宿料は、寄宿舎に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(受託研究員等の研究料等)

第13条 本学の受託研究員及び各種研修員等の研究料及び研修料の額は、次の表のとおりとする。

区分			研究料(研修料)(円)
一般の受託研究員	長期	6月を超えて1年以内	541,200
	短期	6月以内	270,600
農林水産省国内留学研究員	長期	6月を超えて1年以内	541,200
	短期	6月以内	270,600
農林水産省流動研究員		3月以内	135,300
農林水産省普及職員 国内留学研修員	改良普及員	6月以内	270,600
	専門技術者等	3月以内	135,300
国立大学法人研究員 (独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)	教 授	1月	28,000
	准教授	1月	15,000
	講 師	1月	11,000
	助教、助手	1月	7,000
私学研修員	実験(臨床含む。)系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
専修学校研修員	実験(臨床含む。)系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
公立高等専門学校研修員	実験(臨床含む。)系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
公立大学研修員	実験(臨床含む。)系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
教育研修センター研修員	実験系	3月	29,160
	非実験系	3月	16,920
外国人受託研修員		1月	226,000
中国医学研修生		1年	541,200
		6月	270,600

2 前項の研究料等は、受入れを許可した後、研究期間に相当する金額を直ちに徴収するものとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 受入れにあたって許可された研究期間の範囲内で研究中止後再開し、又は第1項の期間区分の範囲内で研究期間を延長した場合、同一の研究員等に係る研究料等は改めて徴収しない。

(学位論文審査手数料)

第14条 本学において行う学位論文審査に係る手数料の額は、1件につき57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

(公開講座講習料等)

第15条 本学が開催する公開講座に係る講習料の額は、次の表のとおりとし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

1講座当たりの時間数	講習料(円)	1講座当たりの時間数	講習料(円)
5時間以下	5,200	30時間を超え35時間以下	11,200
5時間を超え10時間以下	6,200	35時間を超え40時間以下	12,200
10時間を超え15時間以下	7,200	40時間を超え45時間以下	13,200
15時間を超え20時間以下	8,200	45時間を超え50時間以下	14,200

20 時間を超え 25 時間以下	9, 200	50 時間を超え 55 時間以下	15, 200
25 時間を超え 30 時間以下	10, 200	55 時間を超える場合	16, 200

2 本学が開設する教員免許状更新講習に係る講習料の額は、講習1時間当たり 1,000 円とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

3 前2項の規定により難い場合の講習料は、学長が定める。
 (卒業生等の証明書等発行手数料)

第16条 本学を卒業若しくは修了した者、退学した者又は除籍された者の証明書等の発行手数料の額は、証明書等1通につき 400 円とし、発行の申請を受理するときに徴収するものとする。

2 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に係る証明書等の発行手数料については、前項の規定にかかわらず、無償とする。

(診療料、検査料、手数料その他の費用の額及び徴収方法)

第17条 この規程に定めるもののほか、診療料、検査料、手数料その他の費用の額及び徴収方法については、別に定める。

(授業料の返還)

第18条 第3条から第8条までの規定に基づき納付された授業料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

(1) 第3条第4項の規定に基づき授業料を納付し、入学を辞退した場合は、当該授業料に相当する額

(2) 第3条第4項の規定に基づき授業料を納付し、入学後5月又は11月までに休学をした場合は、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第23条により算定した額

(3) 第3条第3項及び第4項の規定に基づき前期分及び後期分の授業料を納付し、9月末日までに休学又は退学した場合は、後期分授業料に相当する額

(4) 日本学生支援機構給付型奨学金受給者が納付し、免除申請を行い免除が確定した場合は、その免除された額

(5) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

(入学料の返還)

第19条 第9条の規定に基づき納付された入学料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

(1) 入学料納付後、入学手続きを行わなかった場合は、当該入学料に相当する額

(2) 日本学生支援機構給付型奨学金受給者が納付し、免除申請を行い免除が確定した場合は、その免除された額

(3) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

(検定料の返還)

第20条 第10条の規定に基づき納付された検定料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

(1) 検定料納付後、出願しなかった場合は、当該検定料に相当する額

(2) 検定料納付後、出願はしたが出願が受理されなかった場合は、当該検定料に相当する額

(3) 第2条第3項の規定により第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料を納付し、第1段階目の選抜で不合格となった場合又は大学入学共通テスト受験科目の不足等により出願無資格者であることが判明した場合は、第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額

(4) 第2条第4項の規定により抽選による選考等に係る検定料及び試験等による選考に係る検定料を納付し、抽選による選考等で不合格となった場合は、試験等による選考に係る検

定料に相当する額

- (5) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

(寄宿料等の返還)

第21条 第12条から第17条の規定に基づき納付された寄宿料等は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

- (1) 寄宿料において、許可を得て退寮した場合は、退寮者の申出により納付された寄宿料から退寮した日の属する月分までの額を差し引いた額

- (2) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

- (3) 特別な事情があると認められた場合は、その額

(返還の方法)

第22条 第18条から前条による返還の方法は、納付者からの返還の申出により、原則として、銀行振込により返還する。

2 返還に要する振込手数料等相当額を返還額から控除した額を返還する。ただし、誤徴収等による場合で振込手数料等相当額を返還額から控除することが不適切な場合は、納付された額を返還する。

(会計上の処理)

第23条 返還する授業料その他の費用は、原則として、返還確定時又は決算時に「その他預り金」に振り替える。

2 返還する授業料その他の費用は、管理簿により管理する。

3 振込日から1年経過しても返還の申出がない場合は、決算時に「その他の雑益」に振り替える。

4 前項の処理後、返還する場合は「雑損」で処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行日の前日において在学する者のうち、平成10年度以前に学部、大学院、特殊教育特別専攻科及び養護学校の高等部に入学した者（平成11年度以降に転学、編入学又は再入学した者で平成10年度以前に入学した者と同額の授業料とされた者を含む。）に係る授業料の額並びに平成14年度及び平成15年度に幼稚園に入園した者に係る保育料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、廃止前の国立学校における授業料等の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に定められた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人群馬大学証明書等発行手数料規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用の返還事務取扱要項（平成20年6月1日制定）及び国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習料規程（平成21年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(13) 群馬大学入学科及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

平成 16. 4. 1 制定
改正 平成 16.11.18 平成 17. 6. 10
平成 18. 4. 1 平成 20.10. 1
平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1
平成 30. 4. 1 令和 2 . 4 . 1

(趣 旨)

第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）並びに群馬大学学則第65条及び群馬大学大学院学則第45条の規定に基づき、本学の学部若しくは大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に入学する者（科目等履修生、研究生及び聴講生等として入学する者を除く。以下同じ。）の入学料の免除及び徴収猶予並びに学部等学生（科目等履修生、研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）の授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関する取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（入学料免除の対象）

第2条 学部の入学料免除の対象は、学部に入学する者であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情によって納入が著しく困難であると認められるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）給付型奨学金支給対象者（外国人留学生を除く。）
- (2) 入学前年の1月以降において学部に入学する者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部に入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前号に準する場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

第3条 大学院又は専攻科の入学料免除の対象は、大学の大学院の研究科（学府を含む。）又は大学の専攻科（以下「大学院等」という。）に入学する者であって経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められるものとする。

2 前項に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納入が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

- (1) 入学前年の1月以降において、大学院等に入学する者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は大学院等に入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準する場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

（入学料免除の額）

第4条 入学料免除の額は、原則として入学料の全額、半額、3分の2の額又は3分の1の額とする。

（入学料免除の申請手続）

第5条 入学料の免除を受けようとする者は、別表1に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

(入学料免除の許可)

第6条 入学料免除の許可は、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予の対象)

第7条 入学料の徴収猶予の対象は、学部等に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情があるものとする。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前年の1月以降において、学部等に入学する者の学資や生活費を主として負担している者（以下この号において「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部等に入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受け、納入期限までに納入が困難であると認められる場合
- (3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

2 入学料免除を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、免除の判定結果を告知された日から起算して14日以内に入学料の徴収猶予を申請できるものとする。

(入学料の徴収猶予の申請手続)

第8条 入学料の徴収猶予を受けようとする者は、別表2に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

(入学料の徴収猶予の許可)

第9条 入学料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき、学長が行う。

(入学料の徴収猶予期間)

第10条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定期間中徴収を猶予する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者の入学料の徴収猶予期間は、学年の始めに入学する者については、当該入学年度の9月30日まで、学期の区分に従い、学年の途中から入学する者については、当該入学年度の3月10日までとする。

(免除の不許可者等の納入期限)

第11条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除を許可された者（第7条第2項により徴収猶予を申請した者を除く。）に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定結果を告知された日から起算して14日以内に納入すべき入学料を納入しなければならない。

(除籍による入学料免除)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次の各号のいずれかに該当するときは、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額若しくは3分の1の額の免除又は徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないことを理由として除籍された場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

（授業料免除の対象）

第 13 条 授業料免除は、学部等学生を対象とし、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 機構給付型奨学金支給対象者（外国人留学生を除く）
- (2) 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) 授業料の各学期開始日前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前年の1月以降）において、学部等学生の学資や生活費を主として負担している者（以下「生計維持者」という。）が死亡し、又は学部等学生若しくは生計維持者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められる場合
- (4) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

（授業料免除の額）

第 14 条 授業料免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額、半額、三分の2の額又は三分の1の額とする。

（授業料免除の申請手続）

第 15 条 授業料の免除を受けようとする者は、別表3に掲げる書類を本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

2 前項により申請をした者に係る授業料は、免除の判定期間中徴収を猶予する。

（授業料免除の許可）

第 16 条 授業料免除の許可是、当該期限りとし、委員会の議に基づき学長が行う。

（授業料免除の取消）

第 17 条 授業料の免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は授業料の免除を受けている者について、不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

（授業料の徴収猶予の対象）

第 18 条 授業料の徴収猶予の対象は、学部等学生であつて次の各号のいずれかに該当する特別な事情がある者とする。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学部等学生又は生計維持者が各学期開始日前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の徴収猶予に係る場合は、入学前年の1月以降）において風水害等の災害を受け、納入困難と認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) 前各号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める理由がある場合

（授業料の徴収猶予）

第 19 条 授業料の徴収猶予は、前期分については9月30日、後期分については3月10日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができる。

2 特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。この場合月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

(授業料の徴収猶予の申請手続)

第 20 条 授業料の徴収猶予の許可を受けようとする者（学部等学生が行方不明の場合は学部等学生に代わる者）は、次の各号に掲げるいずれかの書類を前期及び後期の授業料納入期限までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書（様式4）
- (2) 授業料月割分納申請書（様式5）

(授業料の徴収猶予の許可)

第 21 条 授業料の徴収猶予の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(授業料の徴収猶予の取消)

第 22 条 授業料の徴収猶予の許可を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかにその理由を付して学長に届け出なければならない。

(休学による授業料免除)

第 23 条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

- (1) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第3条第2項に定める授業料徴収月の末日までに休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月(休学の開始が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

- (2) 前号に規定する学生で、引き続き休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(除籍による授業料免除)

第 24 条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の対象)

第 25 条 寄宿料免除の対象は、学部等学生であって学部等学生又は生計維持者が風水害等の災害を受け、納入が著しく困難と認められるものとする。

(寄宿料の免除額)

第 26 条 寄宿料の免除額は、災害当月の翌月から起算して6月間の範囲内において学長が必要と認める期間の寄宿料の全額とする。

(寄宿料免除の申請手続)

第 27 条 寄宿料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を災害を受けた日から 30 日以内に学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書（様式6）
- (2) 学部等学生又は生計維持者の居住地の市町村長の罹災証明書
- (3) その他参考となる証明書

(寄宿料免除の許可)

第28条 寄宿料免除の許可は、委員会の議に基づき学長が行う。

(除籍による寄宿料免除)

第29条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍された場合

(2) 死亡又は行方不明のため除籍された場合

(寄宿料免除の取消)

第30条 寄宿料免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、速やかに理由を付して学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったとき、又は寄宿料の免除を受けている者について不正事実が判明したときは、委員会の議に基づき学長が許可を取り消すものとする。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

免 除 対 象	提 出 書 類	提 出 期 限
第2条又は 第3条に該当 する者	(1)入学料免除申請書（様式1） (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区 町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等 ※機構給付型奨学金申請者は機構の申 請要領による提出書類とする。	入学手続日

別表2（第8条関係）

徴収猶予対象	提 出 書 類	提 出 期 限
第7条第1項に 該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書（様式2） (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区 町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等	入学手続日
第7条第2項に 該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書（様式2） (注)上欄(2)～(4)については 省略することができる。	判定結果を告知 された日から起算 して14日以内

別表3（第15条関係）

免 除 対 象	提 出 書 類	提 出 期 限
第13条に該当 する者	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料免除申請書（様式3） 給付型奨学金申請者 ・機構申請要領による提出書類 給付型奨学金申請者以外の者 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭調書 ・学部等学生及び同一生計者の市区町 村長の発行する所得課税証明書 ・その他参考となる証明書等 	入学手続日又は 前期及び後期の授業料納 入期限

(様式 1)

入 学 料 免 除 申 請 書

年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学科 (専攻科)

研究科(学府) 専攻 ※ 1. 修士課程 2. 博士前期課程

3. 博士課程 4. 博士後期課程

5. 専門職学位課程

受験 (学籍) 番号 番

本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄)

(保証人が署名すること)

保証人住所

* 外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の免除を、下記申請理由により関係書類を
添えて申請いたします。

記

[申請理由 : 具体的に記載]

[生計維持者が無職 (失業中) の場合 : 生活費の出所]

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式2)

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 学 科 (専攻科)

研究科(学府) 専攻 ※ 1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程
5. 専門職学位課程

受験(学籍)番号 番

本 人 氏 名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄)

(保証人が署名すること)

保証人住所

*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の徴収猶予を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[入学料納入期日] 年 月 日までに納入します。

(備考)

- ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。
- 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除、2/3の額免除若しくは1/3の額免除を許可された者は、関係書類を省略することができる。

(様式3)

授業料免除申請書

年月日

群馬大学長 殿

学部 学科(専攻科)

研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程
5. 専門職学位課程

入学年月 年月 ※1. 入学 2. 編入学

在籍学年 年次 (学籍番号 番)

本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄)

(保証人が署名すること)

保証人住所

*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[生計維持者が無職（失業中）の場合：生活費の出所]

休学歴	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他()
	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他()

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式4)

授業料徴収猶予申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

学部 学科（専攻科）

研究科(学府) 専攻 ※1. 修士課程 2. 博士前期課程
3. 博士課程 4. 博士後期課程
5. 専門職学位課程

学籍番号 番

本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄)

(保証人が署名すること)

保証人住所

*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の徴収猶予を、下記のとおり申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

期分納入期日 月 日まで

(備考)

1. 前期分は9月30日、後期分は3月10日までとし、特別の事情があるときは前期分についても3月10日までの期日を定めて記入すること。
2. ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式5)

授業料月割分納申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

本人現住所

学部 年度入学

研究科(学府) 学籍番号 番

専攻科 氏名

保証人現住所

氏名

年度 期 授業料の月割分納を、下記のとおり申請いたします。

記

理由

前期 第1回 月 日まで 第4回 月 日まで

後期 第2回 月 日まで 第5回 月 日まで

第3回 月 日まで 第6回 月 日まで

(備考)

1. 月割分納の最終期は、前期は9月30日まで、後期は3月30日までとすること。
2. 氏名は、必ず本人が署名すること。

(様式6)

寄宿料免除申請書

年　月　日

群馬大学長 殿

本人現住所

学部 年度入学

研究科(学府) 学籍番号 番

専攻科 氏名

保証人現住所

氏名

年 月分から 年 月分まで寄宿料の免除を、下記のとおり別紙証明書を添えて申請いたします。

記

理由

備考 氏名は、必ず本人が署名すること。

(14) 群馬大学学生の旧姓使用取扱要項

平成29.11.24 制定
改正 令和3.4.1

(趣旨)

第1 この要項は、群馬大学に在籍する学生が改姓した後に学内において改姓前の氏名(以下「旧姓」という。)を使用する場合の取扱いに關し必要な事項を定める。

(旧姓使用の申出)

第2 旧姓の使用を希望する学生は、別紙様式第1号による旧姓使用申出書に、戸籍抄本等改姓を証明する書類(以下「戸籍抄本等」という。)を添付の上、所属する学部、研究科又は学府の担当窓口を通じて学長に提出しなければならない。

2 前項の戸籍抄本等は、別に定める改姓届と合わせて提出する場合においては、その写を提出することで足りる。

(旧姓使用の範囲)

第3 旧姓使用申出書を受理した場合は、次の各号に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。

(1) 債権関係書類(授業料、入学料、寄宿料等)

(2) 支払関係書類(旅費、謝金、学内奨学金等)

(3) 国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているものの

(4) その他旧姓の使用を認めることが適当ないと学長が判断するもの

(旧姓使用の中止)

第4 旧姓を使用している学生が旧姓の使用を中止する場合は、別紙様式第2号による旧姓使用中止申出書を所属する学部、研究科又は学府の担当窓口を通じて学長に提出しなければならない。

(学位記への本名の併記)

第5 旧姓を使用している学生で、学位記に戸籍上の氏の併記を希望する者は、別紙様式第3号による学位記本名併記申出書を所属する学部、研究科又は学府の担当窓口を通じて学長に提出しなければならない。

2 学位記に本名を併記する際の表記は旧姓(戸籍上の氏)とし、英文で表記する場合は旧姓一戸籍上の氏とする。

(記録等)

第6 第2、第4及び第5の規定に基づく申出を受理したときは、その旨を学籍簿及び学位記録簿等に記録する。

2 第4の規定に基づく申出を受理したときは、当該申出の氏名を記載した学生証を発行する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第7 卒業、修了又は退学時に旧姓を使用していた学生に係る各種の証明書等については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても旧姓の表記とする。

(旧姓使用の証明)

第8 旧姓を使用している事実について大学の証明を必要とする学生は、別紙様式第4号による旧姓使用証明願を学部、研究科又は学府の担当窓口を通じて学長に提出することができる。

2 前項の規定に基づく願を受理したときは、別紙様式第5号による群馬大学学生の氏名表記についてを交付する。

3 前項に規定するほか、旧姓を使用している事実の証明については、当該学生の自助努力で行う。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、学生の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年11月24日から施行する。
- 2 学位記の様式における氏名の表記の取扱いに関する申合せ（平成26年1月27日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

旧姓使用申出書

(元号) 年 月 日

群馬大学長殿

学部・研究科
学府・専攻科

学科・類・専攻
教育プログラム・領域 年

学籍番号

氏名

下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏

3 戸籍の変更年月日 (元号) 年 月 日

* 改姓を証明できる書類（戸籍抄本等）を添付してください。ただし、本申出書を改姓届と合わせて提出する場合は、戸籍抄本等の写でも差し支えありません。

※ 以下は、学籍担当係処理欄

- ① 学籍簿処理年月日：(元号) 年 月 日
② その他

旧姓使用中止申出書

(元号) 年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科
学府・専攻科

学科・類・専攻
教育プログラム・領域 年

学籍番号

氏名
(旧姓)

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、申し出ます。

記

1 使用を中止する旧姓

2 戸籍上の氏

※ 以下は、学籍担当係処理欄

- ① 学籍簿処理年月日：(元号) 年 月 日
② その他

学位記本名併記申出書

(元号) 年 月 日

群馬大学長殿

学部・研究科
学府・専攻科

学科・類・専攻
教育プログラム・領域

学籍番号

氏名
(旧姓)

学位記に戸籍上の氏の併記を希望しますので、申し出ます。

記

1 戸籍上の氏

2 戸籍の変更年月日 (元号) 年 月 日

※ 以下は、学籍担当係処理欄

- ① 学籍簿処理年月日 : (元号) 年 月 日
- ② 学位記記録簿処理年月日 : (元号) 年 月 日
- ③ その他

旧姓使用証明願

(元号) 年 月 日

群馬大学長殿

学部・研究科
学府・専攻科

学科・類・専攻
教育プログラム・領域

学籍番号

氏名
(旧姓)

旧姓使用の事実についての証明文書を希望しますので、交付願います。

1 交付を希望する理由

2 必要数 通

* 必要最小限とする。

群馬大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍上の氏名でなく旧姓を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、学位記を含む各種文書等（ただし、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているものを除く。）で旧姓を使用していることを証明します。

記

氏名（旧姓）

戸籍上の氏名

(元号) 年 月 日

群馬大学長
○ ○ ○ ○ Ⓡ

(15) 群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金支給要項

改正	平成25年 1月16日
	役員会決定
	平成25年 4月 1日
	平成27年 7月15日
	平成29年 5月 1日
	平成29年 6月16日
	令和元年 6月 1日

(目的)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）に在籍する学生に対して、海外留学等のための経済的支援を行うことにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成し、もって本学の教育・研究の国際化を促進することを目的とする。

(支援対象者)

第2 経済的支援の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 派遣交換留学（学生交流協定締結大学への1学期以上1年以内の留学）に参加する
本学の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (2) 本学が実施する海外研修プログラムに参加する本学の正規課程に在籍する学部生及
び大学院生
- (3) その他学長が認める海外派遣プログラムに参加する本学の正規課程に在籍する学部
生及び大学院生
- (4) 前3号のほか、学長が特に認める海外で行われる事業等に参加する本学の正規課程
に在籍する学部生及び大学院生

(支援対象プログラム等)

第3 経済的支援の対象プログラム等は、国際センター国際交流委員会の承認を得た上で、
役員会の議を経て学長が決定する。

2 前項の決定にあたり、プログラム等の実施担当者（以下「実施担当者」という。）は、
所属する学部等の長の承認を経た上で、別紙様式第1号により、国際センター長（以下
「センター長」という。）に申請を行う。

(支援内容)

第4 経済的支援は、海外派遣奨励金を支給することにより行う。

- 2 海外派遣奨励金の支給額は、対象事業の内容、人数、期間及び地域を勘案し、役員会
の議を経て学長が決定する。
- 3 海外派遣奨励金は、原則として、派遣後、留学等を開始したことの報告を学生本人か
ら受け次第、速やかに支給する。

(申請手続)

第5 海外派遣奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所属する学部等の長の承認を経て、別紙様式第2号により、センター長へ申請を行う。

(選考及び受給者の決定)

第6 センター長は、国際センター国際交流委員会の議を経て、海外派遣奨励金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）を決定する。

- 2 学長は、第4及び前項の規定にかかわらず、グローバル社会において活躍できる人材と認めた学生を受給者に加えることができる。
- 3 センター長は、前2項の規定により、受給者が決定されたときは、申請者等に通知する。

(支給の取消し)

第7 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、海外派遣奨励金の支給を取り消す。

- (1) 申請書の記載に虚偽が判明したとき。
 - (2) 受給者が懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 成果の見込みがないと判断したとき。
 - (4) 受給者が退学又は除籍となったとき。
 - (5) 受給者が死亡又は行方不明となったとき。
 - (6) 受給者が休学したとき。
 - (7) 派遣先の事情により、又は受給者の在留資格が取得できない等、留学することが不可能であるとき。
 - (8) その他派遣するにふさわしくないと判断したとき。
- 2 前項の規定により海外派遣奨励金の支給を取り消した場合は、原則、既に支給した海外派遣奨励金の全額又は一部を返納させる。

(実施報告)

第8 実施担当者は、プログラム等の終了後2週間以内に、別紙様式第3号により、プログラム等の実施状況をセンター長に報告しなければならない。

(本学の国際交流活動への協力)

第9 受給者は、本学が実施する海外派遣報告会その他国際交流に関する活動に協力しなければならない。

(事務)

第10 海外派遣奨励金に関する事務は、国際課において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、海外派遣奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

群馬大学海外派遣プログラム等申請書

国際センター長 殿

記入日： 年 月 日

群馬大学の学生海外派遣プログラム等の参加にあたり、以下のとおり申請します。

(ふりがな) 実施担当者名			所属学部／研究 科等・役職	
海外派遣 プログラム名				
派遣先国名・機関名				
派遣人数	名（以内）			
プログラム 実施期間	(候補1) (候補2)	年 月～年 月	年 月	<input type="checkbox"/> 1ヵ月以内 <input type="checkbox"/> 1ヵ月以上
プログラム内容				
事務使用欄				
プログラム承認日 国際センター国際交流委員会			特記事項	
年 月 日			決定	

※プログラム人数・プログラム実施期間は予定で構いませんが、確定後再度提出してください。

群馬大学学生海外派遣プログラム 奨学金支給申請書

(西暦) 年 月 日

国際センター長 殿

群馬大学の学生海外派遣プログラム参加にあたり、奨学金を受給したいので以下のとおり申請します。

受給を希望する奨学金 (私は、本申請書の裏面で、各奨学金の概要を理解しました。)			
<input type="checkbox"/> ①日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金 又は ②群馬大学学生海外派遣支援事業奨励金 <input type="checkbox"/> ③群馬大学基金による「留学(派遣)経費補助事業」による奨学金 <input type="checkbox"/> ④日本学生支援機構 渡航支援金 (①の受給者となった場合)			
1. 氏名	(ふりがな)	2. 生年月日	年 月 日
		3. 性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		4. 学籍番号	
5. 国籍	<input type="checkbox"/> 日本国籍(二重国籍も含む) <input type="checkbox"/> 日本への永住許可		
6. 所属	学部 研究科/学府	学科 課程/専攻	年
7. 連絡先	電話番号 _____ メールアドレス(頻繁に確認するメールアドレスを記載してください。) _____		
8. 保護者連絡先	住所 _____ 電話番号 _____ (本人との関係: _____)		
9. 留学予定大学	国名:	大学名:	
	プログラム名		
10. その他奨学金 申請・受給状況	日本学生支援機構奨学金(貸与型)を貸与中の方は以下を記入		
	奨学金種別	第一種	第二種
	奨学生番号		
	他に受給する予定の留学支援のための奨学金(申請中及び申請予定も含む)		
	名称:		
	機関名:		
	受給金額:		
	受給予定期間:		
申請時期:			
結果判明時期:			
申請者本人による 署名・捺印	(西暦) 年 月 日 署名 _____ 印 _____		

群馬大学海外派遣プログラム等報告書

国際センター長 殿

記入日： 年 月 日

群馬大学の学生海外派遣プログラム等の参加にあたり、以下のとおり報告します。

(ふりがな) 実施担当者名		所属学部／研究 科等・役職	
海外派遣 プログラム名			
派遣先国名・機関名			
派遣人数	名	名 (当初予定人数)	
プログラム 実施期間	年 月 日	～	年 月 日
プログラム概要 (内容)			
プログラム実施 状況報告			
その他特記事項			

※プログラム終了後2週間以内に提出をお願いします。

(16) 学生団体活動心得

平成25年7月8日

学生支援センター長裁定

改正 平成26年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1 この心得は、群馬大学学部共通細則第10条による群馬大学学生団体（以下「学生団体」という。）の活動等に関する必要な事項を定める。

(学生団体の結成)

第2 学生団体を結成する場合は、次のすべてに掲げる事項に該当することとする。

- (1) 構成員は全て本学の学生であること。
- (2) 5名以上の構成員がいること。
- (3) 顧問が教員（非常勤を除く。）であること。
- (4) 既存の学生団体には無い独創性を持つ活動を行う学生団体であること。
- (5) 結成年度以降、継続していく意志と体制があること。
- (6) 成文にした会則を定めていること。
- (7) 教育的に好ましくない活動内容でないこと。
- (8) 反社会的な活動内容でないこと。

(結成手続)

第3 学生団体の結成手続きは、あらかじめ別記様式1による学生団体結成届を学務部長等（構成員が複数の学部（大学院を含む。以下同じ。）にわたる場合及び共同教育学部（教育学部を含む）若しくは情報学部（社会情報学部を含む）の学生にあっては学務部長、医学部の学生のみである場合は医学部長、理工学部（工学部を含む。）の学生のみである場合は理工学部長）へ届け出るものとする。

2 学部長等は、前項の届け出に基づき、第2に定める要件を具備していると認められる場合、許可するものとする。

(活動場所)

第4 学生団体として活動できる場所は、群馬大学課外活動共用施設、群馬大学体育施設及び学生団体結成届に記載した場所とする。

2 前項に定める場所以外での活動を行う場合は、活動する5日前まで別記様式2による学外（内）課外活動届を学務部長等へ提出し、許可を受けなければならない。なお、学外において活動を行う場合で、公的な場所を利用し活動を行う場合は、公的機関等へ提出する利用申請書等の写しを添付しなければならない。

(活動手続)

第5 学生団体が次の各号の一に該当するときは、その都度、各様式に定める期限前までに学務部長等へ提出し許可を受けなければならない。

- (1) 学生食堂（ホール）を利用する場合、「学生食堂（ホール）使用許可願（別記様式3）」
- (2) 合宿研修施設を利用する場合、「合宿所使用許可願（別記様式4）」

- (3) 大学の物品を借用する場合、「物品借用願（別記様式5）」
- (4) 学内にて、学生向けポスターの掲示、立て看板の設置及び資料配布をする場合、「掲示等願（別記様式6）」

（事故の報告）

第6 学生団体が事故を起こした場合又は事故に遭った場合は、速やかに別記様式7による事故報告書を学務部長等へ提出しなければならない。

（遵守事項）

第7 学生団体は、群馬大学学部共通細則第12条、群馬大学課外活動共用施設使用内規第6条及び群馬大学体育施設の課外活動使用内規第6条に定める事項を遵守しなければならない。

（罰則）

第8 学生団体がこの心得に違反した場合は、顧問又は学務部長等から、学生団体の解散、活動の停止、活動の縮小を命ずることがある。

附 則

- 1 この心得は、平成25年7月8日から実施する。
- 2 この心得は、既結成の学生団体にも適用するものとする。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から実施する。

※ 別記様式は学生センターで配布

(17) 群馬大学課外活動共用施設使用内規

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1
平成18. 4. 1
平成25. 4. 1

(趣旨)

第1条 この内規は、群馬大学課外活動施設管理運営規程第4条に基づき、群馬大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 共用施設を使用できるものは、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長がそれぞれ承認した課外活動団体（以下「団体」という。）であり、毎年5月末日までに別紙様式1による団体現況報告書を荒牧団地については学務部長、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長（以下「学務部長等」という。）に提出したものとする。この報告書の提出を怠った場合は、共用施設の使用を認めない。

(使用日数)

第3条 共用施設は、年末・年始（12月28日から翌年1月4日まで）及び学務部長等が特に指定した日を除き使用できる。

2 使用時間は、毎時30分から21時までとする。ただし、特別の理由により学務部長等が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用手続)

第4条 共用施設を使用しようとする場合は、あらかじめ別紙様式2による共用施設使用許可願を学務部長等に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、長期にわたる使用については、毎年5月末日までにその手続を行わなければならない。

2 使用の許可を受けた後、使用許可願の記載事項に変更が生じた場合は、その都度別紙様式3による共用施設使用記載事項変更届を学務部長等に提出しなければならない。

(健の管理)

第5条 共用施設は、学務部長等が管理する。

2 共用施設を使用する場合は、その都度、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、桐生団地においては理工学部事務部で鍵を借り受け、使用後は直ちに返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間外（平日は17時15分以降）、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、学務部長等が別に定めるところによる。

(遵守事項)

第6条 共用施設を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 施設、設備等を無断で移動、改修及び転貸しないこと。
- (4) 火災予防に万全を期すること。
- (5) 施設、設備は常に整理、整頓し、使用後は必ず清掃し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の取消し)

第7条 共用施設を使用するものが、この内規に違反したときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させことがある。

2 共用施設を使用する団体が、解散その他の理由により使用目的が消滅したときは、その使用許可を取り消すものとする。

(損害の弁償)

第8条 共用施設を使用するものが、故意又は過失により施設・設備等を破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(事務署)

第9条 共用施設に関する事務は、鶴牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、附属団地においては理工学部事務部が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 则

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

(18) 群馬大学体育施設の課外活動使用内規

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1
平成18. 4. 1
平成25. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学課外活動施設管理運営指針第4条に基づき、群馬大学体育施設(以下「体育施設」という。)の課外活動使用について必要な事項を定める。

(施 設)

第2条 この内規において体育施設とは、荒牧団地、昭和団地及び桐生団地に設けられている次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) 陸上競技場
- (3) 弓道場
- (4) 野球場
- (5) ラグビー・サッカー場
- (6) テニスコート
- (7) バレーコート
- (8) ハンドボールコート
- (9) 水泳プール

(使 用 者)

第3条 体育施設を使用できるものは、荒牧団地については理事のうち学長が指名する者、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長がそれぞれ承認した課外活動団体とする。

(使 用 日 時)

第4条 体育施設は、年末・年始(12月28日から翌年1月4日まで。)及び荒牧団地については学務部長、昭和団地については医学部長、桐生団地については理工学部長(以下「学務部長等」という。)が特に指定した日を除き使用できる。

2 使用時間は、保健体育の授業時間帯を除き、8時30分から21時までとする。ただし、特別の理由により学務部長等が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使 用 手 続)

第5条 体育施設を使用は、別紙様式1による体育施設使用許可願を学務部長等に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵 守 事 項)

第6条 使用者は、学務部長等が別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

(使 用 許 可 の 取 消 し)

第7条 体育施設を使用するものが、この内規に違反したときは、その使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

(損 傷 の 弁 償)

第8条 体育施設を使用するものが、故意又は過失により施設・設備等を滅失又は損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事 務)

第9条 体育施設に関する事務は、荒牧団地においては学務部学生支援課、昭和団地においては昭和地区事務部学務課、桐生団地においては理工学部事務部が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学生支援センター運営委員会の諸を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

体育施設等使用許可願

(兼 屋外体育施設夜間照明使用許可願)

平成 年 月 日

殿

(代表責任者)

学部名

学部 第 年次

学籍番号

氏 名

連絡先TEL

()

下記により使用したいので許可願います。

期 間	自 平成 年 月 日 () : から 至 平成 年 月 日 () : まで (使用日が2日以上にわたる場合は別紙に記入) 人			
場 所 (使用施設)				
使用団体名 (クラブ・サークル名)				
顧問教員	所属学部等		氏名	
使 用 目 的				
備 考				

※施設の重複などがないよう確認して、使用日の3日前までに提出すること。

※屋外体育施設夜間照明も申請するときは、試合要項等を添付すること。

(19) 群馬大学大学会館施設使用要項

平成17年4月1日 制定
改正 平成23年4月1日
平成24年6月27日
令和2年4月1日

(設 置)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）に、群馬大学大学会館（以下「会館」という。）を置く。

(目 的)

第2 会館は、本学の学生及び教職員の交流、福利厚生に寄与するとともに、地域との連携に貢献することを目的とする。

(趣 旨)

第3 会館の施設使用については、この要項の定めるところによる。

(施 設)

第4 この要項において「施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 集会室Ⅲ（和室）

(2) ミューズホール（多目的ホール）及び準備室

(3) 食堂、レストラン及び売店

(4) その他施設

(館 長)

第5 会館の管理運営責任者として館長を置き、大学教育・学生支援機構長をもって充てる。

(使用の範囲)

第6 施設を使用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 本学の授業及び諸行事の会場として使用する場合

(2) 本学の教職員の集会、研究会等の会場として使用する場合

(3) その他学会、講習会、研究会等で、館長が特に必要と認めた場合

(使用できる日)

第7 第4の第1号、第2号及び第4号の施設を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用できる日 土日祝祭日及び年末年始の休日を除く日

(2) 使用時間 9時から19時までの間

2 第4の第3号に規定する施設を使用できる日及び時間は、別に定める。

(使用の申込み及び許可)

第8 第4の第1号、第2号及び第4号の施設を使用しようとする者は、使用予定日の1週間前までに、所定の使用許可願を館長に提出し、許可を受けなければならない。なお、学生にあっては、顧問教員等の承諾を得て使用許可願を提出するものとし、かつ、承諾をした顧問教員等が施設使用中に立ち会うこととする。

2 館長は、使用許可願を適当と認めたときは、施設使用許可書を交付するものとする。

3 第4に規定する施設以外のコミュニティスクエア（1階広場）を特定の目的をもって占有して使用する場合は、前2項の規定を準用する。

(使用許可の取消)

第9 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は、使用を中止させことがある。

(1) 使用者がこの要項に違反したとき。

- (2) 使用許可願の記載事項と事実が相異したとき。
 - (3) 騒音等により、地域及び学内諸機関に迷惑を及ぼしたとき。
 - (4) その他使用させることが不適当と認めるとき。
- (使用者の注意義務)

第10 使用者は、この要項及び別に定める「大学会館 施設利用心得」を遵守しなければならない
(弁償責任)

第11 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、物品等を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

第12 会館の鍵は、学務部教務課が管理する。

2 使用者は、使用的都度許可された施設の鍵を学務部教務課で借り受け、使用後は、戸締まりの上、直ちに返却しなければならない。ただし、職員の勤務時間外に使用する場合の鍵の接受は、館長が指示した場所とする。

(事務)

第13 会館の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第14 本学の学生及び教職員以外の者又は会館を教育研究、福利厚生その他本学の運営に係る用途以外に使用しようとする学生及び教職員が、第4に規定する施設の使用を希望する場合の取扱いについては、国立大学法人群馬大学固定資産管理規程（平成23年4月1日制定）に定めるところによる。

(要項の改廃)

第15 この要項の改廃は、大学教育・学生支援機構長が行う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(20) 群馬大学養心寮規程

平成16.4.1 制 定
改正 平成17.4.1 平成18.4.1
平成25.4.1 平成25.9.9
令和2.4.1 令和3.4.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第57条の規定に基づき、群馬大学養心寮（以下「学寮」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）	共同教育学部、情報学部、医学部及び理工学部1年次の学生	男 77人 女 62人

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄宿料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理事の指定する者に納入しなければならない。

(施設・設備の保全等)

第10条 寮生は、居室、共同施設・設備等の保全に留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、部外者を宿泊させないこと。

(3) 施設・設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(4) 防火・保健衛生管理・災害防止その他学寮の管理・運営上の必要があるときは、大学の指示に従うこと。

(退 寮 願)

第11条 退寮を希望する者は、事前に所定の退寮願を理事に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事は速やかに退寮を命ずる

ものとする。ただし、第3号から第6号のいずれかに該当する場合にあっては、理事はあらかじめ学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。

- (1) 本学学生としての身分を失ったとき。
- (2) 寄宿料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。
- (3) 長期にわたる休学を許可されたとき又は長期にわたる停学処分をされたとき。
- (4) 学則又はこの規程に違反したとき。
- (5) 保健衛生上他の学生に悪影響があるとき。
- (6) 風紀、秩序を乱す行為があったとき。

(検査)

第13条 第11条の規定により退寮の承認を受けた者又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は、退寮に当たって居室その他居室に附属する設備等について理事の指定する職員の検査を受けるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の適用については、令和2年3月31日に教育学部に在籍する者（令和2年4月1日以降に当該学部に転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、同規定中「共同教育学部」とあるのは「共同教育学部（教育学部を含む。）」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第3条の適用については、令和3年3月31日に社会情報学部に在籍する者（令和3年4月1日以降に当該学部に編入学、転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部に在学しなくなるまでの間、同規定中「情報学部」とあるのは「情報学部（社会情報学部を含む。）」とする。

別表

区分	寮生	学生	負担	寮生	学生	負担	寮生	学生	負担
電気料	居室で使用する電気、その他寮生が私生活のために使用する電気の料金、寮生の炊事のために使用する電気の料金						左欄以外の電気料（基本料金を含む）		
水道料	洗面、洗たく場、浴室において使用する水道の料金、寮生の炊事のために使用する水道の料金						左欄以外の水道料（基本料金を含む）		
燃料費	寮生の入浴、洗面及び炊事のために使用する燃料費						左欄以外のガス料（基本料金を含む）		
消耗品費	寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品及びその他の消耗品費						左欄以外の寮管理上必要な消耗品費		
その他	寮生の私生活のための経費						左欄以外の寮管理上必要な経費		

区分	居室	談話室	補食室	洗面場 洗たく	便所	廊下	階段	ホール	管理室	玄関	浴室 (脱衣室)	電気室	機械室
電気料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水道料				○	○	○					○		○
燃料費				○							○		

(21) 群馬大学理工学部啓真寮規程

平成25年4月1日 制定

改正 平成28年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第57条の規定に基づき、群馬大学理工学部啓真寮(以下「学寮」という。)の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学寮は、学生が修学にふさわしい環境において勉学を継続するための居住施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者等は、次のとおりとする。

管理運営責任者	入寮対象学生	収容定員
理工学部長	理工学部2年次以上の学生（総合理工学科（夜間主コース）の夜間主修学の学生にあっては1年次以上の学年）及び大学院理工学府学生	男女 89人

(入 寮 願)

第4条 入寮を希望する学生は、所定の入寮願書に大学が指定する書類を添えて理工学部長に願い出るものとする。

(入 寮 選 考)

第5条 入寮を許可すべき者の選考は、国際交流・学生支援委員会の定める基準に基づき、理工学部長が行う。

(入 寮 許 可)

第6条 入寮の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理工学部長が行う。

2 入寮の許可期間は、最短修業年限の終了日のを超えることができない。ただし、休学又は留学による場合は、前項に定める手続を経て入寮許可の延長を許可することがある。

(入寮許可の取消し)

第7条 入寮を許可された学生が、入寮の選考に当たり、虚偽の申請を行った場合は、入寮許可を取り消すことがある。

(寄 宿 料)

第8条 審生は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第12条に定める寄宿料月額を毎月所定の日までに納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合も、寄宿料は1ヶ月分を納入しなければならない。

3 休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納入するものとする。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

(寄宿料以外の経費の負担)

第9条 寄宿料以外の寮生の私生活に必要な経費は、寮生の負担とし、その負担区分は、別表のとおりとする。

2 寮生は、前項の負担区分による額を、毎月所定の日までに、理工学部長の指定する者に納入しなければならない。

(遵守事項)

第10条 寮生は、この規程及び別に定める学寮の管理運営上の遵守事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、入居者以外の者を宿泊させないこと。

(3) 居室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(4) 居室の施設設備に工作等を行わないこと。

(5) 居室の設備を移動し、又は備品等を居室外に持ち出さないこと。

(6) 施設設備を故意又は重大な過失により破損、亡失又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) その他学寮の管理運営に係る管理運営責任者の指示に従うこと。

(退寮願)

第11条 退寮を希望するものは、事前に所定の退寮願を理工学部長に提出し、承認を受けなければならない。

(退寮処分)

第12条 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、理工学部長は、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第10号までのいずれかに該当する場合にあっては、理工学部長は、あらかじめ国際交流・学生支援委員会の議を経るものとする。

(1) 本学学生としての身分を失ったとき。

(2) 寄宿料又は納入すべき所定の経費を3月以上滞納したとき。

(3) 留年したとき。

(4) 長期にわたる休学若しくは留学を許可されたとき又は長期にわたる停学の処分を受けたとき。

(5) 学寮の行事への参加率が不良なとき。

(6) 学業成績が長期にわたり著しく不良なとき。

(7) 本学学則又はこの規程に違反したとき。

(8) 疾病その他保健衛生上、他の学生に悪影響があるとき。

(9) 学寮の風紀及び秩序を乱す行為があったとき。

(10) その他学寮の管理運営上、支障を来す行為があったとき。

2 前項の規定に基づき退寮を命ぜられた者は、退寮を命ぜられた日から14日以内に退寮しなければならない。

(検査)

第13条 第11条の規定により退寮の承認を受けた者、又は前条の規定により退寮を命ぜられた者は、退寮に当たって居室その他居室に付属する設備等について理工学部長の指定する職員の検査を受けるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、国際交流・学生支援委員会の議を経て、理工学部長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

区分		寮生 負担		大学負担											
電気料	居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気の料金	左欄以外の電気料（基本料金を含む。）													
水道料	居室及び洗面・洗濯・シャワー室において使用する水道の料金、寮生の炊事のために使用する水道の料金	左欄以外の水道料（基本料金を含む。）													
ガス料	居室において使用するガスの料金（基本料金を含む。）、寮生の入浴・シャワー浴及び給湯のために使用するガスの料金	左欄以外のガス料（基本料金を含む。）													
消費品費	寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品及びその他消費品の費用	左欄以外の寮管理上必要な消耗品費													
その他	寮生の私生活のための経費	左欄以外の寮管理上必要な経費													
区分		居室	ラウンジ	LDK	洗濯・洗面 室	便所	廊下	階段	ホール	管理室	玄関	多目的ホール	パンクトホール	電気室	機械室
電気料	寮生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道料	寮生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガス料	寮生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学														

(22) 群馬大学北軽井沢研修所使用規程

平成16. 4. 1 制定

(趣旨)

第1条 群馬大学北軽井沢研修所(以下「研修所」という。)の使用についてはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研修所は、本学学生の教育及び教員等の研修に使用することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 研修所は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 本学学生が指導教員と生活を共にしてセミナーを行う場合
- (2) 本学教員が研修を行う場合
- (3) その他学務部長が特に必要と認めた場合

(使用の許可)

第4条 研修所を使用しようとする者は、別に定める申込書に必要事項を記入のうえ事前に学務部長に提出し、使用許可書の交付を受けなければならない。

(使用の変更又は中止の承認)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用日等を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに学務部長に申出て、その承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、この規程及び別に定める群馬大学北軽井沢研修所使用者心得を遵守し管理人の指示に従い細心の注意をもって施設等を使用しなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 学務部長は、使用者が次の各号の一に該当するときは使用許可を取消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき
- (2) 申込書の記載事項と事実が相違したとき
- (3) その他使用させることが不適当と認めたとき

(損害の弁償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により研修所の施設・物品等を滅失・損傷又は汚損したときは、その損害について弁償しなければならない。

(開設期間)

第9条 研修所の開設期間は、原則として毎年5月1日から10月15日までとする。

(事務)

第10条 研修所の使用に関する事務は学務部学生支援課において行う。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(23) 群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン

平成 28.4.1 制定

1 趣旨

ソーシャルメディアを利用することにより、自由闊達な議論を行うことができ、また、発言や投稿を通じて社会参加することは、一定の意義が認められる。

しかしながら、ソーシャルメディアへの情報発信は、個人が自由に発言や投稿することで不特定多数の者が常時閲覧できる特性上、一個人としての意見であっても時には反感・反発を招き、又は不正確な情報等により、意図しないトラブル（いわゆる炎上を含む。）が発生し、結果的に本学の教職員及び学生（以下、構成員という）としての品位を貶めたり、大学の信頼・名誉を失墜させ、ついには大学運営に障害を生じさせることもあり得る。

群馬大学の構成員としての自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、構成員がソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な心構え・遵守事項をまとめたソーシャルメディア利用ガイドラインを策定するものである。

2 ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、インターネット上のWebサービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものをいう。

3 基本的な心構え・遵守事項

(1) 法令等遵守

法令、学内諸規則等を遵守すること。

(2) 誠実義務

- ① 群馬大学の構成員であることの自覚と責任を持つこと。
- ② 情報発信する内容や対応に責任を持ち、誤解を与えないようにすること。
- ③ 自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、自らが発信した情報に關し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることを避けること。

(3) 人権の尊重

自分と異なる意見や考え方を許容する姿勢を持つこと。

(4) 特定話題

政治、宗教等異論が出ることが予想される又は、扇動的になりがちな話題は、冷静な発言・投稿に努めること。

(5) 身分を明かす場合の留意事項

群馬大学の教職員・学生であることを明かして情報発信する場合は、特に次のこと留意すること。

- ① 研究者が、専門知識に関わる発言・投稿をする際には、社会からの信頼と尊敬を損なわない振る舞いに努めること。
- ② 教職員・学生として、資質を問われかねないような軽率な又は、立場をわきまえない発言・投稿をしないこと。
- ③ 発言・投稿内容は、個人のもので、本学の意見を代表・代弁するものではないことを明確にすること。

- ④ 各種ソーシャルメディアの利用時に、本学から与えられたメールアドレスを使用しないこと。
- (6) 禁止事項
- 次に掲げる情報発信は、禁止とする。
 - ① 違法行為を煽る情報
 - ② 本学の教職員・学生（退職者、卒業生を含む）、特定の個人・団体への誹謗中傷、差別的な内容の発言・投稿、その他特定の個人・団体の正当な権利・利益、信頼・名誉を損なうおそれのある情報
 - ③ 虚偽の情報又は伝聞や推測に基づく不確かな情報
 - ④ 当人の許可を得ていない他者の秘密及び個人情報
 - ⑤ 本学の機密情報
 - ⑥ 公序良俗に反する情報
- (7) その他
- 本学の徽章等を無断使用しないこと。

4 大学における調査

構成員が、ソーシャルメディアを私的利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は群馬大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合がある。

5 ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの取扱い

ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの取扱いについては、別に定める。

10 その他

(1) 学生歌・応援歌

(2) 生協案内

10 その他

(1) 学生歌・応援歌

群馬大学学生歌

ああ建学の

詞 梶田 一之

曲 相沢 聰

編曲 塚本 靖彦

群馬大学学生歌

山脈さやかに

詞 黒沢 研治

曲 藤沢 誠

編曲 塚本 靖彦

1. たからかに果なく響く歌声は

青春の歓喜の調べ
山あをく水きよら
ああ秀麗の国土とあかるく
わが希望かがやく姿よ
群馬大学 群馬大学
われらの学苑

2. たくましく生気に充つる歌声は

青春の至情の調べ
血はたぎり 胸をどり
ああ将来の文化をきずくと
わが理想もえたつ思いよ
群馬大学 群馬大学
われらの学苑

(合唱隊)

3. とうとうと大地をゆする歌声は

青春の叡智の調べ
魂さやか 眉さとく
ああ深奥の心理をみつむる
わが決意ゆるがぬ心よ
群馬大学 群馬大学
われらの学苑

4. すこやかに若やぎはづむ歌声は

青春の生命の調べ
あけ 晓しるし陽はいでて
ああ建学の理念のみちびく
わが前途あふるる光よ
群馬大学 群馬大学
われらの学苑

1. 山脈さやかに 薄靄截りて
歴史のちまたに 朝を招けば
希望のいぶきは 玉露散らし
わきたつ泉に 生命あふるる
うたえ今こそ 浄き青春
この声大地を めざましむ
ああ若き世代の 心のすみか群馬大学

2. 烈風狂いて 裸木に叫び
非情の氷雨の 骨に秘むれば
平和の宴を いすこに求む
自由の蒼穹 いつの日仰ぐ
燃えよ今こそ ひとつ炎に
この意気世界を 革新す
ああ若き世代の 血潮の象徴群馬大学

3. 思索のブロンズ 木立にもたれ
みどりの微風に 心澄ませば
神祕の調べは はるかにきこえ
真理の殿堂 高くそびゆる
開け今こそ 巨き扉を
この智慧 虚妄を開眼す
ああ若き世代の 叡智の星座群馬大学

4. 光范燐たる 日は昏れてゆき
夕風ほのかに 月を誘えば
洋々はてなき 未来の夢に
愁と歓喜の 潮みちくる
往かん今こそ 真実求めて
この道 無窮の野に向かう
ああ若き世代の 理想の精舎群馬大学

群馬大学応援歌
北 関 の 雄

詞 岩崎 義正
曲 新井 洋子
編曲 塚本 靖彦

1. 陵姿厳たる上毛の 試練の嵐身に受けて
鍛えみがきしこの腕 鍛えみがきしこの腕
四万に示さん時ぞきぬ
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大
2. 燐烈燐たる若人の わきたつ血潮高鳴りて
固き団結この鉄鎖 固き団結この鉄鎖
きおいあがれる意気をみよ
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大
3. 霸勢煥たる今日の日の 窮児が力おそるべし
行手さへける敵なべて 行手さへける敵なべて
蹶起一合みなふさん
群大 群大 北関の雄 群大
群大 群大 北関の雄 群大

教育学部創立百周年記念歌
あかつき告げる

詞 大槻 三好
曲 塚本 靖彦
(四部合唱)

1. あかつき告げる 百千鳥
学びの窓は 開けそめて
光りあまねく 野山を照らせり
翼を鍛えつ 父なる赤城よ
時勢のあらしに 羽ばたき翔けると
真理を求めて 高鳴る血潮
明日の使命を われら共に歌わん
2. 深山に湧きし 真清水は
岩をもくだき 玉と散り
和してゆたけく 大地をうるおす
緑野を拓きし 母なる大利根
愛の訓えを こころに刻みて
技術を磨けば わきたつ血潮
明日の使命を われら共に歌わん

工学部の歌
関 東 八 州

詞 土井 晚翠
曲 弘田竜太郎
編曲 塚本 靖彦

1. 関東八州広きが中に
名ゆう桐生の栄の基
我等の学園教を布て
青春花やぐ子弟を育つ
2. 千里の遠きを一步に起し
希望の影追ひ日夜に励め
誉れの工芸功をあげて
日本の飾と富とは増さん

(2) 生協案内

荒牧地区、昭和地区及び桐生地区には、それぞれ食堂・売店等を設けており、群馬大学と業務委託契約を締結した群馬大学生活協同組合が運営しています。食堂では食事を、売店では書籍・日用品等を市価よりも安く提供しており、アルバイト・住まい紹介も行っています。食堂ホールは自由に使用できます（ただし、昼食時間帯は食事利用者が優先となります）。詳しいサービス内容はホームページ (<https://www.univcoop.jp/gundai/>) にありますので、参照してください。

◇店舗の営業時間

店舗名	平日（休業期間を除く）	閉店・休業
荒牧 購買書籍店「たんぽぽ」	9:30～18:00	土・日・祝日
荒牧 食堂店「あらくさ」	11:00～14:00 17:30～19:30	土・日・祝日
荒牧 住まい紹介事業部	10:00～17:00	火・土・日・祝日
荒牧 本部事務所	9:30～16:30	土・日・祝日
昭和 購買書籍店	8:30～18:00	土・日・祝日
昭和 食堂店	11:00～14:00	土・日・祝日
桐生 購買書籍店	9:30～18:00	土・日・祝日
桐生 食堂店	11:00～14:00 17:30～19:30	土・日・祝日
桐生 喫茶「桐園」	11:00～14:00	土・日・祝日
桐生 事務所	10:00～16:00	土・日・祝日

※ 学事日程により、営業時間が変わることがあります。

※ 大学の長期休み中は短縮営業になります。

※ 住まい紹介事業部は、ご予約により土・日・祝日の物件紹介を行います。

◇電話・FAX番号

荒牧 購買書籍店 「たんぽぽ」	T E L 027-220-7195 F A X 027-231-9552 内 線 7195
荒牧 食堂店 「あらくさ」	T E L 027-220-7193 F A X 027-210-1299 内 線 7193
荒牧 住まい紹介事業部	T E L 027-289-8084 F A X 027-231-9552 内 線 7194
荒牧本部事務所	T E L 027-232-1599 F A X 027-289-2018 内 線 7192
昭和 購買書籍店	T E L 027-233-9558 F A X 027-232-4065 内 線 7867
昭和 食堂店	T E L 027-219-0090 F A X 027-219-0191 内 線 7870
桐生 購買書籍店	T E L 0277-22-6569 F A X 0277-22-6601 内 線 1090
桐生 食堂店 桐生「桐園」	T E L 0277-20-6122 F A X 0277-20-6123 内 線 食堂店：1090 「桐園」：1091
桐生事務所	T E L 0277-22-6569 F A X 0277-44-2918 内 線 1090



MEMO



群馬大学徽章

周囲は群馬県の象徴である名勝赤城、棟名、妙義、の上毛
三山を浮影りさせて大学を囲み、群馬大学の象徴とした。

学 生 便 覧

編集発行 群馬大学学務部教務課

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地
電 話 027(220)7111
FAX 027(220)7620



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。